

「利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料」

別表2.

1. 都市間比較・全国均質データ作成のための(国)実施要領コード/各都道府県実施コード対照表 : 土地利用現況、建物利用現況(建物用途)

北海道 土地利用現況

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				北海道出典: 都市計画基礎調査 実施要領 令和2年(2020年)11月 北海道建設部まちづくり局都市計画課									
用途分類	土地コード	細分用途	建物コード	建物コード	細分類	用途区分	細分用途	土地コード	細分類	土地コード	用途内容	備考			
土地 自然 利用	田	201			水田	農地	農地(田)	111		01	未整備農地				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		農地(畑)	112		01	未整備農地				
							未分類⑨ (111 or 112)	110		01	未整備農地				
	山林	203			樹林地	森林	森林	211		01	保安林				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川・湖沼等	河川・湖沼等	511		01	河川・湖沼等				
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他	水面	912		01	ため池・用水路				
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅	住居施設			411	専用住宅			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等					421	公営住宅、アパート、マンション、寮			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用					431	風呂、一般、理髪店、工芸店、写真屋、新聞、自転車			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用					441	洋裁、学習塾、習い事教室			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用					451	飲食店			
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業	専用商業施設	111	銀行、会社、事務所、自動車、農機具、農協、建設業					
							工業	都市運営施設	831	郵便局、電話局、放送局、中継所					
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	商業	店舗施設	310	未分類②(311 or 312)					
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	商業	専用店舗施設	311	卸売業、小売業、飲食店、喫茶店					
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス	文教厚生	文教施設	512	自動車教習所、予備校					
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	商業	娯楽施設	221	料理店、キャバレー、ソープ、サウナ、ナイトクラブ、ダンス					
					4025	(5)劇場、映画館等	商業	娯楽施設	211	映画館、劇場、競馬場、競輪場	4027の競馬場、競輪場が含まれる				
					4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	商業	娯楽施設	241	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティングセンター、フィットネス					
					4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	商業	遊戯施設	231	券売場、カラオケ、パチンコ、マージャン、インターネットカフェ	4026のカラオケ、インターネットカフェが含まれる				
					3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	商業	専用商業施設	131	ホテル、旅館			
					4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの							
					工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業	工業施設			711
	4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	721	軽化学工業施設					721	建築基準法別表第2(り)に掲げる建築物[(ぬ)を除く]					
	4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	731	サービス工業施設					731	建築基準法別表第2(と)に掲げる建築物[(り)を除く]					
	4414	(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	741	家内工業施設					741	原動機を使用する工場で作業所の床面積の合計が50m ² 以下のもの(作業所の床面積の合計が150m ² を越えない自動車修理工場を含む)					4415の自動車修理工場を含む
4415	(5)自動車修理工場														
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	その他	農業施設		911	養畜舎、農協倉庫、乾燥場、酪農場、温室					
										921	養魚場				

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					北海道出典： 都市計画基礎調査 実施要領 令和2年(2020年)11月 北海道建設部まちづくり局都市計画課							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	細分用途	土地 コード	細分類	土地 コード	用途内容	備考
都市的 土地 利用	公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	商業	官公署施設			自治体施設 021 道庁、市役所、役場、警察署、振興局、消防署 地方国家施設 011 裁判所、税務署、開発局、営林署 010 未分類①(011 or 012)	
	公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生	文教施設			研究施設 520 未分類⑤(521 or 522) 521 試験場、公的研究所	
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	教育施設 511 幼稚園、小学校、中学校、高校、高専、専門、短大、大学、養成所 510 未分類④(511 or 512)						
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	文化施設 531 図書館、博物館、公民館、会館						
	公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	11.文教厚生施設	422	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	厚生施設				運動施設 621 体育館、競技場、スタンド、公共運動施設	
					4225	(5)病院					医療施設 611 国立、市立、町立、個人、試験所、保健所、あんま、針・灸	
					4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					社会福祉施設 631 保育所、老人ホーム、母子寮、障害者ホーム、少年院、老人福祉センター、児童厚生施設	
					4227	(7)神社、寺院、教会 等					厚生施設 641 官公署の寮、会社の寮	
			15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	商業	店舗施設			専用店舗施設 312 公衆浴場	
	道路用地	215				道路、駅前広場	工業	都市運営施設			供給処理施設 811 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、ガス販売店、変電所 810 未分類⑥(811 or 812)	
	交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	その他	その他	913		01 立体駐車場、駐輪施設、港湾・空港施設、駅舎、バスターミナル、車庫、倉庫、駐車場、タクシー会社、バス会社、運送会社	
					4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	工業	都市運営施設			運輸倉庫施設 821	
					4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					01 都市公園(都決公園) 02 都市公園(都決公園以外) 03 その他公園 04 墓地	
	公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公園緑地	公園緑地	611		01 都市公園(都決公園) 02 都市公園(都決公園以外) 03 その他公園 04 墓地	
	その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	商業	官公署施設			地方国家施設 012 防衛施設	
その他の空地①	220				ゴルフ場	宅地	宅地	011		08 ゴルフ場		
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地					07 太陽光発電システム用地		
その他の空地③	222				平面駐車場					06 青空駐車場		
その他の空地④	223				その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))					01 未利用宅地 02 資材置き場 03 屋外運動場棟 04 屋外展示場 05 臨港地区内未利用地 09 未分類⑦(02 or 07) 10 未分類⑧(03 or 08)		
不明	231				不明な土地							
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等							

北海道 建物利用現況 (建物用途)

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				北海道出典: 都市計画基礎調査 実施要領 令和2年(2020年)11月 北海道建設部まちづくり局都市計画課																					
用途分類	コード	コード	細分類	用途区分	細分用途	コード	細分類	コード	用途内容	備考															
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業	専用商業施設	業務施設	111	銀行、会社、事務所、自動車、農機具、農協、建設業																	
				工業	都市運営施設	通信施設	831	郵便局、電話局、放送局、中継所																	
				文教厚生	文教施設	研究施設	522	民間研究所																	
				商業	店舗施設	専用店舗施設	310	未分類②(311 or 312)																	
				工業	都市運営施設	供給処理施設	812	ガソリンスタンド																	
				商業	専用商業施設	集合販売施設	121	百貨店、マーケット																	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業	専用店舗施設	専用店舗施設	311	卸売業、小売業、飲食店、喫茶店																	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				文教厚生	文教施設	教育施設	512	自動車教習所、予備校														
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設							商業	娯楽施設	風俗営業施設	221	料理店、キャバレー、ソープ、サウナ、ナイトクラブ、ダンスホール、バー											
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等										娯楽施設	興業施設	211	映画館、劇場、競馬場、競輪場	4027の競馬場、競輪場が含まれる								
		4025	(5)劇場、映画館 等												スポーツ施設	241	ポーカー、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パティンゴセンター、フィットネス	4026のカラオケ、インターネットカフェが含まれる							
		4026	(6)ポーカー、スケート場、パティンゴセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、インターネットカフェ 等															231	券売場、カラオケ、パチンコ、マージャン、インターネットカフェ						
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等															131	ホテル、旅館						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	商業	専用商業施設	宿泊施設												131	ホテル、旅館						
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの																						
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)																						
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等																						
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	住宅	住居施設	専用住宅	411	専用住宅																	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			共同住宅	421	公営住宅、アパート、マンション、寮																	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			一般店舗併用住宅	431	風呂、一般、理髪店、工芸店、写真屋、新聞、自転車																	
						事務所併用住宅	441	洋裁、学習塾、習い事教室																	
						飲食店併用住宅	451	飲食店																	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	商業	官公署施設	自治体施設	021	道庁、市役所、役場、警察署、振興局、消防署																	
						地方国家施設	011	裁判所、税務署、開発局、営林署																	
							010	未分類①(011 or 012)																	
							520	未分類⑤(521 or 522)																	
							521	試験場、公的研究所																	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生	文教施設	研究施設	511	幼稚園、小学校、中学校、高校、高専、専門、短大、大学、養成所																	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				厚生施設	教育施設	510	未分類④(511 or 512)															
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等							商業	店舗施設	文化施設	531	図書館、博物館、公民館、会館											
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)										文教厚生	文教施設	運動施設	621	体育館、競技場、スタンド、公共運動施設								
		4225	(5)病院													商業	店舗施設	医療施設	611	国立、市立、町立、個人、試験所、保健所、あんま、針灸					
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等																文教厚生	文教施設	社会福祉施設	631	保育所、老人ホーム、母子寮、障害者ホーム、少年院、老人福祉センター、児童厚生施設		
		4227	(7)神社、寺院、教会 等																			商業	店舗施設	厚生施設	641
				文教厚生	文教施設	専用店舗施設																			312
							宗教施設	541	神社、寺、教会																541
										記念施設	551	記念施設													551
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等										工業	都市運営施設	運輸倉庫施設										821
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等																						
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等																						
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立)										工業	工業施設	重化学工業施設	711	建築基準法別表第2(ぬ)に掲げる建築物								
		4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	サービス工業施設	731	建築基準法別表第2(と)に掲げる建築物[(り)を除く]																			
		4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				家内工業施設	741	原動機を使用する工場で作業所の床面積の合計が50m ² 以下のもの(作業所の床面積の合計が150m ² を越えない自動車修理工場を含む)							4415の自動車修理工場を含む									
		4414	(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等																						
		4415	(5)自動車修理工場																						
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等							その他	農業施設	農業施設	911	養畜舎、農協倉庫、乾燥場、酪農場、温室											
						漁業施設				921	養魚場														
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	工業	都市運営施設	供給処理施設	811	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、ガス販売店、変電所																	
							810	未分類⑥(811 or 812)																	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	商業	官公署施設	地方国家施設	012	防衛施設																	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設																						
18.不明	461	4611	不明な建物																						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等																						

青森県 土地利用現況

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					青森県出典:		令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県県土整備部都市計画課 ※定義書、コード表は現時点では未策定				
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然 的	田	201			水田	田	-			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	-			畑、果樹園、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス			
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・牧野	-			原野・牧野、荒地(自然的状況)			
						低湿地・荒蕪地	-			低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、急傾斜地			
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	-	5.住宅		(1)専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	空き家が含まれる	
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等		
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	-	1.業務施設			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
				4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		
			4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				
			4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				
			4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				
			4025	4025	(5)劇場、映画館等				(5)劇場、映画館等				
			4026	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等				(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等				
			4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等				
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等		3.宿泊施設			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等				
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		4.商業系用途複合施設			商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの				
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	-	13.工場		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
				4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する床面積150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		
				4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する床面積50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		
				4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					(4)床面積50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営む工場等		
				4415	4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場		
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業用施設(建物用途現況図の14)	-	14.農林漁業施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等			
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	10.官公庁施設	421	4211	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公共・公益施設用地(建物用途別現況図の10,11,15)	-	10.官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等		
				4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		
				4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等					(2)小・中・高等学校、保育所等		
				4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等					(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等		
				4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
				4225	4225	(5)病院					(5)病院		
		4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等		(6)診療所、老人ホーム、介護福祉施設、公衆浴場、公衆便所等							
4227	4227	(7)神社、寺院、教会等		(7)神社、寺院、教会等									
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等		15.供給処理施設			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	-			道路、駅前広場			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途別現況図の12、自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾)	-	12.運輸倉庫施設		自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾		
				4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等		
				4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等					(3)立体駐車場、駐輪施設等		

(つづき)

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					青森県出典: 令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県土整備部都市計画課 ※定義書、コード表は現時点では未策定						
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
都市 的 土 地 利 用	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-			公園・緑地、広場、運動場、墓園	
	その他公的施設用地	218		453	4531 防衛施設用地	防衛施設用地	-			防衛施設	
	その他の空地①	220			ゴルフ場						
	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地						
	その他の空地③	222			平面駐車場						
	その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、 改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法 面))	その他の空地	-			平面駐車場、改変工事中の土地、ゴルフ場、太陽光発電のシス テムを直接整備している土地	その他の空地①ゴルフ場、その他の 空地②太陽光発電、その他の空地③ 平面駐車場が含まれる
不明	231				不明な土地						
低未利用土地	253			471	4711 用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等	未利用地等	-			上記の分類のどれにも属さない土地(建物跡地、資材置場、空き 家・空き店舗等が立地している土地等)	その他の空地④建物跡地、資材置場 が含まれる

青森県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			青森県出典： 令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県国土整備部都市計画課 ※定義書、コード表は現時点では未策定					
用途分類	コード	コード	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	1.業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
2.商業施設	402	4021	2.商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	
		4022					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	
		4023					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	
		4025					(5)劇場、映画館等	
		4026					(6)ボーリング場、パテティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	
		4027					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	
3.宿泊施設	403	4031	3.宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	4.商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	5.住宅	-			専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	
6.共同住宅	412	4121	6.共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	7.店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4、10、11）の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	8.店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4、下の10、11）の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	9.作業所併用住宅	-			住宅（上の5、6）と工業系用途（下の13）の併用	
10.官公庁施設	421	4211	10.官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	
11.文教厚生施設	422	4221	11.文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	
		4222					(2)小・中・高等学校、保育所等	
		4223					(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	
		4224					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	
		4225					(5)病院	
		4226					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	
		4227					(7)神社、寺院、教会等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	12.運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	
		4312					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等	
		4313					(3)立体駐車場、駐輪施設等	
13.工場	441	4411	13.工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	
		4412					(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	
		4413					(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	
		4414					(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	
		4415					(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	14.農林漁業施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	
15.供給処理施設	452	4521	15.供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	
16.防衛施設	453	4531	16.防衛施設	-			防衛施設	
17.その他	454	4541	17.その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設	
18.不明	461	4611					不明な建物	
19.空家	471	4711					空家、空店舗等	

岩手県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					岩手県出典: H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト													
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考							
土地 自然 利用	田	201			水田	田	A	田 田(未耕作地)	A1 A2	水田 耕作放棄水田	その他の自然地の耕作放棄地が含まれる							
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	B	畑 畑(未耕作地)	B1 B2	畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス、農業用施設用地 耕作放棄畑 等	その他の自然地の耕作放棄地が含まれる							
	山林	203			樹林地	山林	C			針葉樹林、広葉樹林、混合樹林								
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	D			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面								
	その他自然地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	E	原野・牧野 低湿地・荒蕪地	E1 E2	原野・牧野、荒地 低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸								
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211			5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途別現況図の6~10)	F	6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	7.共同住宅	412	4121	アパート、マンション
					7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			8.店舗併用住宅	413	4131	住宅(上の6)と商業系用途(1~5)の併用				
					8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			9.店舗併用共同住宅	414	4141	住宅(上の7)と商業系用途(1~5)の併用				
					9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			10.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の6,7)と工業系用途(17)の併用				
					1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等			商業用地(建物用途別現況図の1~5)	G	2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	1.業務施設	401
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		4022	百貨店、小売店(専門店)、卸売店 等												
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		4023	食堂、喫茶店、スナック、結婚式場、料理店、バー、飲み屋 等												
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		4024	理容店、美容院、自動車教習所 等												
		4025	(5)劇場、映画館 等		4025	劇場、映画館、演芸場、観覧場、待合、キャバレー、ナイトクラブ、舞踏場、特殊浴場												
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		4026	ボウリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場												
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		4027	ホテル、旅館、モーテル、民宿												
		403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	工業用地(建物用途別現況図の16~17、危険物貯蔵・処理施設)	H	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、モーテル、民宿				
		404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			17.工業施設	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	各種工場、危険物貯蔵・処理施設	16.運輸倉庫施設	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)			
		4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	4412			(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)											
		4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	4413			(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)											
	4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等														
	4415	(5)自動車修理工場	4415	(5)自動車修理工場														
	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等									
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422		10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地(建物用途別現況図の11~14、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所)	I	11.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所				
						4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等				4221	幼稚園、小・中・高等学校、大学、高等専門学校、各種学校、研究所 等						
						4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				4222	図書館、博物館、体育館、競技場、神社、寺、教会 等						
						4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				4223	病院、診療所、保育所、老人ホーム、公衆浴場 等						
						4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				4224	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、基地局						
	4227	(7)神社、寺院、教会 等		4227	道路、駅前広場													
	4225	(5)病院		4225														
	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		4226														
道路用地	215		452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	道路用地	J			道路、駅前広場								
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216		431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地	K			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾								
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	L			公園・緑地、広場、運動場、墓園								
その他の空地①	220		453	4531	防衛施設用地	その他の空地	M			防衛施設用地	その他の空地④の改変工事の土地が含まれる							
その他の空地②	221				ゴルフ場	その他の空地	P			改変工事の土地、ゴルフ場	その他の空地④の改変工事の土地が含まれる							
その他の空地③	222				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地	N			平面駐車場								
その他の空地④	223				平面駐車場	その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	低未利用地	O		未利用地(建物跡地等、都市的状況の未利用地) 等								
不明	231				不明な土地													
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等													

岩手県 建物利用現況（建物用途）

国出典:			岩手県出典:			
都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト			
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	1	事務所、銀行、NTT、郵便局 等	
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	2	百貨店、小売店(専門店)、卸売店 等 食堂、喫茶店、スナック、結婚式場、料理店、バー、飲み屋 等 理容店、美容店、自動車教習所 等	
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				
		4025 (5)劇場、映画館 等				
		4026 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3	ホテル、旅館、モーテル、民宿	
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの				
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	6.住宅	6	専用住宅	
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	7.共同住宅	7	アパート、マンション	
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	8.店舗併用住宅	8	住宅(上の6)と商業系用途(1~5)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	9.店舗併用共同住宅	9	住宅(上の7)と商業系用途(1~5)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	10.作業所併用住宅	10	住宅(上の6,7)と工業系用途(17)の併用	
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	11.官公庁施設	11	県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	12.教育施設	12	幼稚園、小・中・高等学校、大学、高等専門学校、各種学校、研究所 等	
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等				
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				
		4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				
		4227 (7)神社、寺院、教会 等				
		4225 (5)病院				
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	15.交通施設	15	駅舎、バスターミナル、空港、港湾施設	
		4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				
		4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等				
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立)	17.工業施設	17	各種工場、危険物貯蔵・処理施設	供給処理施設の危険物貯蔵・処理施設が含まれる。
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				
		4415 (5)自動車修理工場				
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	18.農林漁業用施設	18	農業用納屋、農林漁業用作業場、畜舎、温室、船小屋	
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	20.その他	20	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、基地局	
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	19.防衛施設	19	防衛施設	
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	99.建物とみなさない建物ポリゴン	99	10㎡未満の建物など、上記以外の建物	
18.不明	461	4611 不明な建物				
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等				
			88.不存在・滅失建物	88		

宮城県 土地利用現況

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				宮城県出典:		令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210					
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然 的	田	201			水田	田	1			水田	農林漁業施設用地が含まれる		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛・豚)場	畑	2			畑、採草地、養鶏(牛・豚)場、ビニールハウス、果樹園	農林漁業施設用地が含まれる		
	山林	203			樹林地	山林1	3			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	山林2	5			急傾斜の樹林地、防災危険区域、保存緑地等の樹林地			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	水面	6			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	8			専用住宅、アパート、マンション、長屋、寮等の敷地		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	公共住宅用地1	9			公営住宅の敷地		
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	公共住宅用地2	10			官公庁施設の職員寮、官舎等の敷地		
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	商業用地(併用)	12			店舗併用住宅、店舗併用共同住宅の敷地		
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用	工業用地(併用)	14			作業所(工業施設、運輸・倉庫施設)併用住宅の敷地		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地(専用)	11				業務、商業、宿泊、娯楽、遊戯施設等の敷地	
			2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等							
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等							
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設							
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等							
					4025	(5)劇場、映画館 等							
					4026	(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等							
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等											
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等									
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの									
	工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(専用)	13				重工業、軽工業、サービス工業、家内工業、危険物貯蔵、処理施設等の敷地	公益施設用地の15.供給処理施設の危険物貯蔵、処理施設等の敷地が含まれる
					4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)							
					4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)							
					4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等							
					4415	(5)自動車修理工場							
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業作業場 等								
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地1	16			官公庁、教育文化施設(幼稚園~大学、図書館、美術館等)、その他の敷地(処理場、火葬場、発電所、神社仏閣等)			
					15.供給処理施設							452	4521
		11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等								
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等								
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等								
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)								
				4227	(7)神社、寺院、教会 等								
4225	(5)病院	公益施設用地2	17			医療施設の敷地(病院又は診療所)	診療所が含まれる						
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	公益施設用地3	18			社会福祉施設の敷地(老人ホーム、障害者支援施設、保育所等)	保育所が含まれる						
道路用地	215				道路、駅前広場	自動車専用道路	20			高速道路、自動車専用道路			
					幹線道路	21			自動車専用道路以外の国道、県道、都市計画道路				
					区画道路	22			自動車専用道路又は幹線道路以外の道路用地				

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					宮城県出典： 令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210						
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
都市的 土地 利用	交通施設用地(建物用 用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地	24			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾	4313の立体駐車場が含まれる
	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	23			公園・緑地、広場、運動場、墓園	
	その他の公的施設用地	218		453	4531 防衛施設用地						
	その他の空地①	220			ゴルフ場						
	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地						
	その他の空地③	222			平面駐車場						
	その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	その他1	25			防衛施設用地、ゴルフ場、急傾斜地(樹林地を除く)、団地周 辺の造成法面	その他の公的施設用地の防衛施設 用地、その他の空地①ゴルフ場が 含まれる
						その他2	26			大規模宅地開発事業地区内における造成中の土地	
						空宅地				建物跡地等の都市的状況の未利用地、平面駐車場	その他の空地③平面駐車場が含ま れる
	不明	231				不明な土地					
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等						

宮城県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			宮城県出典： 令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210					
用途分類	コード	コード	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	業務	1				
2.商業施設	402	4021	店舗	2				
		4022						
		4023						
		4024						
		4025						
		4026						
		4027						
3.宿泊施設	403	4031	宿泊	3				
4.商業系用途複合施設	404	4041						
5.住宅	411	4111	住宅	9				
6.共同住宅	412	4121	共同住宅	10				
7.店舗等併用住宅	413	4131	商業併用	5				
8.店舗等併用共同住宅	414	4141						
9.作業所併用住宅	415	4151	工業併用	8				
10.官公庁施設	421	4211	官公庁	11				
11.文教厚生施設	422	4221	文教厚生	12				
		4222						
		4223						
		4224						
		4225						
		4226						
		4227						
12.運輸倉庫施設	431	4311	倉庫	7				
		4312						
		4313						
13.工場	441	4411	工場	6				
		4412						
		4413						
		4414						
		4415						
14.農林漁業用施設	451	4511						
15.供給処理施設	452	4521						
16.防衛施設	453	4531						
17.その他	454	4541	その他	13				
18.不明	461	4611						
19.空家	471	4711						

秋田県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					秋田県出典： R2調査項目一覧(五城目町) 秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準じて調査を実施しており、独自の要領等は作成していません。」 ※実施要領、定義書なし 五城目町を参考に整理							
用途分類	土地コード	細分用途	建物コード	建物コード	細分類	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	備考	
自然的 土地利用	田	201			水田	田	-			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	-			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	-			原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	-	5.住宅	-	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		-	6.共同住宅	-	アパート、マンション、長屋、寮等		
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		-	7.店舗等併用住宅	-	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		-	8.店舗等併用共同住宅	-	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		-	9.作業所併用住宅	-	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	2.商業施設	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	-	1.業務施設	-	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
			2.商業施設	4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		-	2.商業施設	-	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	
				4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等		-		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等		
				4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		-		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		
		4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	-	4024		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	-	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	
		4025	4025	(5)劇場、映画館等	-	4025		4025	(5)劇場、映画館等	-	(5)劇場、映画館等	
		4026	4026	(6)ボーリング場、バッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	-	4026		4026	(6)ボーリング場、バッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	-	(6)ボーリング場、バッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	
	4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	-	4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	-	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等			
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	-	3.宿泊施設	-	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	-	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等		
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	-	4.商業系用途複合施設	-	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	-	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		
工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	-	13.工場	-	13.工場	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
		4412	4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		-		(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				
		4413	4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		-		(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				
		4414	4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等		-		(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等				
		4415	4415	(5)自動車修理工場		-		(5)自動車修理工場				
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	-	14.農林漁業用施設	-	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等		
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	11.文教厚生施設	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10,11,15)	-	11.文教厚生施設	-	11.文教厚生施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	
			4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		-		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			
			4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等		-		(2)小・中・高等学校、保育所等			
			4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等		-		(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等			
	4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	-	4224		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	-	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
4225	4225	(5)病院	-	4225	4225	(5)病院	-	(5)病院				
4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	-	4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	-	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等				
4227	4227	(7)神社、寺院、教会等	-	4227	4227	(7)神社、寺院、教会等	-	(7)神社、寺院、教会等				
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	-	15.供給処理施設	-	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	-	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等			
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	-		-	道路、駅前広場		
交通施設用地(建物用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	4311	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途現況図の12)	-	12.運輸倉庫施設	-	12.運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		
		4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等		-		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				
		4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等		-		(3)立体駐車場、駐輪施設等				
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-		-	公園・緑地、広場、運動場、墓園		
その他公的施設用地	218				防衛施設用地	その他公的施設用地	-		-	防衛施設用地		
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	-		-	ゴルフ場		
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	-		-	太陽光発電のシステムを直接整備している土地		
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地③	-		-	平面駐車場		
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地④	-		-	その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))		
不明	231				不明な土地	不明	-		-	不明な土地		
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等							

秋田県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			秋田県出典：R2調査項目一覧(五城目町) 秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準じて調査を実施しており、独自の要領等は作成しておりません。」 ※実施要領、定義書なし 五城目町を参考に整理						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4			商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	7			住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8			住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9			住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院					(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	16			防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	17			仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

山形県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					山形県出典: 山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資料はない旨報告します。」(前回も同様の回答) ※提出資料なし、国要領及び技術資料の内容を転載。										
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考				
土地 自然 利用	田	201			水田	田	201			水田					
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場					
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地					
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面					
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸					
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	211	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)				
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅				412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			7.店舗等併用住宅				413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			8.店舗等併用共同住宅				414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅				415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	402	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	212	2.商業施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
						4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等						
						4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等						
						4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
						4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等						
						4025	(5)劇場、映画館等	4025	(5)劇場、映画館等						
						4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等						
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等											
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等							
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの							
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	213	13.工場	441	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
					4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)							4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
					4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)							4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
					4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等							4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	
					4415	(5)自動車修理工場							4415	(5)自動車修理工場	
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等				
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等
					4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	4221						(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		
					4222	(2)小・中・高等学校、保育所等	4222						(2)小・中・高等学校、保育所等		
					4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	4223						(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等		
					4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	4224						(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
4225	(5)病院	4225	(5)病院												
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等												
4227	(7)神社、寺院、教会等	4227	(7)神社、寺院、教会等												
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等								
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場					
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途現況図の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		
					4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等						4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等		
					4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等						4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等		
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園					
その他公的施設用地	218				防衛施設用地	その他公的施設用地	218			防衛施設用地					
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	220			ゴルフ場					
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地					
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地③	222			平面駐車場					
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地④	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))					
不明	231				不明な土地	不明	231			不明な土地					
低未利用土地	253				用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地	253			用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等					

山形県 建物利用現況（建物用途）

国出典:			山形県出典:				
都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資料はない旨報告します。」(前回も同様の回答) ※提出資料なし、国要領及び技術資料の内容を転載。				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等		
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		
		4025 (5)劇場、映画館 等			4025 (5)劇場、映画館 等		
		4026 (6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			4026 (6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等		
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用		
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用		
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用		
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等			4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等		
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等		
		4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
		4225 (5)病院			4225 (5)病院		
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		
		4227 (7)神社、寺院、教会 等			4227 (7)神社、寺院、教会 等		
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		
		4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		
		4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等			4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等		
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		
		4415 (5)自動車修理工場			4415 (5)自動車修理工場		
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	453	4531 防衛施設		
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設		
18.不明	461	4611 不明な建物	18.不明	461	4611 不明な建物		
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等	19.空家	471	4711 空家、空店舗 等		

福島県 土地利用現況

用途分類		土地コード	細分用途	建物コード	建物コード	細分類	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	備考		
国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局							福島県出典： 福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部							
土地 自然 利用	田	201				水田	田	13			水田			
	畑	202				畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	14			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス			
	山林	203				樹林地	山林	15			樹林地			
	水面	204				河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	16			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然	205				原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	17			原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸			
都市 土地 利用	住宅用地 (建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建築物の用途コード1の宅地)	1	1.住居系住宅、共同住宅、※県営・市町村営住宅含む		住宅			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等					共同住宅			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用					店舗併用住宅(建築物の用途コード2の宅地)		店舗併用住宅、店舗併用共同住宅	
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用					作業所併用住宅(建築物の用途コード5の宅地)		5.作業所併用住宅	住宅施設と工業系用途の併用
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用								
	商業用地 (建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	専用商業施設(建築物の用途コード3の宅地)	3	3.商業業務系業務施設、宿泊施設、娯楽施設、遊技施設、商業施設、商業系用途複合施設		業務施設			
				4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業施設					小売店、卸売店、百貨店、食堂、喫茶店、スナック、理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、倉庫			
				4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等									
				4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	娯楽施設1					キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー、風営法による風俗関連営業施設			
				4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等									
				4025	(5)劇場、映画館 等	娯楽施設2					劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店			
				4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等									
			4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	遊技施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス								
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等			宿泊施設	ホテル、旅館、民宿(モーテル、ラブホテル等風営法による風俗関連営業施設を除く)						
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設	商業系用途の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの								
工業用地 (建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	専用工業施設(建築物の用途コード4の宅地)	4	4.工業系運輸倉庫施設、家内工業施設、サービス工業施設、軽工業施設、重工業施設、危険物貯蔵・処理施設		重工業施設				
				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					軽工業施設				
				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					サービス工業施設				
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					自動車修理工場、原動機を使用する50㎡を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき合成樹脂の射出成形				
				4415	(5)自動車修理工場					家内工業施設		原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場		
農林漁業施設用地 (建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等				運輸倉庫施設	自動車車庫、駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港				

(つづき)

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					福島県出典: 福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部												
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考						
都市的 土地 利用	公益施設用地(建物用 途分類表の10、11、15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公共公益施設用地(建築 物の用途コード6の宅地)	6	6.公共公益系 文教厚生施設、官公庁施 設、消防署		官公庁施設 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消	4223の公会堂、集会所が含まれる。						
					11.文教厚生施設					422		4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生施設1 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体 育館、競技場、集会所				
												4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公 共施設)	文教厚生施設2 幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体 障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、神社、 寺院、教会、公衆浴場(個室付浴場業に係るものを除く)、診療 所、公衆トイレ、屯所				
		4225 (5)病院															
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等															
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等															
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等															
		15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等					その他の建築用地(建築 物の用途コード7の宅地)		7.その他 危険物貯蔵・処理施設 (ガソリンスタンド等)、農 林漁業用施設、その他の 施設	危険物貯蔵・処理施設 ガソリンスタンド等 農林漁業用施設 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 その他の施設 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設	商業用地のガソリンスタンドが含まれ る。 農林漁業施設用地が含まれる。			
					道路用地					215			道路、駅前広場	道路用地(幅員4m以上 のみ)	8		道路、駅前広場
					交通施設用地(建物用 途分類表の12)					216		12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地	9	
		公共空地	217							公園・緑地、広場、運動場、墓園		公園・緑地・レジャー施設 等	10		公園・緑地、広場、運動場、墓園、ゴルフ場等	その他の空地①ゴルフ場が含まれる	
		その他公的施設用地	218		453					4531 防衛施設用地		防衛施設用地	11		防衛施設用地		
その他の空地①	220			ゴルフ場													
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地													
その他の空地③	222			平面駐車場													
その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、 改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法 面))	その他の空地	12		改変工事中の土地、未利用地、平面駐車場	その他の空地③平面駐車場が含まれ る								
不明	231			不明な土地													
低未利用土地	253		471	4711 用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等													
					仮設建築用地(建築物の 用途コード18の宅地)	18	仮設住宅、仮設店舗、仮 設工場 等		仮設住宅、仮設店舗、仮設工場 等								

福島県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			福島県出典： 福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業業務系	3	業務施設	40	事務所	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			商業施設	80	小売店、卸売店、百貨店、食堂、喫茶店、スナック、理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、倉庫	運輸倉庫施設の倉庫、4011の銀行の支店が含まれる。
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			娯楽施設2	62	キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー、風営法による風俗関連営業施設	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			娯楽施設1	61	劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店	4024料理店が含まれる。
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			遊技施設	70	ボーリング場、スケート場、水泳場、パテティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、マーじゃん屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス	
		4025	(5)劇場、映画館 等			宿泊施設	50	ホテル、旅館、民宿(モーテル、ラブホテル等風営法による風俗関連営業施設を除く)	
		4026	(6)ボーリング場、パテティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			商業系用途複合施設	100	商業系用途の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの	
4027	(7)マーじゃん屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等								
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等						
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの						
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住居系	1	住宅	10	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)、蔵	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等			共同住宅	20	アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	店舗併用住宅	2	店舗併用住宅	90	店舗併用住宅、店舗併用共同住宅	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用						
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	作業所併用住宅	5	作業所併用住宅	130	住宅施設と工業系用途の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公共公益系	6	官公庁施設	110	県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所、官公庁の車庫も含む	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			文教厚生施設1	31	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、集会所	4223の公会堂、集会所が含まれる。
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等			文教厚生施設2	32	幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、神社、寺院、教会、公衆浴場(個室付浴場業に係るものを除く)、診療所、公衆トイレ、屯所	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等						
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等						
		4227	(7)神社、寺院、教会 等						
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等					運輸倉庫施設	120
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業系	4	重工業施設	170	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			軽工業施設	160	原動機を使用する150㎡を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			サービス工業施設	150	自動車修理工場、原動機を使用する50㎡を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき合成樹脂の射出成形	4415の自動車修理工場が含まれる。
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			家内工業施設	140	原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場	
		4415	(5)自動車修理工場						
		14.農林漁業用施設	451			4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	その他	7
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等			その他の施設	200	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設	防衛施設の防衛施設が含まれる
16.防衛施設	453	4531	防衛施設			危険物貯蔵・処理施設	180	ガソリンスタンド、消防法による設置許可が必要なもの	商業施設のガソリンスタンドが含まれる
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	仮設建築物系	8			仮設住宅、仮設店舗、仮設工場 等	
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

茨城県 土地利用現況

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				茨城県出典:		都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課 都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課					
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑・果樹園			
	山林	203			樹林地	山林	3						
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	5			河川、湖沼、ため池等			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・荒地・牧野 その他(海浜等)	4 6						
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	7			一般住宅、共同住宅			
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等								
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		併用住宅用地	8				店舗併用住宅、作業所併用住宅	
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用								
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用								
	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地	9			業務施設、店舗、娯楽施設、宿泊施設、遊戯施設、問屋・卸売施設				
	2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等									
			4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等									
			4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設									
			4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等									
			4025	(5)劇場、映画館等									
			4026	(6)ボーリング場、バッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等									
			4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等									
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等									
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの									
	工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地	10		工場、研究所				
				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)								
				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)								
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等								
				4415	(5)自動車修理工場								
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地	12		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等				
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	10.官公庁施設	421	4211	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公共用地	13		官公庁、供給処理施設				
				4212	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等								
	11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	文教厚生用地	14		学校、病院、図書館、神社・仏閣(それらと一体的な墓地を含む)、競技施設					
			4222	(2)小・中・高等学校、保育所等									
			4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等									
			4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)									
			4225	(5)病院									
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等												
4227	(7)神社、寺院、教会等												
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	20		道路、農道、林道				
交通施設用地(建物用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	運輸施設用地	11		飛行場、港湾、倉庫、ターミナル					
			4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等									
			4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等									
公共空地	217				公園、緑地、広場、運動場、墓園	公園・緑地・公共空地等	15		公園・広場・緑地、運動場、墓園等(独立した墓地)				
その他の公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	防衛用地	19		自衛隊施設、米軍提供施設				
その他の空地①	220				ゴルフ場	ゴルフ場	16						
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	太陽光発電施設	17						
その他の空地③	222				平面駐車場	駐車場用地	22		月極・時間貸し等の駐車場				
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	18		未建築宅地、用途変更中の土地、屋外利用地				
不明	231				不明な土地								
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等								

茨城県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			茨城県出典： 都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課 都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	10.業務施設	10		銀行、郵便局、会社、事務所、事務所附属倉庫	
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	11.商業施設(1)	11		小売店、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア	
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	12.商業施設(2)	12		食堂、喫茶店、スナック、浴場、ドライブイン、理髪店、レストラン	
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	17.娯楽施設	17		劇場、映画館、演芸場、観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等、個室付き浴場業に係わる公衆浴場等	
		4025 (5)劇場、映画館 等	16.遊戯施設	16		ボーリング場、スケート場、自動車教習所、マージャン屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、カラオケボックス等	4023の自動車教習所が含まれる
		4026 (6)ボーリング場、パッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等							
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	15.宿泊施設	15		ホテル、旅館、モーテル	
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	13.商業系用途複合施設	13		商業系用途(10~12、14~17)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	1.住宅	1		一般住宅	
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	2.共同住宅	2		共同住宅、寄宿舍、公営住宅	
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	3.併用住宅(1)	3		店舗併用住宅、事務所併用住宅	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	5.店舗等併用共同住宅	5		共同住宅(上の2)と商業施設等(下の6~17)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	4.併用住宅(2)	4		作業所併用住宅、農林漁業併用住宅	
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	6.官公庁施設	6		県庁、市役所、役場、出先官庁、税務署、裁判所、消防署、刑務所、警察署	
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	7.文教厚生施設(1)	7		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校	
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等					
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	8.文教厚生施設(2)	8		図書館、博物館、美術館、老人ホーム、養老院、身体障害福祉ホーム、神社・寺院・教会、保育所、託児所、派出所、公衆浴場、診療所、老人福祉センター、児童厚生施設各種養成所、研究所、市民会館、試験所、気象台、病院、保健所等	
		4225 (5)病院					
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
		4227 (7)神社、寺院、教会 等					
4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	9.競技施設	9		専用体育館、スタンド、競技場			
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	18.運輸施設	18		駅舎、停車場、電車車庫、飛行場、バスターミナル、トラクターミナル、航空施設	
		4312 (2)卸売市場、倉庫、トラクターミナル 等	14.問屋・卸売施設	14		卸売問屋、中央卸売問屋、魚市場、青果市場	
		4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	19.倉庫施設	19		営業を営む倉庫(店舗や事務所等の附属倉庫は含まない)	
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	21.工場施設	21		火薬類・石油類・ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が多い施設、危険性又は環境を悪化させるおそれがある施設。 自動車修理工場	
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					
		4415 (5)自動車修理工場					
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	22.農林漁業用施設	22		畜舎、温室、漁業施設等	
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	23.供給処理施設	23		処理場、火葬場、と畜場、ごみ焼却場、上下水道施設、変電所、変圧所	
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	24.防衛施設	24		防衛施設	
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	25.その他の施設	25		仮設建築物、その他分類できない施設	
18.不明	461	4611 不明な建物					
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等					

栃木県 土地利用現況

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				栃木県出典:		令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県国土整備部都市計画課 【栃木県】土地利用区分分類コード表							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考				
土 地 自 然 的 利 用	田	201			水田	田	1			水田					
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、果樹園、採草地、養鶏(牛、豚)場					
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地					
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面					
	その他自然地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5			原野・牧場、荒地(注1)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸					
都 市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途別表の5~9)	6	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)				
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮				
			7.店舗等併用住宅	413	41311	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(下の1~4.10.11)の併用				
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(下の1~4.10.11)の併用				
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用				
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途別表の1~4)	7	1.業務施設		事務所、銀行、郵便局、電話局、民間研究所・研修所・会議場、住宅展示場				
				2.商業施設	4021	4021				(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設		(1)商業施設	百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、飲食店、喫茶店、理容店、美容院、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	4026のインターネットカフェが含まれている。
					4022	4022				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			(2)遊戯・娯楽施設	ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、カラオケボックス、マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、キャバレー、クラブ、バー、料理店	
			4023		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設									
			4024		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等									
			4025	4025	(5)劇場、映画館 等										
			4026	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等										
	4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等												
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル、モーテル								
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途別表の13)	8	13.工場		(1)重工業施設	危険物の製造、液化ガスの製造、塩素 臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)			
				4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)軽工業施設	原動機を使用する150 ㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			
				4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)サービス工業施設	原動機を使用する50 ㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造 セメント製品の製造 金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			
				4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)家内工業施設	50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			
				4415	4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	自動車修理工場			
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地(建物用途別表の14)	18	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場					
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地(建物用途別表の10、11、15)	9	10.官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所、運転免許センター					
					11.文教厚生施設				422	4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	(1)教育施設1	大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所
		4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				(2)教育施設2		小・中・高等学校、幼稚園、児童福祉施設					
		4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				(3)文化施設		図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園					
		4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				(4)体育施設		体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					
		4225	4225	(5)病院				(5)医療施設		病院					
		4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	(6)福祉医療施設			診療所、老人福祉施設、介護福祉施設、公衆浴場・便所							
4227	4227	(7)神社、寺院、教会 等	(7)宗教施設	神社、寺院、教会											
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設									
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	10			道路、駅前広場						

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					栃木県出典： 令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県国土整備部都市計画課 【栃木県】土地利用区分分類コード表						
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
都市 的 土 地 利 用	交通施設用地(建物用 途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地(建物用 途別表の12)	11	12.運輸倉庫施設		(1)交通施設 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設	
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラクターミナル 等					(2)流通施設 卸売市場、倉庫、トラクターミナル	
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)駐車施設 立体駐車場、駐輪施設	
	公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	12		公園・緑地、広場、運動場、墓園	
	その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地 (建物用途別表の16)	13	16.防衛施設	防衛施設	
	その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	17		ゴルフ場	
	その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	15		太陽光発電のシステムを直接整備している土地	
	その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地③	16		平面駐車場	
	その他の空地④	223				その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、 改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法 面))	その他の空地④	14		その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材 置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含 まれない法面))	
	不明	231				不明な土地					
	低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等					

注1) 耕作放棄地等、自然的状況の荒地

栃木県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を読まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			栃木県出典： 令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県国土整備部都市計画課 【栃木県】建物利用現況コード表						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	1			事務所、銀行、郵便局、電話局、民間研究所・研修所・会議場、住宅展示場	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	2	(1)商業施設		百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、飲食店、喫茶店、理容店、美容院、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	4026のインターネットカフェが含まれている。
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等						
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等						
		4025	(5)劇場、映画館 等						
		4026	(6)ボーリング場、パッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			(2)遊戯・娯楽施設		ボーリング場、パッチングセンター、ゴルフ練習場、カラオケボックス、マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、キャバレー、クラブ、バー、料理店	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル、モーテル	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4			商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	7			住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8			住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9			住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所、運転免許センター	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	11	(1)教育施設1		大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等			(2)教育施設2		小・中・高等学校、幼稚園、児童福祉施設	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園 等			(3)文化施設		図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			(4)体育施設		体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院			(5)医療施設		病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			(6)福祉医療施設		診療所、老人福祉施設、介護福祉施設、公衆浴場・便所	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等			(7)宗教施設		神社、寺院、教会	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	12	(1)交通施設		駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			(2)流通施設		卸売市場、倉庫、トラックターミナル	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等			(3)駐車施設		立体駐車場、駐輪施設	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	13	(1)重工業施設		危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			(2)軽工業施設		原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			(3)サービス工業施設		原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			(4)家内工業施設		50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場			(5)自動車修理工場		自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	16			防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17.その他	17			仮設建築物その他1～16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

群馬県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局					群馬県出典： 群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月									
用途分類	土地コード	細分用途	建物コード	建物コード	細分類	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	備考			
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場の放牧場等、ビニールハウス ※畜舎については、農林漁業施設用地とする。				
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然	205			原野・牧野、荒地（耕作放棄地等自然的状況のもの）、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	5			原野・牧野、荒地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
都市 土地 利用	住宅用地（建物用途分類表の5～9）	211	5.住宅	411	4111	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途分類表の5～9）	6	5.住宅		専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮 等			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅（上の5）と商業施設等（1～4,10,11）の併用			7.店舗等併用住宅		住宅（上の5）と商業施設等（1～4,10,11）の併用			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅（上の6）と商業施設等（1～4,10,11）の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅（上の6）と商業施設等（1～4,10,11）の併用			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅（上の5,6）と工業系用途（13）の併用			9.作業所併用住宅		住宅（上の5,6）と工業系用途（13）の併用			
	商業用地（建物用途分類表の1～4）	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地（建物用途分類表の1～4）	7	1.業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			
				2.商業施設	402	4021				(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等						(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
			4023		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
			4024		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					
			4025	(5)劇場、映画館 等		(5)劇場、映画館 等								
			4026	(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等								
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等										
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等							
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設		商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの							
工業用地（建物用途分類表の13）	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工業用地（建物用途分類表の13）	8	13.工場	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）				
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）				
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）				
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等（50m以上も13工場を含む。）				
				4415	(5)自動車修理工場				4415	(5)自動車修理工場				
農林漁業施設用地（建物用途分類表の14）	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地（建物用途分類表の14）	9	14.農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等					
公益施設用地（建物用途分類表の10, 11, 15）	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地（建物用途分類表の10, 11, 15）	10	11.文教厚生施設	421	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等			
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	4221				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等				
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	4222				(2)小・中・高等学校、保育所 等				
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	4223				(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	4224				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）				
4225	(5)病院	4225	(5)病院											
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	4226	(6)診療所、老人ホーム、介護福祉施設、公衆浴場、公衆便所等											
4227	(7)神社、寺院、教会 等	4227	(7)神社、寺院、教会 等											
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等								
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	11		道路、駅前広場					
交通施設用地（建物用途分類表の12）	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地（建物用途分類表の12, 鉄道用地）	12	12.運輸倉庫施設		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等				
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等				
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	13		公園・緑地、広場、運動場、墓園（公園として用途のない基地は、公益施設用地とする。）					
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	14		防衛施設用地、競馬・競輪場等	商業施設の競馬・競輪場が含まれる				
その他の空地①	220				ゴルフ場									
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地									
その他の空地③	222				平面駐車場									
その他の空地④	223				その他の空地①～③以外の都市的土地利用（建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、造成地等の主利用に含まれない法面）	その他の空地	15		平面駐車場、改装工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場、太陽光発電施設（屋根に設置されているものを除く）	その他の空地①ゴルフ場、その他の空地②太陽光発電施設、その他の空地③平面駐車場が含まれる				
不明	231				不明な土地									
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等									

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。
 ※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

群馬県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			群馬県出典： 群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4			商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	7			住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8			住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9			住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4221	(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4221	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	
		4221	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4221	(5)病院					(5)病院	
		4221	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、介護福祉施設、公衆浴場、公衆便所 等	
		4221	(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等(50㎡以上も13工場に含む。)	
		4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	16			防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	17			仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

埼玉県 土地利用現況

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				埼玉県出典:		都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 H27定義書 GISデータ				
用途分類	細分類	細分用途	建物コード	細分類	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	備考		
土地 自然 的	田	201		水田	田	10			水田、耕作放棄地	その多自然地の耕作放棄地が含まれる。		
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	20			畑、果樹園、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス、耕作放棄地、市民農園	その多自然地の耕作放棄地が含まれる。		
	山林	203		樹林地	山林	30			樹林地			
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	40			河川、水面、湖沼、ため池、用排水路			
	その他自然地	205		原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	50			原野・牧場、低湿地、河川敷、河原湖岸			
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途別表1~4)	※住宅施設と併用となる施設で2区分	60	1.専用住宅	戸建て一般住宅		
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等				2.共同住宅	アパート、マンション、社宅、長屋、寮		
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用				3.商業併用住宅	上記1又は2と商業施設との併用建築物で、商業系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500㎡以下のもの(商業系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500㎡を超えるものは下記5.商業施設に分類)		
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用				4.商業業務併用住宅	上記1又は2と業務施設、あるいは商業・業務施設との併用建築物で、業務系、商業・業務系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500㎡以下のもの(商業・業務系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500㎡を超えるものは下記6.商業・業務施設に分類)		
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用							
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途別表5~6及び8~10)	70	6.商業・業務施設	事務所、事業系用途の複合施設、住宅展示場、商工会議所、農協			
		2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			5.商業施設	デパート、スーパー、物品販売店舗、飲食店、理容店、銀行、宅地建物取引業の店舗、ガソリンスタンド、予備校、自動車教習所、結婚式場、葬儀場			
			4022	4023	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			9.娯楽施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店、料亭、スナック、特殊公衆浴場(健康ランド、サウナ)、キャバレー			
			4023	4024	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					10.遊戯施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、遊園地、パチンコ屋、ゲームセンター、カラオケボックス	
			4024	4025	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					8.宿泊施設	ホテル、旅館	
	4025		4026	(5)劇場、映画館等								
	4026	4027	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等									
	4027	4027	(7)マーじゃん屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等									
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等								
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途別表11~13、発電所、変電所)	80	11.工業施設		自動車修理工場、自動車販売店(修理部門を持つもの)、その他の工業施設	交通施設用地の「12.運輸・倉庫施設(A)モータープールや自動車ストックヤード」、「13.運輸・倉庫施設(B)トラックターミナル、倉庫(単独のもの)」が含まれる。 公益施設用地の供給処理施設の発電所、変電所が含まれる。		
			4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)								
			4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)								
			4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等								
			4415	(5)自動車修理工場								
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業作業場等	農林漁業施設(建物用途別表14)	90	14.農林漁業施設	農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業作業場			
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	11.文教厚生施設	422	421	421	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途別表7、処理場、浄水場、火葬場、)	91		国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、警察署、税務署、郵便局、消防署、電話局、放送局、派出所、大学、学校、各種学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、博物館、普通公衆浴場(銭湯)、神社、寺院、教会、老人ホーム	幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く左記施設		
			4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等							
			4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等							
			4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)							
			4227	4227	(7)神社、寺院、教会等							
			4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等							
	4225	4225	(5)病院									
4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等										
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等									
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	100			道路、駅前広場、道の駅、PA、SA			

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					埼玉県出典： 都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 H27定義書_GISデータ					
用途分類	細分類	細分用途	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
都市 的 土 地 利 用	交通施設用地(建物用 途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地	110		鉄道用地(駅舎含む)、空港	
	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地		121 122	公園、緑地、広場、運動場 墓地、墓園	
	その他の公的施設用地	218		453	4531 防衛施設用地	その他の公的施設用地	130		防衛施設用地	
	その他の空地①	220			ゴルフ場	その他の空地①			ゴルフ場(民間も含む)	
	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	
	その他の空地③	222			平面駐車場	その他の空地③	140		駐車場※	
	その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、 改変工事中的土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法 面))	その他の空地④			改変工事中的土地、更地、残土・資材置場	
	不明	231			不明な土地					
	低未利用土地	253		471	4711 用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等					

※月極、コイン駐車場→その他の空地③

千葉県 土地利用現況

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				千葉県出典: 第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地(果樹園)、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス			
	山林	203			樹林地	山林	5			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	6			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	7			原野・牧野、河川敷、河原、海浜、湖岸			
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	8			住宅(専用住宅)、共同住宅(アパート、マンション)		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等							
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用							
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用							
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用							
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所	商業用地	9		業務施設(事務所、銀行等)、物販店(百貨店、小売店、卸売店等)、飲食店(食堂、喫茶店、バー、料理店、飲み屋等)、宿泊施設(ホテル、旅館、モーテル、民宿)、娯楽・遊戯施設(劇場、映画館、ボーリング場等)	
					4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等							
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等							
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設							
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等							
					4025	(5)劇場、映画館等							
					4026	(6)ボーリング場、バッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等							
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等											
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等									
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの									
	工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地	10			工業施設(各種工場)		
					4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)							
					4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)							
					4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等							
					4415	(5)自動車修理工場							
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業作業場等								
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公共施設用地	12			官公庁施設(県市町村庁舎、裁判所等)、供給処理施設			
					15.供給処理施設						452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
		11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	文教・厚生用地	13				教育施設(各学校、研究所等)、文化・宗教施設(図書館、博物館、神社、寺、教会等)、医療(病院、診療所)、社会福祉施設		
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等								
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等								
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)								
				4225	(5)病院								
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等												
4227	(7)神社、寺院、教会等												
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	19			(幅員4m以上の)道路、農道、林道、駅前広場			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	20			駅舎、バスターミナル、自動車車庫、飛行場、港湾、倉庫	4312の倉庫が含まれる。		
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等								
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等								
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	オープンスペース	141			公園・緑地、広場、運動場、墓園 ※前回調査「オープンスペースA」に該当			
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	防衛用地	18			自衛隊			

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					千葉県出典： 第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)								
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
都市的 土地 利用	その他の空地①	220			ゴルフ場	その他の空地①	143			ゴルフ場等のレクリエーション施設 ※前回調査「オープンスペースB」に該当			
	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	145			太陽光発電のシステムを直接整備している土地 ※今回調査より新規追加			
	その他の空地③	222			平面駐車場	その他の空地③	171			平面駐車場 ※前回調査「その他の空地」の屋外利用地(駐車場)に該当			
	その他の空地④	223				その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれな い法面))	その他の空地④				144	未利用地(建物跡地等、都市的状況の未利用地) ※前回調査「オープンスペースB」に該当	
											15	未建築宅地(造成完了) ※前回調査「その他の空地」の未建築宅地(造成完了)に該当	
											16	用途変更中の土地(造成中) ※前回調査「その他の空地」の用途変更中の土地(造成中)に該	
不明	231			不明な土地	属性不明箇所等	99							
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等								

千葉県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				千葉県出典： 第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)					
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設	10			事務所、銀行等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	商業施設 (物販店・飲食店)	11			百貨店、小売店(専門店)、卸売店、食堂、喫茶店、理髪店、その他一般商業施設等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等						
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等						
		4025	(5)劇場、映画館等						
		4026	(6)ボーリング場、バットセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	宿泊施設	12			ホテル、旅館、モーテル、民宿等	
		4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの						
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの						
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅	1			専用住宅	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等	共同住宅	2			アパート、マンション、寄宿舎、寮、公営住宅	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	店舗併用住宅	4			店舗併用住宅、事務所併用住宅	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	店舗併用共同住宅	3			共同住宅に事務所、店舗が付設されているもの	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	作業所併用住宅	5			作業所併用住宅※、農漁業用住宅(20のものを除く)※原動機を使用しない作業場及び原動機を使用する工場で床面積が50㎡未満のもの併用し、住宅部分の面積が作業場より大きいもの。	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	官公庁施設	6			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、NTT、警察署、消防署、駐在	4011の郵便局、NTTが含まれる
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	文教公共施設(2)	8			大学、高等専門学校、各種学校、各種養成所、研究所、試験場、気象台、病院(20床以上)、保健所、市民会館等	4211の保健所、4223の市民会館が含まれる
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所等						
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等						
		4224	(4)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等						
		4225	(5)病院						
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等						
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	運輸・倉庫施設	15			駅舎、停車場、電車車庫、バスターミナル、トラックターミナル、自動車車庫、倉庫(倉庫業を営む倉庫を含む)、荷とき場、飛行場、港湾施設等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等						
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等						
		4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)						
4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	軽工業施設	17			建築基準法 別表第2(ぬ)項に掲げる建築物[別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げるものを除く] (例) 原動機を使用する工場で作業所の床面積の合計が、150㎡を超えるもの、花火製造、アセチレンガスを用いて金属の工作工場、セルロイド製のおもちゃ製造、絵具製造、塗料吹付、せっけん製造、魚粉又は魚粉を原料とする飼料製造、羽・毛・ぼろ・くず綿・くず糸などの洗浄・染色・漂白、原動機を使用する製綿又は古綿再製、骨・貝類又は金属の乾燥研磨、鉱物・岩石、レンガ・骨などの粉砕、れん炭製造、瓦・レンガ・土器・陶磁器類の製造、ガラスの製造又は砂吹、等の用に供する建築物			
4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	18.サービス工業施設	18			建築基準法 別表第2(と)項に掲げる建築物[別表第2(ぬ)項に掲げるものを除く] (例) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの、インク製造、ハム・ソーセージなどの魚肉の練製品製造、金属のプレス又は切断、菓子製造、木材の製造、製粉、めっき印刷、原動機を使用する被服工場、床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫、ガソリンスタンド、等の用に供する建築物	4313の300㎡以上の自動車車庫、商業用地のガソリンスタンドが含まれる。		
4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	19.家内工業施設	19			原動機を使用しない作業場、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの、150㎡を超えない自動車修理工場、住宅と併用の場合は作業場の床面積が住宅の床面積より大きいもの、300㎡以下の車庫	4415の150㎡未満の自動車修理工場、4313の300㎡未満の自動車車庫が含まれる。		
4415	(5)自動車修理工場								
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農漁業用施設	20			床面積が15㎡を超える畜舎、温室、漁業施設等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	その他の施設	21			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設、危険物貯蔵、屠場、ごみ焼却場、卸市場、変圧所	防衛施設と運輸倉庫施設の4312卸市場が含まれる。
16.防衛施設	453	4531	防衛施設						
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設						
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗等	空家(任意)	22			建物に対し黒○印を付す	

東京都 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					東京都出典： (実施要領・別紙2) 令和3年度区部土地利用現況調査 データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 土地・建物用途分類表																				
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考														
自然的 土地利用	田	201			水田	田	611		0	水稲、い草、蓮などかんがい施設を有し湛水を必要とする作物を栽培する耕地															
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	612		0	野菜、穀物、生花、苗木など草本性作物を栽培する畑															
	山林	203			樹林地	樹園地	613		0	果樹園、茶・桑など木本性植物を集团的に栽培する畑															
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	採草放牧地	620		0	牧場、牧草地など人手の入った草地															
	その他自然	205				森林	森林	900		0	樹林、竹林、はい松地、しの地、山地、竹木が集团的に生育する土地														
						河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面・河川・水路	700		0	河川、運河、湖沼、遊水池、海														
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	独立住宅	131		0	専用戸建住宅、住宅を主とする塾・教室・医院等の併用建築物														
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	集合住宅	132		0	公団・公社・公営住宅、アパート、マンション、独身寮、寄宿舎、家族寮、長屋、テラスハウス、タウンハウス														
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	住居併用建物	123		0	住居併用店舗・事務所(物販・飲食・美容理容等の店舗、問屋、税理・会計・司法・不動産・給排水・塗装・建築などの事務所)														
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			住居併用作業所付店舗(とうふ・菓子・パン等の自家用製造販売)		0														
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用	住居併用工場	142		0	工場、作業所、生コン工場、精米工場、自動車修理工場、洗濯作業を伴うクリーニング店の併用工場、作業所併用住宅														
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	事務所建築物	121		0	事務所、営業店舗(銀行、証券会社等)、新聞社、放送局、NTT、計算センター、医師会館														
			4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	専用商業施設	122	商業施設	1	デパート、スーパーマーケット、小売店舗、卸売店舗、ガソリンスタンド、飲食店														
												2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	興行業施設	2	劇場、演芸場、映画館							
			4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	スポーツ・興業施設	125	スポーツ施設	1	(屋内又は観覧席を有するもの)体育館、競技場、野球場、水泳場、スケート場、ボウリング場、競馬競輪場等、劇場、演劇場、映画館、オーディトリウムを主体とする会館(民間主体のもの)	4027の競馬競輪場等が含まれる															
			4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設							宿泊・遊興施設	124		遊興施設	2				バー、キャバレー、ナイトクラブ、料亭、待合、ソープランド、モーテル、パチンコ店、麻雀屋、ビリヤード、ゲームセンター、カラオケボックス、ダンス教室等	4031のモーテルが含まれる					
			4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等																	1	宿泊施設	1	ホテル、旅館、ユースホステル、バンケットを主とする会館	
			4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等																					
			3.宿泊施設	403									4031			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等									
	工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	専用工場	141		0			工場、作業所、生コン工場、精米工場、自動車修理工場、洗濯作業を伴うクリーニング店の専用工場、専用作業所												
					4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)																			
					4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)																			
					4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等																			
					4415	(5)自動車修理工場																			
	農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設	150		0	温室、サイロ、畜舎、養魚場、その他農林漁業施設														
	公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	111		0	官公署及び出先機関、警察署及び派出所、消防署、郵便局、税務署、裁判所、大使館	商業用地4011の郵便局が含まれる													
11.文教厚生施設													422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	教育文化施設	112	教育施設	1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種専門学校、研修所、研究所、自動車教習所					
			4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	文化施設	2	美術館、博物館、図書館、公会堂																		
			4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				宗教施設	3	寺社、教会、町内会館	4223の町内会館が含まれる														
			4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)								医療施設		1	病院、診療所、保健所										
			4227	(7)神社、寺院、教会 等																	厚生医療施設	113	厚生施設	2	保育所園、託児所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設
4225			(5)病院	2									公衆浴場、サウナ												
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	114	供給施設		1	水道施設、電力供給施設(発電所、変電所)、都市ガス供給施設、卸売市場	交通施設用地4312の卸売市場が含まれる。																		
15.供給処理施設	452							4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	供給処理施設	114					処理施設	2	ゴミ焼却施設、廃棄物処理施設、下水道施設、と畜場、火葬場							
												215													
道路用地	215										道路、駅前広場	道路		510		0	街路、歩行者道路、自転車道路、農道、林道、団地内通路								

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					東京都出典： (実施要領・別紙2) 令和3年度区部土地利用現況調査_データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 土地・建物用途分類表						
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
都市的 土地 利用	交通施設用地(建物用 用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	鉄道・港湾等	520		0	鉄道、軌道、モノレール、空港、港湾	
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	倉庫運輸関係施設等	143	運輸施設等	1	自動車車庫、駐輪場、バスターミナル、パーキングビル、トラック ターミナル、バス・タクシー・トラック車庫	
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	倉庫施設等	2	倉庫、屋根付き資材置き場、流通センター、配送所			
	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公園、運動場等	300	その他	2	(屋外利用を主とするもの)公園緑地、運動場、野球場、遊園地、 テニスコート、屋外プール、馬術練習場、フィールドアスレチック、 墓地、ゴルフ練習場	公益施設用地4224の野球場、屋外 プール等(主に公共施設)が含まれる 商業用地4026のゴルフ練習場が含ま れる
	その他公的施設用地	218		453	4531 防衛施設用地	その他	220		0	自衛隊基地、在日米軍基地、火薬庫、採石場、ゴミ捨て場	公益施設用地4521の採石場、ゴミ捨て 場が含まれる
	その他の空地①	220			ゴルフ場	公園、運動場等	300	ゴルフ場	1	ゴルフ場	
	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	屋外利用地・仮設建物	210	太陽光発電	1	太陽光発電のシステムを直接整備している土地	
	その他の空地③	222			平面駐車場			屋外駐車場	2	宅地から道路等で分断された駐車場、又は有料駐車場(コインパ ーキング、月極有料駐車場等)	
	その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、 改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法 面))			その他	3	(屋外利用又は仮設利用)材料置き場、屋外展示場、飯場	
	不明	231			不明な土地			不明	0		0
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等	未利用地等	400		0	宅地で建物を伴わないもの、建築中で用途不明のもの、区画整 理中の宅地、取り壊し跡地、廃屋藪、埋め立て地	

東京都 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				東京都出典： (実施要領・別紙2) 令和3年度区部土地利用現況調査_データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 土地・建物用途分類表										
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考					
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	事務所建築物	121		0	事務所、営業店舗(銀行、証券会社等)、新聞社、放送局、NTT、計算センター、医師会館						
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの											
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	専用商業施設	122	商業施設	1	専用商業施設(住宅を含まないもの)、デパート、スーパーマーケット、小売店舗、卸売店舗、ガソリンスタンド、飲食店						
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等											
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設											
		4025	(5)劇場、映画館 等											
		4026	(6)ボウリング場、パテニングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等						スポーツ・興行施設	125	興行施設 スポーツ施設	2 1	劇場、演芸場、映画館、オーディトリウムを主体とする会館(民間主体のもの) (屋内又は観覧席を有するもの) 体育館、競技場、野球場、水泳場、スケート場、ボウリング場、競馬競輪場等	4027の競馬競輪場等が含まれる
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等						宿泊・遊興施設	124	遊興施設 宿泊施設	2 1	バー、キャバレー、ナイトクラブ、料亭、待合、ソープランド、モーテル、パチンコ店、麻雀屋、ビリヤード、ゲームセンター、カラオケボックス、ダンス教習所 ホテル、旅館、ユースホステル、バンケットを主とする会館	4031のモーテルが含まれる
4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等													
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等											
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	独立住宅	131		0	専用戸建住宅、住宅を主とする塾・教室・医院等の併用建築物						
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	集合住宅	132		0	公団・公社・公営住宅、アパート、マンション、独身寮、寄宿舎、家族寮、長屋、テラスハウス、タウンハウス						
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	住商併用建物	123		0	住居併用店舗・事務所(物販・飲食・美容理容等の店舗、問屋、税理・会計・司法・不動産・給排水・塗装・建築などの事務所) 住居併用作業所付店舗(とうふ・菓子・パン等の自家用製造販売)						
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用											
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	住居併用工場	142		0	工場、作業所、生コン工場、精米工場、自動車修理工場、洗濯作業を伴うクリーニング店の併用工場、作業所併用住宅						
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	111		0	官公署及び出先機関、警察署及び派出所、消防署、郵便局、税務署、裁判所、大使館	業務施設4011の郵便局が含まれる					
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	教育文化施設	112	教育施設 文化施設	1 2	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種専門学校、研修所、研究所、自動車教習所 美術館、博物館、図書館、公会堂						
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等											
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等											
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)											
		4227	(7)神社、寺院、教会 等	厚生医療施設	113	医療施設 厚生施設	1 2	寺院、教会、町内会館 病院、診療所、保健所 保育園、託児所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設	4223の町内会館が含まれる 4222の保育所、託児所が含まれる					
		4225	(5)病院											
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	専用商業施設	122	公衆浴場等	2	公衆浴場、サウナ								
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	倉庫運輸関係施設	143	運輸施設等 倉庫施設等	1 2	自動車車庫、駐輪場(ただし事務所・住宅に付随する車庫は含まず)、パーキングビル、バスターミナル、トラックターミナル、バス・タクシー・トラック車庫 倉庫、屋根付き資材置き場、流通センター、配送所						
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等											
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等											
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	専用工場	141		0	工場、作業所、自動車修理工場、洗濯作業を伴うクリーニング店の専用工場						
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)											
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)											
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等											
		4415	(5)自動車修理工場											
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設	150		0	温室、サイロ、畜舎、養魚場、その他農林漁業施設						
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	供給処理施設	114		1 2	上水道施設、電力供給施設(発電所、変電所)、都市ガス供給施設、卸売市場 ごみ焼却施設、廃棄物処理施設、下水道施設、と畜場、火葬場	運輸倉庫施設4312の卸売市場が含まれる。					
16.防衛施設	453	4531	防衛施設											
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設											
18.不明	461	4611	不明な建物											
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等											

神奈川県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					神奈川県出典： 第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県国土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(一令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用) 令和3年3月 神奈川県国土整備局都市 部都市計画課								
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然的 利用	田	201			水田	田	11	農振農用地外	111				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	12	農振農用地内	112				
	山林	203			樹林地	平地地山林	130	農振農用地外	121				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	傾斜地山林	140	農振農用地内	122				
	その他自然 地	205				原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	河川、水路、水面	150					傾斜度 15 度未満の山林 傾斜度 15 度以上の山林 ※河川については水面の部分のみ摘要 ※荒地とは、雑草地、裸地等(湿地、沼地等で水草が点々と生えている地域を含む)のこと。 ※河川敷とは、河川の水面以外の部分のこと。
							荒地、海浜、河川敷	160					
都市 地的 土地 利用	住宅用地(建物用途 分類表の5~9)	211			5.住宅	住宅用地	210	農振農用地外	171	住宅			
					6.共同住宅	集合住宅用地	220	農振農用地内	172	集合住宅			
					7.店舗等併用住宅	店舗併用住宅用地	230			店舗併用住宅			
					8.店舗等併用共同住宅	併用集合住宅用地	240			店舗・事務所との併用集合住宅			
					9.作業所併用住宅	作業所併用住宅用地	250			作業所併用住宅			
	商業用地(建物用途 分類表の1~4)	212				1.業務施設	業務施設用地	260			業務施設(1) 銀行、事務所、NTT、新聞社、放送局 業務施設(2) 郵便局		
						2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	商業用地	270	商業施設(A)	小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設 処理施設(A) ガソリンスタンド
								4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			商業施設(B)	食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設
								4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			商業施設(C)	理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、その他のサービス施設
								4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			娯楽施設(B)	料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー等風俗営業法による風俗営業 関連施設
								4025	(5)劇場、映画館等			娯楽施設(C1)	特殊浴場、サウナ、アダルトショップ等風俗営業法による風俗営業関連施設
						3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	宿泊娯楽施設用地	280	娯楽施設(A)	劇場、映画館、演芸場、観覧場 遊戯施設(A) ボーリング場、スケート場、水泳場、バテイングセンター、ゴルフ練習場 遊戯施設(B2) カラオケボックス、インターネットカフェ 遊戯施設(B1) 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、ゲームセンター
												娯楽施設(C2)	モーテル、ラブホテル
												宿泊施設	ホテル、旅館、カプセルホテル、保養所、民宿(モーテル、ラブホテル等風俗営業法による風俗営業関連施設を除く)
						4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設 用地	2110		商業系用途複合施設用地(商業系用途の複合施設で主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの)
	工業用地(建物用途 分類表の13)	213	13.工場	441		4411	重化学工業用地	2150			重化学工業施設 アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造		
						4412	軽工業用地	2160	軽工業施設	原動力を使用する床面積が 150 m ² を超える工場、ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、煉炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵の具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付け、ドライクリーニング(自動車修理工場を除く)			
						4413	サービス工業施設(B)		原動力を使用する床面積が 50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃 糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、メッキ、合成樹脂の射出成形				
						4414	家内工業施設		原動力を使用する床面積が 50 m ² 未満の工場、原動力を使用しない工場				
						4415	サービス工業施設(A)		自動車修理工場				
農林漁業施設用地 (建物用途分類表の 14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農業施設用地	2200		農業施設 畜舎、温室、船小屋、農業用納屋、農林漁業用作業場				

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					神奈川県出典： 第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県国土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(一令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用) 令和3年3月 神奈川県国土整備局都市 部都市計画課						
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
都市的 土地 利用	公益施設用地(建物 用途分類表の10、11、 15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公共用地	2120			官公庁施設 県庁、市役所、町村役場、裁判所、税務署、警察署、消防署、巡査派出所(交番)、電 話ボックス	
		11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教・厚生用地	2130	文教厚生施設(A1) 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校			
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等			文教厚生施設(B1) 幼稚園、小・中学校、高等学校、保育所			
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			文教厚生施設(A4) 公会堂、博物館 文教厚生施設(B2) 図書館、公民館			
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公 共施設)			文教厚生施設(A3) 体育館、競技場			
				4225	(5)病院			文教厚生施設(A2) 病院			
				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			文教厚生施設(B3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、 公衆浴場(特殊浴場を除く)			
				4227	(7)神社、寺院、教会 等			文教厚生施設(B4) 神社、寺院、教会			
		15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	供給処理施設用地	2190	処理施設(B) 消防法による設置許可が必要なもの 処理施設(C) 廃棄物処理場、汚水処理場、火葬場、屠場、発電所、変電所、変圧所、浄水場			
		道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	33	自動車専用 幅員22m以上 駅前広場 幅員6m以上12m未満 幅員4m以上6m未満 幅員4m未満 幅員15m以上22m未満 幅員12m以上15m未満	331 332 335 336 337 338 339 3310	
	交通施設用地(建物 用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	鉄道用地 運輸施設用地	340 2140	鉄道用地 運輸倉庫施設(B1) 駅舎、バスターミナル、港湾施設、停車場、飛行場、電車車庫 運輸倉庫施設(B2) 倉庫、トラックターミナル、荷捌場、卸売市場 運輸倉庫施設(A) 自動車車庫、駐輪施設			
	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	31	都市公園 広場、緑地、運動場等	311 313		
	その他の公的施設用地	218		453	4531 防衛施設用地	防衛用地	2210	防衛施設 自衛隊、米軍提供施設			
その他の空地①	220			ゴルフ場	民間空地	31	ゴルフ場	312			
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地	32	太陽光発電施設用地 駐車場	324 323			
その他の空地③	222			平面駐車場	民間空地	31	企業・大学等のグランド、民地の広場等	314			
その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改 変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	32	未建築宅地 改変工事中の土地 その他	321 322 325			
不明	231			不明な土地							
低未利用土地	253		471	4711 用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等							

神奈川県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			神奈川県出典： 第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(一令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用) 令和3年3月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	業務施設	6	業務施設(1) 業務施設(2)	61 62	銀行、事務所、NTT、新聞社、放送局 郵便局	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	処理施設	19	処理施設(A)	191	ガソリンスタンド	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	商業施設	7	商業施設(A)	71	小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			商業施設(B)	72	食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			商業施設(C)	73	理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、その他のサービス施設	
		4025	(5)劇場、映画館 等	娯楽施設	9	娯楽施設(B)	92	料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー等風俗営業法による風俗営業関連施設	
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	遊戯施設	10	娯楽施設(C1)	93	特殊浴場、サウナ、アダルトショップ等風俗営業法による風俗営業関連	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			娯楽施設(A)	91	劇場、映画館、演芸場、観覧場	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	遊戯施設(B2)	103	ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場			
				遊戯施設(B1)	102	カラオケボックス、インターネットカフェ			
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	宿泊施設	8	宿泊施設	80	ホテル、旅館、カプセルホテル、保養所、民宿(モーテル、ラブホテル等風俗営業法による風俗営業関連施設を除く)	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	娯楽施設(C2)	94	娯楽施設(C2)	94	モーテル、ラブホテル	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	商業系用途複合施設	11	商業系用途複合施設	110	商業系用途の複合施設で主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	住宅	1	住宅	10	専用住宅(住宅に附属する物置、車庫を含む)	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	集合住宅	2	集合住宅	20	アパート、マンション、寄宿舎、寮	
				店舗併用住宅	3	店舗併用住宅	30	住宅と商業・業務用途を併用している場合	
				店舗併用集合住宅	4	宿泊施設との併用	41	集合住宅と商業、業務、宿泊、娯楽、遊戯、官公庁、文教厚生系用途を併用している場合	
						娯楽施設との併用	42		
遊戯施設との併用	43								
上記以外との併用	44								
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	店舗併用住宅	3	店舗併用住宅	30	住宅と商業・業務用途を併用している場合	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	作業所併用住宅	5	作業所併用住宅	50	住宅・集合住宅と工業系用途を併用している場合	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	官公庁施設	12	官公庁施設	120	県庁、市役所、町村役場、裁判所、税務署、警察署、消防署、巡査派出所(交番)、電話ボックス	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	文教厚生施設	13	文教厚生施設(A1)	131	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			文教厚生施設(B1)	135	幼稚園、小・中学校、高等学校、保育所	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			文教厚生施設(A4)	134	公会堂、博物館	
		4225	(5)病院			文教厚生施設(B2)	136	図書館、公民館	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			文教厚生施設(A3)	133	体育館、競技場	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等			文教厚生施設(A2)	132	病院	
4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	文教厚生施設(B3)	137			老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、公衆浴場(特殊浴場を除く)			
12.運輸倉庫施設	431	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	文教厚生施設(B4)	138	神社、寺院、教会			
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	運輸倉庫施設(B1)	142	駅舎、バスターミナル、港湾施設、停車場、飛行場、電車車庫			
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	運輸倉庫施設(B2)	143	倉庫、トラックターミナル、荷捌場、卸売市場			
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	運輸倉庫施設(A)	141	自動車車庫、駐輪施設			
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	重化学工業施設	15	重化学工業施設	150	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、バルブの製造、動力つちを使用する金属の製造	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	軽工業施設	16	軽工業施設	160	原動力を使用する床面積が150㎡を超える工場、ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、煉炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵の具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付け、ドライクリーニング(自動車修理工場を除く)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	サービス工業施設	17	サービス工業施設(B)	172	原動力を使用する床面積が50㎡を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、メッキ、合成樹脂の射出成形	
		4415	(5)自動車修理工場	家内工業施設	18	家内工業施設	180	原動力を使用する床面積が50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	サービス工業施設	17	サービス工業施設(A)	171	自動車修理工場	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	農業施設	20	農業施設	200	畜舎、温室、船小屋、農業用納屋、農林漁業用作業場	
				供給処理施設	19	処理施設(B)	192	消防法による設置許可が必要なもの	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	処理施設(C)	193	処理施設(C)	193	廃棄物処理場、汚水処理場、火葬場、屠場、発電所、変電所、変圧所、浄水場	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	防衛施設	21	防衛施設	210	自衛隊、米軍提供施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	用途不明	0	用途不明	00	※原則として無とする	
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

新潟県 土地利用現況

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					新潟県出典:		新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課				
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
自然的 土地利用	田	201			水田	01田	201			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	02畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス			
	山林	203			樹林地	03山林	203			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	04水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	05その他自然	205			原野・牧野、荒地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸			
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	06住宅用地(建物用途現況図の6~10)	211	6.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			7.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等		
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			8.店舗併用住宅		住宅(6)と商業施設等(1~5.11.12)の併用		
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			9.店舗併用共同住宅		共同住宅(7)と商業施設等(1~5.11.12)の併用		
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			10.作業所併用住宅		住宅等(6.7)と工業系用途(13.14)の併用		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	07商業用地(建物用途現況図の1~5)	212	1.業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等		
				4021	4022	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				2.商業施設		1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	
			4023	4024	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	4.娯楽・遊戯施設					3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他サービス業		
			4025	4026	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等 (5)劇場、映画館等				3.宿泊施設		4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等		
			4027	4031	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	5.商業系用途複合施設					1)劇場、映画館等 2)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等		
			4.商業系用途複合施設	404	4041	ホテル、旅館、民泊、ラブホテル等					3)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券販売所等		
													ホテル、旅館、民泊、ラブホテル等
									商業系用途(上記1~4)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの。				
	工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	08工業用地(建物用途現況図の13、14)	213	14.工場		1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業不適格)	県要領では、建物用途13・14が工業地として扱われている。 交通施設用地の「13.運輸倉庫施設」が含まれる
4412						(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクスコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクスコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業不適格)		
4413						(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居系不適格)		
4414						(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の食品製造業を営む工場		
4415						(5)自動車修理工場					5)自動車修理工場		
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等								
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	09公益施設用地(建物用途現況図の11、12、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所)	214	11.官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所			
			4221	4222	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等					1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 2)小学校、中学校、高等学校、保育所等			
		11.文教厚生施設	4223	4224	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			12.文教厚生施設		3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園等 4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場、その他のスポーツ施設(主に公共施設)			
			4225	4226	(5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等					5)病院 6)診療所、老人ホーム、介護福祉施設、公衆浴場、公衆便所等			
			4227	4521	(7)神社、寺院、教会等 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					7)神社、寺院、教会等 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所			
道路用地	215				10道路用地	215			道路、駅前広場				
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	11交通施設用地	216			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾			
			4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等									
			4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等									
公共空地	217				12公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	13その他公的施設用地	218			防衛施設用地			

(つづき)

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					新潟県出典: 新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課						
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
都市 的 土 地 利 用	その他の空地①	220			ゴルフ場	14その他の空地①	220			ゴルフ場	
	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	15その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	
	その他の空地③	222			平面駐車場	16その他の空地③	222			平面駐車場	
	その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、 改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法 面))	18その他の空地⑤	224			①～④以外の空地(資材置場、改変工事中の土地、道路法面、 造成地等)	
						17その他の空地④(建物 用途現況図の20)	223			空地、空家・空店舗等	低未利用土地と同一でも可
不明	231				不明な土地	19不明	231			不明な土地	
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等	低未利用土地※2	253			上記のうち「用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する 土地」を適宜設定	

※1荒地地: 耕作放棄地等、自然的状況の荒地地

※2低未利用土地: 国要領(第4版: 令和3年5月)の P17 に記載される「低未利用土地」と整合を図るために設定。

対象とする土地は各自治体で任意に設定する。特に必要としない場合は、「17 その他の空地④」と同じで構わない。

新潟県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			新潟県出典： 新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402			1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他サービス業	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等					1)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					2)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
		404	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					5.商業系用途複合施設	405
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	5.商業系用途複合施設	405			商業系用途(上記1~4)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの。	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	6.住宅	411			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	7.共同住宅	412			アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	8.店舗併用住宅	413			住宅(6)と商業施設等(1~5.11.12)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	9.店舗併用共同住宅	414			共同住宅(7)と商業施設等(1~5.11.12)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用	10.作業所併用住宅	415			住宅等(6.7)と工業系用途(13.14)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	11.官公庁施設	421			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	12.文教厚生施設	422			1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等					2)小学校、中学校、高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等					3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場、その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院					5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					6)診療所、老人ホーム、介護福祉施設、公衆浴場、公衆便所等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等					7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	13.運輸倉庫施設	431			1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、空港・港湾施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	14.工場	441			1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業不適格)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクスコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクスコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業不適格)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居系不適格)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の食品製造業を営む工場	
		4415	(5)自動車修理工場					5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	15.農林漁業用施設	451			農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	16.供給処理施設	452			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	17.防衛施設	453			防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	18.その他	454			仮設建築物その他1~17に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	19.不明	461			不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空き店舗 等	20.空家	471			空き家、空き店舗 等	

富山県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					富山県出典： 平成30年度都市計画基礎調査業務仕様書 富山県回答で、「富山県独自要領はなく、H25.6国交省要領に基づいて調査を行っています。」(前回も同様の回答) ※国要領及び技術資料の内容を転載									
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考			
土地 利用 自然的	田	201			水田	田	201			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場				
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
都市的 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	211	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	212	1.業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			
				4021		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			
			2.商業施設	402	4021	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			2.商業施設		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	
				4023		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			
				4024		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			
				4025		(5)劇場、映画館等					(5)劇場、映画館等			
				4026		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			
4027		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等										
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等								
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	213	13.工場	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)				
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等				
				4415	(5)自動車修理工場				4415	(5)自動車修理工場				
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	219	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等				
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10、11、15)	214	10.官公庁施設	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等				
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等				
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等				
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等				
		11.文教厚生施設	422	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			11.文教厚生施設	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				
4225	(5)病院			4225	(5)病院									
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等			4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等									
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等									
			4521		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等							
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場				
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途現況図の12)	216	12.運輸倉庫施設	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等				
公共空地	217			4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				
											その他の空地①	220		
その他の空地②	221				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地③	221				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地④	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑤	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑥	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑦	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑧	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑨	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑩	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑪	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑫	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑬	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑭	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑮	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑯	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑰	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑱	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑲	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の空地⑳	222				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
不明	231				不明な土地	不明	231			不明な土地				
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地	253			用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等				

富山県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局				富山県出典： 平成30年度都市計画基礎調査業務仕様書 富山県回答で、「富山県独自要領はなく、H25.6国交省要領に基づいて調査を行っています。」（前回も同様の回答） ※国要領及び技術資料の内容を転載					
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等		
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		
		4025	(5)劇場、映画館 等			4025	(5)劇場、映画館 等		
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等		
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用		
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用		
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用		
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等			4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等		
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等		
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
		4225	(5)病院			4225	(5)病院		
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		
		4227	(7)神社、寺院、教会 等			4227	(7)神社、寺院、教会 等		
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等			4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等		
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
		4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		
		4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		
		4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		
		4415	(5)自動車修理工場			4415	(5)自動車修理工場		
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	453	4531	防衛施設		
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設		
18.不明	461	4611	不明な建物	18.不明	461	4611	不明な建物		
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等	19.空家	471	4711	空家、空店舗 等		

石川県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					石川県出典： 都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課 (定義・様式)土地利用、建物現況、各調査項目コード表 ※H31.3国要領に準拠							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 利用	田	201			水田	田	201			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		
都市 的土 地利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			
			4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			
		2.商業施設	4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	2.商業施設	4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			
			4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			
			4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等		4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			
			4025	4025	(5)劇場、映画館等		4025	4025	(5)劇場、映画館等			
			4026	4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等		4026	4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等				
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの				
	工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
4412			4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	4412			4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			
4413			4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	4413			4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			
4414			4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	4414			4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			
4415			4415	(5)自動車修理工場	4415			4415	(5)自動車修理工場			
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			
		4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			
	11.文教厚生施設	4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等	11.文教厚生施設	4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等				
		4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等		4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等				
		4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等			
		4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等			4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等			
		4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等			4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等			
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他公的施設用地	218			防衛施設用地	その他公的施設用地	218			防衛施設用地			
その他の空地①	220			ゴルフ場	その他の空地	220			ゴルフ場			
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地			
その他の空地③	222			平面駐車場	その他の空地	222			平面駐車場			
その他の空地④	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))			
不明	231			不明な土地	不明	231			不明な土地			
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等							

石川県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（第4版）令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版）令和3年5月 国土交通省都市局			石川県出典：都市計画基礎調査要綱（令和元年度）石川県土木部都市計画課 （定義・様式）土地利用、建物現況、各調査項目コード表 ※H31.3国要領に準拠				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等		
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		
		4025 (5)劇場、映画館 等			4025 (5)劇場、映画館 等		
		4026 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			4026 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		
5.住宅	411	4111 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5.住宅	411	4111 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）		
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等		
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用	7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用		
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用	8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用		
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅（上の5.6）と工業系用途（下の13）の併用	9.作業所併用住宅	415	4151 住宅（上の5.6）と工業系用途（下の13）の併用		
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等			4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等		
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等		
		4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）			4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）		
		4225 (5)病院			4225 (5)病院		
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		
		4227 (7)神社、寺院、教会 等			4227 (7)神社、寺院、教会 等		
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等（準工業地域において立地不可）	13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等（準工業地域において立地不可）		
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）			4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）		
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）			4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）		
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		
		4415 (5)自動車修理工場			4415 (5)自動車修理工場		
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	453	4531 防衛施設		
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17.その他	454	4541 仮設建築物その他1～16に分類できない施設		
18.不明	461	4611 不明な建物	18.不明	461	4611 不明な建物		
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等					

福井県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点をもとに都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					福井県出典： 建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度 都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表								
用途分類	土地コード	細分用途	建物コード	建物コード	細分類	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	備考		
土地 自然 利用	田	201			水田	A.農地	1			水田、畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場			2			樹林地		
	山林	203			樹林地			3			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			4			原野・牧野、荒地(注1)、低湿地、河川敷、河原、海浜、湖岸		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸						取壊等、道路法面(注2)		
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	1.住宅用地(建物用途分類の7~11)	5	7.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)。		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			8.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿。		
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			9.店舗併用住宅		住宅(上記7)と商業業務用途(1,2)を併用している場合で、商業業務用途の床面積が全体の1/2以下、かつ50㎡以下。(それ以外は上記の1,2として扱う)		
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			10.店舗併用共同住宅		共同住宅(上記8)と商業系用途(1,2)を併用している場合。(3~5を併設する場合は当該用途として扱う。)		
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			11.作業所併用住宅		住宅(上記7)と家内工業用途(下記21)を併用している場合で、作業場の床面積が全体の1/2以下、かつ50㎡以下。(それ以外は下記21として扱う)		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	2.商業用地(建物用途分類の1~6)	6	1.業務施設		事務所、銀行の本店、業務サービス施設、事務所併用住宅で業務用途の床面積が全体の1/2以上、または50㎡以上のもの。	
				2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			2.商業施設		百貨店、小売店、卸売店、その他物品販売施設。食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設。理容店、美容院、レンタル業、質屋、結婚式場、学習塾、その他教室。店舗併用住宅でも商業用途の床面積が全体の1/2以上、または50㎡以上のもの。	
				4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	4.娯楽施設				(A)劇場、映画館、演芸場、観覧場等の民営施設。 (B)料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ。	宿泊施設のモーテル、ラブホテルが含まれる。		
			4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	5.遊戯施設		(A)ボーリング場、スケート場、パテニングセンター、ゴルフ練習場等の民営運動施設。 (B)自動車教習所。	4023の自動車教習所が含まれる。					
			4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	3.宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等						
			4025	(5)劇場、映画館等	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの。	6.商業系用途複合施設		商業系用途(上記1~5)の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。(3/4以上の場合は上記1~5として扱う)		
			4026	(6)ボーリング場、パテニングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等									
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等											
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素、臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	3.工業用地(建物用途分類の15~23、24)	7	17.重工業施設		アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、金属の鍛造等を行う全ての工場。	県要領では15.運輸倉庫施設(1)、16.運輸倉庫施設(2)、22.危険物貯蔵・処理施設(1)、23.危険物貯蔵・処理施設(2)、24.農林漁業用施設が工業用地として取り扱われている。		
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			18.軽工業施設		原動機を使用する150mを超える工場(上記17を除く)。ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、練炭、石炭、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の吹付加熱乾燥、引火性溶剤を用いるドライクリーニング等。			
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			20.サービス工業施設(2)		原動機を使用する50~150mの工場(上記17、18を除く)。150㎡以下の全ての印刷、木材、石材の引削、金属の切削、機織燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形加工等の工場。	交通施設用地の15.運輸倉庫施設(1)(自動車車庫(付属車庫を除く)、16.運輸倉庫施設(2)(駅舎、バスターミナル、倉庫(小規模な付属倉庫、自己用倉庫は適格)、配送センター、トラックターミナル)が含まれる。		
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			21.家内工業施設		原動機を使用する50㎡未満の工場(17~20を除く)。原動機を使用しない機を使用しない工場。	商業用地の22.危険物貯蔵・処理施設(1)(ガソリンスタンド)が含まれる。		
				4415	(5)自動車修理工場			19.サービス工業施設(1)		自動車修理工場(作業所併用住宅を除く)。	公共公益施設の供給処理施設の23.危険物貯蔵・処理施設(2)(消防法による設置許可が必要なもの)が含まれる。		
											15.運輸倉庫施設(1)		自動車車庫(付属車庫を除く)。
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等								
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	4.公益施設用地(建物用途分類の12~14、25)	8	12.官公庁施設		(A) 巡査派出所、公衆電話所。郵便局で500㎡以内のもの。地方公共団体の支所で600㎡以内のもの。 (B) 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、消防署、警察署、保健所。			
					11.文教厚生施設			422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	13.文教厚生施設(1)		(A) 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院。 (B) 体育館、競技場、公会堂、美術館、博物館、文化会館、市民会館。
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所等	14.文教厚生施設(2)						(A) 幼稚園、小・中・高等学校、養護学校。 (B) 保育所、診療所、一般公衆浴場、神社、寺院、教会。 (C) 身体障害者福祉ホーム、老人ホーム等(居住を伴うもの)、図書館。			
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等						25.その他			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設。	その他公的施設用地の防衛施設が含まれる。
4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)												
4225	(5)病院												
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等												
4227	(7)神社、寺院、教会等												
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等										
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	9			道路、駅前広場、道路法面(注4)			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	6.交通施設用地	10			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾			
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等								
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等								

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					福井県出典： 建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度 都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表						
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	7.公共空地	11			公園・緑地、広場、運動場、墓園	
その他の公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地						
その他の空地①	220				ゴルフ場	9.ゴルフ場・スキー場	13			ゴルフ場、スキー場	その他の空地④スキー場が含まれる。
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	10.太陽光発電システ	15			太陽光発電のシステムを直接整備している土地(注6)	
その他の空地③	222				平面駐車場	8.平面駐車場	12			平面駐車場(注5)	
その他の空地④	223				その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事 中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	11.都市的未利用地	14			改変工事中の土地、未利用地(注7)	
不明	231				不明な土地						
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等						

(注1): 耕作放棄地等、自然的状況の荒地。
(注2): (注4)を除く自然的土地利用の道路法面。
(注3): カントリーエレベーター等。
(注4): 高速道路の法面および都市計画道路として決定された区域。
(注5): 企業や商業施設などの専用駐車場は母体となる施設の土地利用とする。
(注6): 都市計画基礎調査実施要領の改訂(国土交通省(平成31年3月))に伴い、従来の都市的未利用地を細分化。
(注7): 建物跡地等、都市的状況の未利用地(現在、利用用途は定まっていないが、以前都市的利用が行われていた、もしくは今後都市的利用が見込まれる土地)。

福井県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			福井県出典： 建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度 都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】 コード表						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	1			事務所、銀行の本店、業務サービス施設。事務所併用住宅で業務用途の床面積が全体の1/2以上、または50㎡以上のもの。	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	22.危険物貯蔵・処理施設(1)	22			ガソリンスタンド。	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	2.商業施設	2			百貨店、小売店、卸売店、その他物品販売施設。食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設。理容店、美容院、レンタル業、質屋、結婚式場、学習塾、その他教室。店舗併用住宅でも商業用途の床面積が全体の1/2以上、または50㎡以上のもの。	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	4.娯楽施設	4			(A) 劇場、映画館、演芸場、観覧場等の民営施設。 (B) 料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ。 (C) 個室付浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ。	宿泊施設のモーテル、ラブホテルが含まれる。
		4025	(5)劇場、映画館 等	5.遊戯施設	5			(A) ボーリング場、スケート場、バレーボールコート、ゴルフ練習場等の民営運動施設。 (B) 自動車教習所。 (C) マージャン屋、パチンコ屋、場外車(馬)券売場、ビリヤード場、ゲームセンター等。 (D) カラオケボックス等。	4023の自動車教習所が含まれる。
		4026	(6)ボーリング場、バレーボールコート、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等						
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿(下記4のモーテル、ラブホテル等風俗関連営業施設を除く)	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6.商業系用途複合施設	6			商業系用途(上記1～5)の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。(3/4以上の場合は上記1～5として扱う)	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	7.住宅	7			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)。	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	8.共同住宅	8			アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿。	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1～4,10,11)の併用	9.店舗併用住宅	9			住宅(上記7)と商業業務用途(1、2)を併用している場合で、商業業務用途の床面積が全体の1/2以下、かつ50㎡以下。(それ以外は上記の1、2として扱う)	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1～4,10,11)の併用	10.店舗併用共同住宅	10			共同住宅(上記8)と商業系用途(1、2)を併用している場合。(3～5を併設する場合は当該用途として扱う。)	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用	11.作業所併用住宅	11			住宅(上記7)と家内工業用途(下記21)を併用している場合で、作業場の床面積が全体の1/2以下、かつ50㎡以下。(それ以外は下記21として扱う)	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12.官公庁施設	12			(A) 巡査派出所、公衆電話所。郵便局で500㎡以内のもの。地方公共団体の支所で600㎡以内のもの。 (B) 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、消防署、警察署、保健所。	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13.文教厚生施設(1)	13			(A) 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院。 (B) 体育館、競技場、公会堂、美術館、博物館、文化会館、市民会館。	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等						
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等						
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)						
		4225	(5)病院						
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	14.文教厚生施設(2)	14		(A) 幼稚園、小・中・高等学校、養護学校。 (B) 保育所、診療所、一般公衆浴場、神社、寺院、教会。 (C) 身体障害者福祉ホーム、老人ホーム等(居住を伴うもの)、図書館。 (D) 老人福祉センター、児童厚生施設。		
4227	(7)神社、寺院、教会 等								
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	16.運輸倉庫施設(2)	16			駅舎、バスターミナル、倉庫(小規模な付属倉庫、自己用倉庫は適格)、配送センター、トラックターミナル。	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	15.運輸倉庫施設(1)	15			自動車車庫(付属車庫を除く)。	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等						
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	17.重工業施設	17			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、金属の鍛造等を行う全ての工場。	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	18.軽工業施設	18			原動機を使用する150㎡を超える工場(上記17を除く)。ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉砕、瓦れんが、練炭、石炭、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の吹付加熱乾燥、引火性溶剤を用いるドライクリーニング等。	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	20.サービス工業施設(2)	20			原動機を使用する50～150㎡の工場(上記17、18を除く)。150㎡以下の全ての印刷、木材、石材の引割、金属の切削、機織燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形加工等の工場。	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	21.家内工業施設	21			原動機を使用する50㎡未満の工場(17～20を除く)。原動機を使用しない機を使用しない工場。	
		4415	(5)自動車修理工場	19.サービス工業施設(1)	19			自動車修理工場(作業所併用住宅を除く)。	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	24.農林漁業用施設	24			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場。(付属物を除く)	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	23.危険物貯蔵・処理施設(2)	23			消防法による設置許可が必要なもの。	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	25.その他	25			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設。	防衛施設の防衛施設が含まれる。
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設						
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

山梨県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					山梨県出典： 山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県国土整備部都市計画課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。									
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考			
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場				
	山林	203			樹林地	山林	4			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	5			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	自然 その他自然 耕作放棄地	6 7 3			低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸 原野・牧野、荒地 耕作放棄地、遊休農地				
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途別現況図の7~11,25)	8	7.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	山梨県要領では、25.空き家等が住宅用地と商業用地の両方にふくまれる。(空き工場も含む)		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			8.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			9.店舗等併用住宅		住宅(上の7)と商業施設等(上の1~6,下の12~14)の併用			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			10.店舗等併用共同住宅		住宅(上の8)と商業施設等(上の1~6,下の12~14)の併用			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			11.作業所併用住宅		住宅(上の7,8)と工業系用途(下の16~20)の併用			
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途別現況図の1~6,25)	9	1.業務施設			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
				402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	2.商業施設				百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配、理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				4.娯楽施設			劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					5.遊戯施設			ボーリング場、パテティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等							3.宿泊施設	
4025	(5)劇場、映画館等	4.商業系用途複合施設		商業系用途(上の1~5)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの										
4026	(6)ボーリング場、パテティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			空き家、空き店舗・事務所、空き工場等										
4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等													
4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等													
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの											
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途別現況図の16~20)	10	16.重工業施設		危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)				
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			17.軽工業施設		原動機を使用する150 mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				18.サービス工業施設		原動機を使用する50 mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造、セメント製品の製造、金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					19.家内工業施設		50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等		
				4415	(5)自動車修理工場				20.自動車修理工場			自動車修理工場		
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途別現況図の21)	11	21.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業所等				
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途別現況図の12,13,14,22)	12	12.官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	13.文教厚生施設(A)				大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所、体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他スポーツ施設(主に公共施設)				
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等				14.文教厚生施設(B)		小・中・高等学校、保育所、図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園、診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所、神社、寺院、教会等			
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等					22.供給処理施設		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等		
				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等									
4227	(7)神社、寺院、教会等													
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等											
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	13			道路、駅前広場				
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途別現況図の15)	14	15.運輸倉庫施設		駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設、卸売市場、倉庫、トラクターミナル、立体駐車場、駐輪施設等				
公共空地	217			4312	(2)卸売市場、倉庫、トラクターミナル等				公共空地	15			公園・緑地、広場、運動場、墓園	
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等									
その他の空地①	220				公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他の空地	16			防衛施設用地				
その他の空地②	221				防衛施設用地	その他の空地	17			太陽光発電施設				
その他の空地③	222				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地	18			太陽光発電施設				
その他の空地④	223				平面駐車場 その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中的土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	17			平面駐車場、改変工事中的土地、未利用地、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場とその他の空地③平面駐車場が含まれる。			
不明	231				不明な土地									
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等									

山梨県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			山梨県出典： 山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県県土整備部都市計画課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1.業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	2.商業施設	2			百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配、理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等						
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等						
		4025	(5)劇場、映画館等						
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等						
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6.商業系用途複合施設	6			商業系用途(上の1~5)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	7.住宅	7			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等	8.共同住宅	8			アパート、マンション、長屋、寮等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	9.店舗等併用住宅	9			住宅(上の7)と商業施設等(上の1~6,下の12~14)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	10.店舗等併用共同住宅	10			住宅(上の8)と商業施設等(上の1~6,下の12~14)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用	11.作業所併用住宅	11			住宅(上の7,8)と工業系用途(下の16~20)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	12.官公庁施設	12			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	13.文教厚生施設(A)	13			大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所、体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他スポーツ施設(主に公共施設)、病院等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)						
		4225	(5)病院						
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所等						
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等						
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等						
		4227	(7)神社、寺院、教会等						
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	15.運輸倉庫施設	15			駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設、卸売市場、倉庫、トラックターミナル、立体駐車場、駐輪施設等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等						
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等						
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	16.重工業施設	16			危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)						
		4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)						
		4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等						
		4415	(5)自動車修理工場						
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	21.農林漁業用施設	21			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	22.供給処理施設	22			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	23.防衛施設	23			防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	24.その他	24			仮設建築物その他1~23に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗等	25.空き家等	25			空き家、空き店舗・事務所、空き工場等	

長野県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					長野県出典：都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 05軽井沢町定義書R2、25木曾町GIS定義書R2、26上松町GIS定義書R2、34千曲市GIS定義書R2 ※都市計画区域毎にコード及び項目に差異があるため、主に令和2年度定義書より整理										
用途分類	土地コード	細分用途	建物コード	細分類	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	備考					
土地 自然 利用	田	201		水田	田	1		水田							
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス							
	山林	203		樹林地	山林	3		樹林地							
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面							
	その他自然	205		原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	5		原野・牧野、荒地(注1)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸							
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途別現況図の7~11)	7.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)						
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		8.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等						
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		9.店舗併用住宅		住宅(上の7)と商業施設等(1~6)の併用						
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		10.店舗併用共同住宅		住宅(上の8)と商業施設等(1~6)の併用						
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用		11.作業所併用共同住宅		住宅(上の7.8)と工業系用途(下の15~19)の併用						
		商業用地(建物用途分類表の1~4)	2.商業施設	1.業務施設	401		4011	事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途別現況図の1~6)	1.業務施設		事務所、銀行、電話局、郵便局			
				(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	4021					2.商業施設	2.商業施設		百貨店、小売店(専門店)、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場		
					4022			(2)食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等							
					4023			(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設							
	4024					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等									
	4025					(5)劇場、映画館等									
	4026					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等									
	4027			(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等											
	3.宿泊施設		403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	3.宿泊施設			ホテル、旅館、モーテル、民宿					
	4.商業系用途複合施設		404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			6.商業系用途複合施設		6.商業系用途複合施設		商業系用途(上の1~5)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			
	工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途別現況図の15~20)	8	16.重工業施設	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造	長野県要領では、15.運輸倉庫施設、20.危険物貯蔵・処理施設を工業用地と取り扱っている。					
					4412			(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	17.軽工業施設		原動機を使用する150㎡を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング	交通施設用地の15.運輸倉庫施設(駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港)が含まれる。			
					4413			(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	18.サービス工業施設		原動機を使用する50㎡を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械擦糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形		公益施設用地の供給処理施設の20.危険物貯蔵・処理施設(消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド)が含まれる。 なお、ガソリンスタンドは商業用地の4021。		
					4414			(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	19.家内工業施設		原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場				
					4415			(5)自動車修理工場	20.危険物貯蔵・処理施設		消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド				
									15.運輸倉庫施設		駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港				
219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等											
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途別現況図の12~14、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所)	9	12.官公庁施設	県市町村庁舎、裁判所、税務所、警察署、消防署、駐在所						
			4222	4222	4221			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	13.文教厚生施設(A)	13.文教厚生施設(A)	大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所	4223の公会堂が含まれる。			
					4224			(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)							
					4225			(5)病院							
					4226			(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等							
					4227			(7)神社、寺院、教会等							
			4228	(8)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	14.文教厚生施設(B)			14.文教厚生施設(B)	小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館						
4229	(9)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等														
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等				処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所								
215			道路、駅前広場	道路用地	10			道路、駅前広場							
交通施設用地(建物用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	11			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾						
			4312	(2)卸売市場、倉庫、トラクターミナル等											
			4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等											
217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	12			公園・緑地、広場、運動場、墓園							
218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	13			防衛施設用地						
220				ゴルフ場											
221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地											
222				平面駐車場											
その他の空地④	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	14			改変工事中の土地、未利用地(注2)、平面駐車場、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他の空地②太陽光発電施設、その他の空地③平面駐車場が含まれる。 太陽光は文章での記載					
				不明な土地											
231				低未利用土地											
253			471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等										

(注1) 耕作放棄地等、自然的状況の荒地
(注2) 建物跡地等、都市的状況の未利用地

長野県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			長野県出典： 都市計画基礎調査実施要領（調査様式） 令和3年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 05軽井沢町定義書R2、25木曾町GIS定義書R2、26上松町GIS定義書R2、34千曲市GIS定義書R2 ※都市計画区域毎にコード及び項目に差異があるため、主に令和2年度定義書より整理						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	101			事務所、銀行、電話局、郵便局	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	102			百貨店、小売店（専門店）、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等						
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等						
		4025	(5)劇場、映画館 等						
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	103			ホテル、旅館、モーテル、民宿	
		4041	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6.商業系用途複合施設	106			商業系用途（上の1～5）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6.商業系用途複合施設	106			商業系用途（上の1～5）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	7.住宅	107			専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	8.共同住宅	108			アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4,10,11）の併用	9.店舗併用住宅	109			住宅（上の7）と商業施設等（1～6）の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4,10,11）の併用	10.店舗併用共同住宅	110			住宅（上の8）と商業施設等（1～6）の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅（上の5,6）と工業系用途（下の13）の併用	11.作業所併用共同住宅	111			住宅（上の7,8）と工業系用途（下の15～19）の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12.官公庁施設	112			県市町村庁舎、裁判所、税務所、警察署、消防署、駐在所	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13.文教厚生施設(A)	113			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	14.文教厚生施設(B)	114			小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	13.文教厚生施設(A)	113			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	14.文教厚生施設(B)	114			小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館	
		4225	(5)病院						
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等						
		4227	(7)神社、寺院、教会 等						
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	15.運輸倉庫施設	115			駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等						
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等						
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	16.重工業施設	116			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	17.軽工業施設	117			原動機を使用する150㎡をこえる工場、ほろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	18.サービス工業施設	118			原動機を使用する50㎡をこえる工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出形成	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	19.家内工業施設	119			原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場	
		4415	(5)自動車修理工場						
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	21.農林漁業用施設	121			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	20.危険物貯蔵・処理施設	120			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド	商業施設のガソリンスタンドが含まれる。
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	22.その他	122			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設	防衛施設の防衛施設が含まれる。
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設						
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

岐阜県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					岐阜県出典： 第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建設部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)										
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考				
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田					
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場					
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地					
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面					
	その他自然 地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然 地	5			原野・牧野、荒地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸					
都市 的土 地利 用	住宅用地(建物用途 分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途 分類表の5~9)	6	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)				
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等				
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用				
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用				
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用				
	商業用地(建物用途 分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修 所等	商業用地(建物用途 分類表の1~4)	7	2.商業施設		1.業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、 研修所等
					4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等								
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等								
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教 室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス								
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等								
					4025	(5)劇場、映画館等	(5)劇場、映画館等								
					4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、 カラオケボックス、インターネットカフェ等	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィット ネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等								
4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等													
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等										
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全 床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積 が全床面積の3/4に満たないもの										
工業用地(建物用途 分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途 分類表の13)	8	13.工場			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)				
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドラ イクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンク リートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)						(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いる ドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミ クストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域 において立地不可)				
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の 練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、 めっき等(住居地域において立地不可)						(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する 魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印 刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する 食品製造業を営む工場等						(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに 類する食品製造業を営む工場等				
				4415	(5)自動車修理工場						(5)自動車修理工場				
農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	9	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等					
公益施設用地(建物用 途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用 途分類表の10,11,15)	10	11.文教厚生施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等				
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等									
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等	(2)小・中・高等学校、保育所等									
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等									
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主 に公共施設)	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施 設(主に公共施設)									
4225	(5)病院	(5)病院													
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等													
4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)神社、寺院、教会等													
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施 設等	15.供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱 供給施設等										
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	11			道路、駅前広場					
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用 途分類表の12)	12	12.運輸倉庫施設		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等					
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等					(3)立体駐車場、駐輪施設等					
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	13			公園・緑地、広場、運動場、墓園					
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	14			防衛施設用地					
その他の空地①	220				ゴルフ場										
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地										
その他の空地③	222				平面駐車場										
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	その他の空地	15			平面駐車場、太陽光発電施設用地、改変工事中の土地、未 利用地※2、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他の 空地②太陽光発電施設、その他の 空地③平面駐車場が含まれる。				
不明	231				不明な土地										
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等										

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。
※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

岐阜県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				岐阜県出典： 第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建設部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)				
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	1		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	2		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		
		4025	(5)劇場、映画館 等			(5)劇場、映画館 等		
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6		アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	7		住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8		住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9		住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	10		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	11		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等			(2)小・中・高等学校、保育所 等		
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等		
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
		4225	(5)病院			(5)病院		
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		
		4227	(7)神社、寺院、教会 等			(7)神社、寺院、教会 等		
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	12		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等				(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	13		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		
		4415	(5)自動車修理工場			(5)自動車修理工場		
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	16		防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	17		仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物					
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等					

静岡県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					静岡県出典： 都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課								
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然的	田	201			水田	田	10			水田(休耕地を含む)			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	20			畑、樹園地、採草地、ビニールハウス(休耕地を含む)			
	山林	203			樹林地	山林	30			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	40			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	自然	50			低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸			
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	70			住宅、共同住宅、店舗併用住宅(注2)、店舗併用共同住宅の敷地、作業所併用住宅(注3)		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等							
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用							
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用							
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用							
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地	80		業務、商業、宿泊、娯楽、遊技施設用地	
					4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等							
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等							
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設							
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等							
					4025	(5)劇場、映画館等							
					4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等							
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等											
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等									
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの									
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地	90			工場、作業所、倉庫、危険物貯蔵処理施設用地	静岡県要領では、倉庫と危険物貯蔵所施設が工業用地として取り扱われている。 交通施設用地の4312倉庫が含まれる。 公共公益施設の供給処理施設の危険物貯蔵処理施設用地が含まれる。		
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)								
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)								
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等								
				4415	(5)自動車修理工場								
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業作業場等	農林漁業施設用地	100		納屋・畜舎・温室・船小屋の敷地、農林漁業作業場、養鶏(牛・豚)場				
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地	110			官公庁・文教厚生施設用地、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、市場等		
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等								
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等								
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等								
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)								
4225	(5)病院												
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等												
4227	(7)神社、寺院、教会等												
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等										
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	120		道路、駅前広場				
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	130			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾			
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等								
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等								
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	140		公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	150		防衛施設用地				
その他の空地①	220				ゴルフ場	ゴルフ場(その他の空地①)	161		ゴルフ場				
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	太陽光発電(その他の空地②)	162		太陽光発電のシステムを直接整備している土地				
その他の空地③	222				平面駐車場	平面駐車場(その他の空地③)	163		平面駐車場				
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	低未利用地(その他の空地④)	164		低未利用地(注4): その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面)、建物現況調査における空家、空店舗の存する土地)	低未利用地(空家、空店舗)が含まれる。			
不明	231				不明な土地								
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等								

(注1) 耕作放棄地等、自然的状況の荒地
(注2) 住宅が商業業務施設を併用しているもので、建築基準法施行令第130条の3に該当すると思われるものを目安とする。
(注3) 作業所併用住宅については、建築基準法施行令第130条の6に該当すると思われるものを目安とする。
(注4) 建物跡地等、都市的状況の未利用地。

静岡県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			静岡県出典： 都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	6 業務施設	8			事務所、銀行の本店	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	20-1 危険物貯蔵・処理施設(A)	29			ガソリンスタンド	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	商業施設 ※面積要件により(A)~(C)の3区分	小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設、食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設、理容店、美容院、レンタル業、銀行	9	7-1 商業施設(A) 床面積の合計が150㎡以内のもの		
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			10	7-2 商業施設(B) 床面積の合計が150㎡を越え、500㎡以内のもの		
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			11	7-3 商業施設(C) 床面積の合計が500㎡を越えるもの		
		4025	(5)劇場、映画館 等	9-2 娯楽施設(B)	14			料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー(風俗営業法による風俗営業施設)	
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	9-3 娯楽施設(C)	15			個室付き浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ(風俗営業法による風俗関連営業施設)	宿泊施設のモーテル、ラブホテルが含まれる。
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	9-1 娯楽施設(A)	13			劇場、映画館、演芸場、観覧場	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	8 宿泊施設	12			ホテル、旅館、民宿(モーテル、ラブホテル等の風俗営業法による風俗関連営業施設を除く)	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	11 商業系複合施設	18			商業系用途(上記6~10)の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。(主たる用途の床面積が全体の3/4以上のものについては、上記6~10で表示する。)	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	1 住宅	1			専用住宅(住宅に付随する物置、寮、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	2 共同住宅	2			アパート、マンション、長屋、寄宿舎、下宿	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	3 店舗併用住宅	3			住宅(上記1住宅)と商業業務用途(上記6~7)を併用している場合で、商業業務用途の床面積の合計が50㎡以下のもの(商業業務用途の床面積の合計が50㎡を越えるもの及び上記8~10の併用のものは、それぞれ該当する施設として扱う。)	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	店舗併用共同住宅 ※面積要件により(A)~(C)の3区分		共同住宅(上記2)と商業系用途(上記6~10)を併用している場合	4	4-1 店舗併用共同住宅(A) 商業系用途の床面積の合計が150㎡以内のもの	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	5 作業所併用住宅	7			住宅(上記1~2)と工業系用途(下記16~19)を併用している場合	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12 官公庁施設	19			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、消防署、警察署、駐	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13 文教厚生施設(A)	20			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会	4223の公会堂が含まれる
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等						
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等						
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)						
		4225	(5)病院						
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等						
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	15-2 運輸倉庫施設(B)	23			駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港	
4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	15-1 運輸倉庫施設(A)	22			自動車車庫			
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶解等(準工業地域において立地不可)	16 重工業施設	24			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、肥料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	17 軽工業施設	25			原動機を使用する150㎡を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉砕、瓦れんが、練炭、石炭、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング(自動車修理工場を	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	18-2 サービス工業施設(B)	27			原動機を使用する50㎡を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	19 家内工業施設	28			原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場	
		4415	(5)自動車修理工場	18-1 サービス工業施設(A)	26			自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	21 農林漁業用施設	31			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	20-2 危険物貯蔵・処理施設(B)	30			消防法による設置許可の必要なもの	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	22 その他	32			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設、市場	運輸倉庫施設の4312市場が含まれる。防衛施設の防衛施設が含まれる。
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設						
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

愛知県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					愛知県出典： 愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度～令和7年度) 令和2年8月(令和2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計 画課 GISデータ定義書(R2.11)									
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考			
土地 自然 利用	田	201			水田	田	3100			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	3200			畑、果樹園、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス				
	山林	203			樹林地	山林	3300			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	3400			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他の自然	3500			原野・牧場、荒地(注1)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖 岸				
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分 類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	3600			住宅			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等					共同住宅			
			7.店舗等併用住宅	413	41311	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用					店舗併用住宅			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用					店舗併用共同住宅			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用					作業所併用住宅			
	商業用地(建物用途分 類表の1~4)	212	2.商業施設	402	1.業務施設	401	401	事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研究所 等	商業用地	3700			業務施設	
					4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	物販店、飲食店							
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等								
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設								
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等								
					4025	(5)劇場、映画館 等								
					4026	(6)ホーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、 カラオケボックス、インターネットカフェ 等								
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等												
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全 床面積の3/4に満たないもの						
	工業用地(建物用途分 類表の13)	213	13.工場	441		4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	工業用地	3800			運輸倉庫施設、工業施設、危険物貯蔵・処理施設	県要領では、運輸倉庫施設と危険 物貯蔵・処理施設が工業用地として 扱われている。 交通施設用地(216)の運輸倉庫施設 が含まれる。 公共公益施設(214)の供給処理施設 の危険物貯蔵・処理施設が含まれ る。	
4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドラ イクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンク リートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不 可)													
4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の 練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、 めっき等(住居地域において立地不可)													
4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する 食品製造業を営む工場 等													
4415	(5)自動車修理工場													
農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地	4600			農林漁業施設				
公益施設用地(建物用 途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地	3900			官公庁施設		
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	教育施設、文化・宗教施設、医療・社会福祉施設								
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等									
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等									
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主 に公共施設)									
4225	(5)病院													
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等													
4227	(7)神社、寺院、教会 等													
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等			供給処理施設								
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	4000			道路、駅前広場				
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地	4100				自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾			
4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等													
4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等													
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	4200			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他の公的施設用地	4300			防衛施設用地				
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	4700			ゴルフ場				
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	4800			太陽光発電施設用地				
その他の空地③	222				平面駐車場	低未利用地①	5000			平面駐車場				
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中的土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	その他の空地④	4900				改変工事中的土地(注2)			
											低未利用地②	5100		
不明	231				不明な土地									
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等									

(注1) 耕作放棄地(一時的に耕作されていない田畑)等、自然的状況の荒地地
(注2) 宅地造成中の一団の土地等
(注3) 建物跡地、資材置場等、都市的状況の未利用地

愛知県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の 利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			愛知県出典： 愛知県都市計画基礎調査要綱（令和3年度～令和7年度） 令和2年8月（令和2年11月一部改訂） 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 GISデータ定義書（R2.11）									
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	用途内容	コード	細分用途	備考			
1.業務施設	401	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1 業務施設	100	事務所、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、民間研修所						
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	19-1 危険物貯蔵・処理施設(A)	1910	ガソリンスタンド	210	2-1 商業施設(A) 床面積の合計が150㎡以内のもの				
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	2-1～3 商業施設 ※面積要件で3区分		小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設 食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設 理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、 質屋、結婚式場、その他のサービス施設	220	2-2 商業施設(B) 床面積の合計が150㎡を越え、500㎡以内のもの				
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				230	2-3 商業施設(C) 床面積の合計が500㎡を越えるもの				
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	4-2 娯楽施設(B)	420	料理店、キャバレー、ナイトクラブ、バー（風営法による風俗営業施設）						
		4025	(5)劇場、映画館 等	4-3 娯楽施設(C)	430	個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、アダルトショップ（風営法による風俗関連営業施設）						
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	4-1 娯楽施設(A)	410	劇場、映画館、演芸場、観覧場						
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	5-1 遊戯施設(A)	510	ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、ヨットクラブハウス、乗馬クラブ						
					5-2 遊戯施設(B)	520	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス、ダンスホール			4026のカラオケボックスが含まれる。		
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3 宿泊施設	300	ホテル、旅館、民宿（モーテル、ラブホテル等風営法による風俗関連営業施設を除く）						
				4-4 娯楽施設(D)	440	モーテル、ラブホテル						
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6 商業系用途複合施設	600	商業系用途（上記1～5）の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。 （主たる用途の床面積が全体の3/4以上のものについては、上記1～5で表示する。）						
5.住宅	411	4111	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	7 住宅	700	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）						
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	8 共同住宅	800	アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿						
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4,10,11）の併用	9 店舗併用住宅	900	住宅（上記7住宅）と商業業務用途（上記1～6、下記12、13）を併用している場合で、商業業務用途の床面積の合計が50㎡以内のもの（商業業務用途の床面積の合計が50㎡を越えるものは、それぞれ該当する施設として扱						
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4,10,11）の併用	10-1～3 店舗併用共同住宅 ※面積要件で3区分		共同住宅（上記8共同住宅）と商業系用途（上記1～6、下記12、13）を併用している場合	1010	10-1 店舗併用共同住宅(A) 商業系用途の床面積の合計が150㎡以内のもの				
							1020	10-2 店舗併用共同住宅(B) 商業系用途の床面積の合計が150㎡を越え、500㎡以内のもの				
							1030	10-3 店舗併用共同住宅(C) 商業系用途の床面積の合計が500㎡を越えるもの				
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅（上の5,6）と工業系用途（下の13）の併用	11 作業所併用住宅	1100	住宅施設（上記7住宅、8共同住宅）と工業系用途（下記15～18）の併用						
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12 官公庁施設	1200	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在						
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13-1 文教厚生施設(A)	1310	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、公的研究所			4223の公会堂が含まれる			
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）									
		4225	(5)病院									
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				13-2 文教厚生施設(B)	1320	幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く）、公衆便所、動物園、診療所			
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等									
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等									
		4227	(7)神社、寺院、教会 等									
4227	(7)神社、寺院、教会 等											
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	14-2 運輸倉庫施設(B)	1420	駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港						
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	14-1 運輸倉庫施設(A)	1410	自動車車庫、立体駐車場、駐輪施設						
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等									
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	15 重工業施設	1500	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造						
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	16 軽工業施設	1600	原動機を使用する150㎡を超える工場、ほろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れんが、せつけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング						
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	17-2 サービス工業施設(B)	1720	原動機を使用する50㎡を越える工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形						
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	18 家内工業施設	1800	原動機を使用する50㎡未満の工場 原動機を使用しない工場						
		4415	(5)自動車修理工場	17-1 サービス工業施設(A)	1710	自動車修理工場、洗車場、自動車解体						
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	20 農林漁業用施設	2000	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場						
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	19-2 危険物貯蔵・処理施設(B)	1920	消防法による設置許可の必要なもの						
				21 供給処理施設	2100	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等						
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	22 防衛施設	2200	防衛施設						
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	23.その他	2300	仮設建築物、上記1～22に分類できない施設						
18.不明	461	4611	不明な建物									
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等									

三重県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					三重県出典： 三重県都市計画基礎調査要領 (令和4年3月改定版) 三重県県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和4年3月 三重県県土整備部都市政策課							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 的	田	201			水田	田	1			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、桑畑、茶畑、その他の樹木畑、果樹園		
	山林	203			樹林地	山林	3			針葉樹林、広葉樹林、竹林(ただし施設内のは該当施設の用途とする。)		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	5			海浜、河川区域、湖沼、ため池、水路		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野	4			採石場(土砂採取場)、荒地、耕作放棄地、笹地、湿地(「水面」に含まれるもの、または「現況宅地で未利用地」を除く。)		
都 市 的 土 地 利 用	住宅用地 (建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住居系	6			住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅、作業所併用住宅	
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等						
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用						
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用						
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用						
	商業用地 (建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業系	7		商業施設、業務施設、宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設
					4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等						
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等						
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等											
4025	(5)劇場、映画館 等											
4026	(6)ボーリング場、パッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等											
4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等											
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等									
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの									
工業用地 (建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業系	8			重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設、危険物販売施設、危険物貯蔵処理施設、資材置場、運輸・倉庫施設(駅舎、電車車庫、港湾施設を除く。)	県要領では、危険物販売施設、危険物貯蔵処理施設、資材置場、運輸・倉庫施設(駅舎、電車車庫、港湾施設を除く。)が工業用地として取り扱われている。公共施設等の供給処理施設の危険物販売施設、危険物貯蔵処理施設が含まれる。その他の空地④資材置場が含まれる。交通施設用地の運輸・倉庫施設が含まれる。	
				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)							
				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)							
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等							
				4415	(5)自動車修理工場							
農林漁業施設用地 (建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地	22		農林漁業施設用地(農林漁業用倉庫、集出荷場、ントリーエレベーター、畜舎、温室、船小屋等)			
公益施設用地 (建物用途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公共施設用地	9			官公庁施設(国・県出先機関、警察署、消防署、保健所、裁判所、市町村庁舎・出張所等)、供給処理施設(上下水道施設、電気・ガス供給施設、通信施設、火葬場、ごみ焼却場、汚物処理場、と畜場、公設卸売市場、ごみ処理場等)		
		15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等							
		11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	教育施設用地	12			幼稚園、小学校、中学校、高校、各種学校、短大、大学、研究所(民間のものを除く。)、試験場(民間のものを除く。)		
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等							
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	公益施設用地	10			寺社仏閣、墓地・墓園、宗教施設、刑務所、巡査派出所、病院、診療所、気象台、市民会館、公会堂、図書館、博物館、集会所、老人ホーム、福祉関連施設、保育所、公衆浴場、公営駐車場等	4211の刑務所、巡査派出所が含まれる。	
4225	(5)病院											
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等											
4227	(7)神社、寺院、教会 等											
4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	レクリエーション施設用地	13				遊園地、動物園、植物園、運動施設、運動場・グラウンド(付設のものを除く。)	4223の遊園地、動物園、植物園が含まれる。				
道路用地	215				道路、駅前広場	道路	16		道路・道路敷、駅前広場			
交通施設用地 (建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	港湾施設等用地	14			港湾施設(公共埠頭等)、空港施設		
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	交通施設用地	17			鉄道敷、駅舎、電車車庫、トラック・バスターミナル、立体体駐車場		
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等							
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公園緑地	15		公園、緑地、広場			
その他の公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他の公的施設用地	11			防衛施設用地		
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	18			ゴルフ場		
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	19			太陽光発電用地(施設用地内の付属のものを除く。)		
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地③	20			平面駐車場(付属のものを除く)		
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地④	21			改変中の土地、資材置き場、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面)		
不明	231				不明な土地							
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等	低未利用土地	23			現況宅地で未利用地(土地区画整理区域内や住宅団地内などの現況宅地)、建物跡地、空家、空店舗等の存する土地		

三重県 建物利用現況（建物用途）

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報 の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市		三重県出典:		三重県都市計画基礎調査要領(令和4年3月改定版) 三重県県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和4年3月 三重県県土整備部都市政策課			
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	用途内容	コード	細分用途	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設 ※面積要件等で6区分	9	事務所、銀行・JA本店(事務所機能)、NTT、民間研究所・研修所等 会議場、展示場 郵便局	91	業務施設-1 床面積の合計が1500㎡以内	
							92	業務施設-2 床面積の合計が1500㎡を超え、3000㎡以内	
							93	業務施設-3 床面積の合計が3000㎡を超える	
							94	業務施設-4 床面積の合計が10000㎡以内	
							95	業務施設-5 床面積の合計が10000㎡を超える	
							96	業務施設-6 面積要件無し	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	危険物販売施設	20	ガソリンスタンド	201	危険物販売施設-1	
							101	商業施設-1 床面積の合計が150㎡以内(3F以上の商業系無)	
							102	商業施設-2 床面積の合計が150㎡以内(3F以上の商業系有)	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	商業施設 ※面積及び階数要件で12区分	10	物品販売施設(小売店、百貨店、マーケット、コンビニ等)飲食業を営む施設(食堂、喫茶店、まんが喫茶等)サービス施設(理容店、美容院、レンタル業、銀行支店、保険代理店、質屋、学習塾、習い事教室等)結婚式場、葬儀場(セレモニーホール)、動物病院、コインランドリー、クリーニング取扱店(ドライクリーニング工場がある場合は軽工業施設)マッサージ、カイロプラクティック等※2	103	商業施設-3 床面積の合計が150㎡を超え500㎡以内(3F以上の商業系無)	
							104	商業施設-4 床面積の合計が150㎡を超え500㎡以内(3F以上の商業系有)	
							105	商業施設-5 床面積の合計が500㎡を超え1500㎡以内(3F以上の商業系無)	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	10	10	物品販売施設(小売店、百貨店、マーケット、コンビニ等)飲食業を営む施設(食堂、喫茶店、まんが喫茶等)サービス施設(理容店、美容院、レンタル業、銀行支店、保険代理店、質屋、学習塾、習い事教室等)結婚式場、葬儀場(セレモニーホール)、動物病院、コインランドリー、クリーニング取扱店(ドライクリーニング工場がある場合は軽工業施設)マッサージ、カイロプラクティック等※2	106	商業施設-6 床面積の合計が500㎡を超え1500㎡以内(3F以上の商業系有)	
							107	商業施設-7 床面積の合計が1500㎡を超え3000㎡以内(3F以上の商業系無)	
							108	商業施設-8 床面積の合計が1500㎡を超え3000㎡以内(3F以上の商業系有)	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	娯楽施設	12	料理店、キャバレー、バー(風営法による風俗関連営業施設) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーター、ラブホテル、アダルトショップ(風営法による風俗関連営業施設)	109	商業施設-9 床面積の合計が3000㎡を超え10000㎡以内(3F以上の商業系無)	
							110	商業施設-10 床面積の合計が3000㎡を超え10000㎡以内(3F以上の商業系有)	
							111	商業施設-11 床面積の合計が10000㎡を超える(3F以上の商業系無)	
4025	(5)劇場、映画館等	娯楽施設 ※面積要件等で4区分	12	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ	112	商業施設-12 床面積の合計が10000㎡を超える(3F以上の商業系有)			
					125	娯楽施設-5 面積要件無し			
					126	娯楽施設-6 面積要件無し	宿泊施設のモーター、ラブホテルが含まれる。		
4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	遊技施設 ※用途及び面積要件等で4区分	13	ボーリング場、スケート場、水泳場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、スポーツクラブ(室内) カラオケボックス、ダンスホール、インターネットカフェ(風営法による風俗関連営業施設)	121	娯楽施設-1 床面積の合計が10000㎡以内(客席の床面積の合計が200㎡未満)			
					122	娯楽施設-2 床面積の合計が10000㎡以内(客席の床面積の合計が200㎡以上)			
					123	娯楽施設-3 床面積の合計が10000㎡以内(客席の床面積の合計が200㎡未満)			
4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	遊技施設 ※用途及び面積要件等	13	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、ゲームセンター	124	娯楽施設-4 床面積の合計が10000㎡以内(客席の床面積の合計が200㎡以上)			
					131	遊技施設-1 床面積の合計が3000㎡以内			
					132	遊技施設-2 床面積の合計が3000㎡を超える			
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	宿泊施設 ※面積要件で2区分	11	ホテル、旅館、民宿、ウィークリーマンション、マンスリーマンション、保養所(モーター、ラブホテル等風営法による風俗関連営業施設を除く)	133	遊技施設-3 床面積の合計が10000㎡以内	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設	14	商業系(9~13)の複合施設で主用途の床面積が3/4未満※3	134	遊技施設-4 床面積の合計が10000㎡を超える	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅	1	専用住宅(付随する物置、車庫、カーポート(無壁)を含む)	11	宿泊施設-1 床面積の合計が3000㎡以内	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等	共同住宅	2	アパート、マンション、公営住宅、寄宿舎、寮、長屋	12	宿泊施設-2 床面積の合計が3000㎡を超える	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	店舗併用住宅 ※面積要件で2区分	3	住宅(1)と商業業務用途(9~10、21-4、21-5)を兼用 ※1	20		
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	店舗併用共同住宅 ※面積要件で3区分	4	共同住宅(2)と商業系用途(9~13、21-4、21-5)を併用	31	店舗併用住宅-1 商業系面積が50㎡以内	
							32	店舗併用住宅-2 商業系面積が50㎡を超える	
							41	店舗併用共同住宅-1 商業系用途の床面積の合計が150㎡以内	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	作業所併用住宅	5	住宅(1~2)と工業系用途(16~19)の併用	42	店舗併用共同住宅-2 商業系用途の床面積の合計が150㎡を超え、500㎡以内	
							43	店舗併用共同住宅-3 商業系用途の床面積の合計が500㎡を超える	
							50		
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	官公庁施設	6	国県市町村庁舎、防災倉庫 警察署、消防署、保健所、裁判所、刑務所、税務署 交番、駐在所	61	官公庁施設-1	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	文教厚生施設 ※内容で2区分	7	大学、高等専門学校、専修学校、専門学校・予備校等各種学校(自動車教習所を除く) 各種養成所、公的研究所・試験所、気象台	72	文教厚生施設-2	
							73	文教厚生施設-3	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所等	文教厚生施設 ※内容で2区分	7	幼稚園、小中高等学校、認定こども園 保育所	71	文教厚生施設-1	
							76	文教厚生施設-6	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園等	文教厚生施設 ※内容で4区分	7	図書館、博物館、美術館 公民館、集会所、コミュニティーセンター 公会堂、市民会館 自動車教習所	70	文教厚生施設-10	
							711	文教厚生施設-11	
							712	文教厚生施設-12	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	競技施設 ※面積要件で2区分	8	専用体育館、スタンド、競技場	714	文教厚生施設-14	
							81	競技施設-1 床面積の合計が10000㎡以内	
		4225	(5)病院	文教厚生施設	7	病院(20人以上の入院設備を備える施設)	82	競技施設-2 床面積の合計が10000㎡を超える	
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	文教厚生施設 ※内容で4区分	7	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉ホーム等 児童厚生施設、老人福祉センター、デイサービス等 公衆浴場(風営法による個室付浴場業を除く)、スーパー銭湯 診療所(病床を有しない又は19人以下の入院設備)	79	文教厚生施設-9			
					74	文教厚生施設-4			
					75	文教厚生施設-5			
4227	(7)神社、寺院、教会等	文教厚生施設	7	神社、寺院、教会	77	文教厚生施設-7			
							78	文教厚生施設-8	
							713	文教厚生施設-13	

(つづき)

国出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報 の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市		三重県出典:		三重県都市計画基礎調査要領(令和4年3月改定版) 三重県県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和4年3月 三重県県土整備部都市政策課				
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	用途内容	コード	細分用途	備考	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	15.運輸・倉庫施設-5	15	駅舎、バス・トラックターミナル、港湾施設、飛行場、電車車庫、停車場	155	運輸・倉庫施設-5		
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	運輸・倉庫施設 ※業態で2区分	15	倉庫 ※2	153	運輸・倉庫施設-3 倉庫業を営む		
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	運輸・倉庫施設 ※階数、面積要件で2区分	15	自動車車庫、立体駐車(輪)場※2	151 152	運輸・倉庫施設-4 倉庫業を営まない 運輸・倉庫施設-1 2階以下かつ床面積の合計が300㎡以内 運輸・倉庫施設-2 3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える		
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	重工業施設	16	火薬類の製造工場、マッチ製造工場、塗料の製造工場、ガス製造工場、合成樹脂製造工場、肥料製造工場、ゴム製品製造工場、パルプ製紙工場、製革工場、アスファルトプラント、セメント工場、製鉄、製鋼、精鉄加工工場、黒鉛製品製造工場、医薬品製造工場、等別表第2(る)第一号の建築物、火力発電	160			
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	軽工業施設	17	原動機使用の床面積 150㎡超の工場 花火工場、アセチレンガス使用の金属工作工場、引火性溶剤使用のドライクリーニング、絵具製造工場、塗料吹付工場、せっけん製造工場、飼料製造工場、羽・毛・ぼろ・綿の洗浄・選別・再生工場、骨・貝類・金属乾燥研磨工場、岩石・コンクリート・金属・ガラス粉碎工場、生コンクリートの製造工場、墨・れん炭製造工場、瓦・陶磁器製造工場、ガラス製造工場、等別表第2(ぬ)第三号の建築物	170			
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	サービス工業施設-4	18	原動機を使用する床面積が 50㎡を超える工場、等別表第2(と)第三号の建築物	184			
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	家内工業施設 ※面積要件で2区分	19	上記 16~18 以外の工場 原動機を使用する 50㎡未満の工場	191 192	家内工業施設-1 床面積 50㎡以内 家内工業施設-2 床面積 50㎡を超える(原動機 不使用)		
		4415	(5)自動車修理工場	サービス工業施設 ※面積要件で3区分	18	自動車修理工場	181 182 183	サービス工業施設-1 商業系用途の床面積の合計が150㎡以内 サービス工業施設-2 商業系用途の床面積の合計が150㎡を超え、300㎡以内 サービス工業施設-3 商業系用途の床面積の合計が300㎡を超える		
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業用施設 ※内容で6区分	21	畜舎、温室、植物工場	211	農林漁業用施設-1		
						農産物生産、集荷、処理又は貯蔵施設(植物工場は含まない)	212	農林漁業用施設-2		
						農業生産資材の貯蔵施設(農機具収納施設等)	213	農林漁業用施設-3		
						直売所、農家レストラン 等 ※4	214	農林漁業用施設-4		
						自家販売のための食品製造業を営むパン屋等 等 ※4	215	農林漁業用施設-5		
						林漁業用納屋、船小屋、林漁業用作業場	216	農林漁業用施設-6		
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	その他	22	処理場、洗浄場、火葬場、発電所、変電所、変圧所、防衛施設、下水道施設、水道施設、ごみ焼却場、卸市場、荷とき場	220		運輸倉庫施設の4312市場、防衛施設の防衛施設が含まれている。	
				危険物貯蔵処理施設 ※内容で2区分	20	消防法による設置許可の必要ないもの 消防法による設置許可の必要なもの	202 203	危険物貯蔵処理施設-2 危険物貯蔵処理施設-3		
16.防衛施設	453	4531	防衛施設							
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設							
18.不明	461	4611	不明な建物							
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等	空家	23	空家、空き店舗、廃業の工場	230			

※1. その他の商業系用途(11~13)併用のものは、それぞれ該当する施設で表示する。
 ※2. 農業系用途(21-2~21-5)のものは、それぞれ該当する施設で表示する。
 ※3. 主たる用途の床面積が全体の3/4以上については、主用途(9~13)の施設で表示する。
 ※4. 立地する用途地域及びその周辺の地域で生産された農産物を販売、料理による提供、食品製造又は加工するものをいう。

滋賀県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					滋賀県出典： 特記仕様書(抜粋) ※H25.6国要領に準拠							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 利用	田	201			水田	田	201			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	その他自然 地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然 地	205			原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途 分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途 現況図の5~9)	211	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等	
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用	
	商業用地(建物用途 分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修 所等	商業用地(建物用途 現況図の1~4)	212	1.業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、 研修所等	
				4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等				(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		
			2.商業施設	402	4021	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			
				4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教 室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービ ス			
				4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			
				4025	4025	(5)劇場、映画館等			(5)劇場、映画館等			
				4026	4026	(6)ボーリング場、バッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、 カラオケボックス、インターネットカフェ等			(6)ボーリング場、バッチングセンター、ゴルフ練習場、フィッ ネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			
	4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等								
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等					
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全 床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積 が全床面積の3/4に満たないもの					
	工業用地(建物用途 分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途 現況図の13)	213	13.工場	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	
4412					(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドラ イクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンク リートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不 可)	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用い るドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディ ミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地 域において立地不可)						
4413					(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の 練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、 めっき等(住居地域において立地不可)	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する 魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印 刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)						
4414					(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する 食品製造業を営む工場等	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに 類する食品製造業を営む工場等						
4415					(5)自動車修理工場	(5)自動車修理工場						
農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建 物用途現況図の14)	219	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等		
公益施設用地(建物用 途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用 途現況図の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等					(2)小・中・高等学校、保育所等		
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等		
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主 に公共施設)	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施 設(主に公共施設)								
4225	(5)病院	(5)病院										
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等										
4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)神社、寺院、教会等										
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施 設等	15.供給処理施設		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱 供給施設等						
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場		
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用 途現況図の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		
4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等										
4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等	(3)立体駐車場、駐輪施設等										
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園		
その他の公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他の公的施設用地	218			防衛施設用地		
その他の空地①	220				ゴルフ場							
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地							
その他の空地③	222				平面駐車場							
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	その他の空地	223			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他 の空地③平面駐車場が含まれる	
不明	231				不明な土地							
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等							

滋賀県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			滋賀県出典： 特記仕様書(抜粋) ※H25.6国要領に準拠				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 4025 (5)劇場、映画館 等 4026 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	1.業務施設	401		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
2.商業施設	402	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等 4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	2.商業施設	402		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412		アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	413		住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414		住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415		住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等 4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4225 (5)病院 4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4227 (7)神社、寺院、教会 等	10.官公庁施設	421		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	
11.文教厚生施設	422	4221 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4222 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等 4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4225 (5)病院 4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4227 (7)神社、寺院、教会 等	11.文教厚生施設	422		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	12.運輸倉庫施設	431		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可) 4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) 4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) 4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 4415 (5)自動車修理工場	13.工場	441		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可) (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	453		防衛施設	
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	454		仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611 不明な建物					
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等					

京都府 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					京都府出典： 京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月								
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然 利用	田	201			水田	田	201			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場			
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野・牧野、荒地※、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸			
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	211	5.住宅	211	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮		
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4、10、11)の併用		
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4、10、11)の併用		
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5、6)と工業系用途(下の13)の併用		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1.業務施設	212	1.業務施設	212	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等		
			2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	2.商業施設	212	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等				
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				
					4025	(5)劇場、映画館等			(5)劇場、映画館等				
					4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等				
					4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等			(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等				
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	212	3.宿泊施設	212	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等				
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	212	4.商業系用途複合施設	212	商業系用途の複合施設				
	工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	213	13.工場	213	13.工場	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
					4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)						(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
					4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)						(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
					4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等						(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	
					4415	(5)自動車修理工場						(5)自動車修理工場	
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	219	14.農林漁業用施設	219	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等			
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	4221	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	214	11.文教厚生施設	4221	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	
				4222	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等						(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		
				4223	(2)小・中・高等学校、保育所等						(2)小・中・高等学校、保育所等		
		4224	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園等									
4225	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)											
4226	(5)病院	(5)病院											
4227	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	(6)診療所、老人ホーム、介護福祉施設、公衆浴場、公衆便所等											
4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)神社、寺院、教会等											
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	214	15.供給処理施設	214	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途現況図の12)	216	12.運輸倉庫施設	216	12.運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等						(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等		
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等						(3)立体駐車場、駐輪施設等		
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他公的施設用地	218				防衛施設用地	その他公的施設用地	218			防衛施設用地			
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	220			ゴルフ場			
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地			
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地③	222			平面駐車場			
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地④	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))			
不明	231				不明な土地	不明	231			不明な土地			
低未利用土地	253				用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等								

※ 耕作放棄地等自然的状況のもの。

京都府 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				京都府出典： 京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月				
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等				(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412		アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	413		住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4、10、11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414		住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4、10、11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用	9.作業所併用住宅	415		住宅(上の5、6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421		国府市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園 等				(3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院				(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				(6)診療所、老人ホーム、介護福祉施設、公衆浴場、公衆便所 等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等				(7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等				(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場				(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	453		防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	454		仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	18.不明	461		不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等					

大阪府 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					大阪府出典： 令和2年度都市計画基礎調査調査要領 土地利用現況調査 令和2年7月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書 ※大阪府でコード表は未所有。大阪府土地利用現況ポリゴンデータ(H27)を時点修正																		
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考												
土地 自然 利用	田	201			水田	農地	-	田	-	5,000㎡以上													
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		-	休耕地	-	預託水田等5,000㎡以上													
	山林	203			樹林地		-	畑	-	果樹園、苗圃等を含む5,000㎡以上													
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		-		-	天然林等 5,000㎡以上													
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		-		-	河川・・・幅員20m以上の一級河川、二級河川等の平水面池・沼・・・満水位5,000㎡以上													
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211			5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	市街地	-	集落地	-	古くからある集落で農林漁業従事者がかなりある住宅地1,000㎡以上										
					6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等															
					7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用															
					8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用															
					9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用															
					商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402						401	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	-	-	商業業務地	-	店舗、事務所等が集積している地区5,000㎡以上
															4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等							
															4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等							
															4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設							
	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等																					
	4025	(5)劇場、映画館 等																					
	4026	(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等																					
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等																					
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等																			
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの																			
	工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)																
						4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)																
						4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)																
						4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等																
						4415	(5)自動車修理工場																
	農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等																	
	公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等																
						4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等																
4222						(2)小・中・高等学校、保育所 等																	
4223						(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等																	
4224						(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)																	
4225						(5)病院																	
4226						(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等																	
4227	(7)神社、寺院、教会 等																						
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等																				
道路用地	215				道路、駅前広場	道路・鉄軌道敷	-		-	幅員20m以上の道路、鉄軌道敷、電車車庫を含む													
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	-																	
4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等																						
4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等																						
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	普通緑地	-	公園・緑地	-	都市公園、緑地等5,000㎡以上													
その他の空地①	220				ゴルフ場			運動場・遊園地	-	民営運動場、企業厚生施設等5,000㎡以上													
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地			墓地	-	公共墓園を含む5,000㎡以上													
その他の空地③	222				平面駐車場																		
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	-			未利用地、未建築宅地等5,000㎡以上													
不明	231				不明な土地																		
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等																		

大阪府 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			大阪府出典：平成29年度都市計画基礎調査調査要領(建物土地利用度、建物年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積) 平成29年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書 ※大阪府でコード表は未所有			
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	5 業務施設	-	業務施設	銀行・会社・事務所・質屋・民間研究所・貸会議場・ショールーム・放送局・新聞社・通信社・学会法会等法人事務所
			0 官公署	-	通信施設	郵便局・電報局・電話局・電信中継所
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	4 商業施設	-	集合販売店舗	百貨店・マーケット・小売市場
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			一般店舗施設	小売店舗・卸売店舗・飲食店・喫茶店・建具屋・たたみ屋・中古車センター
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			サービス商業施設	理容店・美容店・クリーニング店・一般浴場・ガソリンスタンド・結婚式場
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	3 興業・風俗営業・宿泊施設	-	風俗営業施設	料亭・待合・貸座敷・カフェ・バー・キャバレー・舞踏場・舞踏教習所・遊技場・パチンコ場・マージャン屋・ソープランド・玉突場・射的場
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			興業施設	劇場・映画館・演芸場・観覧場・競走馬・競輪場・オートレース・オートレース
		4025 (5)劇場、映画館 等			スポーツレジャー施設	ボート・スケート場・水泳場・ゲームセンター
4026 (6)ボート・スケート場、バレーボールセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	宿泊施設	ホテル・旅館・宿泊所				
4026 (6)ボート・スケート場、バレーボールセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等						競走馬・競輪場・オートレース・オートレースが含まれる
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等				
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの				
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	7 専用住宅	-		独立住宅(1建物が1住宅であるもの)・長屋住宅(重層長屋)(2以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別個の出入り口をもつもの)
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	X 共同住宅	-		共同住宅・寄宿舎・公営住宅・寮
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	8 併用住宅	-		兼商業・兼工業(同一の棟で居宅と他用途が併用されるもの)
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用				
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用				
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	0 官公署	-	地方国家施設	裁判所・刑務所・検察庁・税務署
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	2 医療・文教・宗教・厚生・福祉施設	-	自治体施設	市役所・市会議事堂・消防署・府庁・自治体出先機関
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等			研究施設	公的研究所・試験所・天文台・検査所・気象台・観測所
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			教育施設	小学校・中学校・高校・大学・幼稚園・養護学校・高専・塾・教習所・養成所・洋裁学校・料理学校・デザインスクール・その他各種学校
		4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			文化施設	図書館・博物館・美術館・音楽堂・物産陳列堂・公民館・市民集会所・共済会館・水族館・画廊・市民会館
		4225 (5)病院			運動施設	体育館
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			医療施設	診療所・医院・助産所・病院・療養所・保健所
		4227 (7)神社、寺院、教会 等			社会保護施設	保育所・託児所・母子・老人ホーム
4227 (7)神社、寺院、教会 等	宗教・記念施設	神社・寺院・教会・国宝・保存建築物(城・古建築)				
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	1 運輸・流通・供給施設	-	運輸・流通施設	旅客駅・停車場・電車庫・バスターミナル・バス庫・独立した大きな自家用倉庫・卸売市場・トラックターミナル・貨物駅・コンテナセンター・配送所・運送店
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	6 工業施設	-	工業施設	各種工場・作業場・印刷所・縫製所・ガス会社(ガス製造)・発電所・ボイラー室
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				
		4415 (5)自動車修理工場				
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	9 農漁業施設	-	農業施設	農家・搾乳場・家畜飼養所・温室
					漁業施設	漁家・漁業施設
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	1 運輸・流通・供給施設	-	供給処理施設	火葬場・埋葬場・と場・ごみ焼却場・し尿処理場・クマ工場・変電所・上下水道施設
16.防衛施設	453	4531 防衛施設				
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	Y その他	-		物置・土蔵・工事中で種類が豊富なもの
18.不明	461	4611 不明な建物				
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等				

兵庫県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					兵庫県出典： 都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書編含む)												
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	大分類		中分類		小分類		用途内容	備考				
						名称	コード	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード						
土地 利用 自然 的	田	201			水田	田	7	田	27	計画的宅地化農地(田)	271						
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	8	畑・採草放牧地等	28	計画的以外宅地化農地(田)	272						
										生産緑地(田)	273						
	山林	203			樹林地	山林	9	山林	29	計画的宅地化農地(畑)	281						
										計画的以外宅地化農地(畑)	282						
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水部	10	河川	30	河川	301						
ため池			31	ため池				311									
その他自然	205	原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸					海面	32	海面	321							
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	農林漁業系	5	農林漁業施設	21	農林漁住宅	211	農家、林家、漁家				
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等	住居系	1	住居施設	11	独立住宅	111	戸建住宅(寄宿舍、下宿、寮等で戸建て住宅の形態のものを含む)				
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用					集合住宅	112	共同住宅、長屋住宅、連続住宅、寄宿舍、独身寮、家族寮				
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用					商業・業務兼用住宅	113	1・2階部分に店舗・事務所等を含む集合住宅、2階以下の部分に店舗・事務所等を含む独立住宅				
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用											
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	住居系	1	業務施設	12	業務施設	121	会社、事務所、質屋、新聞取扱所、展示場、銀行、信用金庫、建設業、工務店、貸会議室、不動産鑑定所、工場内の事務室、労働組合、農協、民間研究所、植木屋(剪定)				
			2.商業施設	402	4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	商業系	2	商業施設	13	情報報道施設	122	放送局、新聞社、新聞支局、通信社			
					4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					集合販売施設	131	百貨店、スーパーマーケット、小売市場			
					4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	住居系	1	業務施設	12	一般店舗施設	132	小売店舗、卸売店舗、飲食店、喫茶店、たばこ店、中古車センター、給食センター、ベンキ屋、タイル屋、電気店、米屋、自動車販売店、植木造園			
					4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	商業系	2	特殊商業施設	14	サービス商業施設	133	理髪店、美容院、クリーニング店(作業場なし)、公衆浴場、ガソリンスタンド、サウナ・マッサージ、結婚式場、プロパン販売店			
					4025	4025	(5)劇場、映画館等					ハウジングセンター	123	住宅展示場			
					4026	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					娯楽施設	142	劇場、映画館、演芸場、料亭、待合、バー・キャバレー、スナック、舞踏場、特殊浴場			
					4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	遊戯施設	143	パチンコ店、麻雀屋、遊技場、ビリヤード場、ボーリング場、競馬・競輪場、スケート場、水泳場(学校プールを除く)、釣堀、ゴルフ練習場、クラブハウス、パッティングセンター、野球場(西宮・甲子園のみ)、遊戯施設							
			4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	宿泊施設	141	ホテル、旅館、宿泊所、モーテル、保養所、民宿(季節営業含む)									
			4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの											
			工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業系	3	工業施設	15	工業専用施設	151	製造工場、印刷所、食肉加工センター	
							4412	4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)								サービス工業施設
							4413	4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)								
							4414	4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等								
4415	4415	(5)自動車修理工場															
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業系	5	農林漁業施設	22	農業施設	221	搾乳場、家畜飼育所、牛馬豚小舎、納屋(作業場)、温室、ビニールハウス、ライスセンター					
										林業施設	222	製材所等					
										漁業施設	223	加工場等					

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					兵庫県出典： 都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書編含む)											
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	大分類		中分類		小分類		用途内容	備考			
						名称	コード	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード					
都市的 土地 利用	公益施設用地(建物用 途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公共公益系	4	官公署施設	17	国家施設	171	出先官庁、裁判所、税務署、自衛隊、刑務所	その他の公的施設用地 の自衛隊が含まれる。		
											自治体行政施設	172	県庁、市役所、町役場、出先機関(総合庁舎、土木事務所等)			
											保安施設	173	警察署、消防署、派出所、消防団詰所			
											通信施設	174	郵便局、電報局、電話局、有線放送局(公的なもの)	業務施設の郵便局、電 報局、電話局が含まれ		
											研究施設	183	公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター			
											各種教育施設	182	教習所、養成所、洋裁学校、料理学校、デザインスクール、研修所、各種 学校、塾			
											学校教育施設	181	小学校、中学校、高等学校、大学校、幼稚園、養護学校、(校舎、体育 館、職員室、事務室、給食室)、高等専門学校			
											文化施設	184	図書館、博物館、美術館、音楽堂、公民館、物産陳列館			
											運動施設	187	体育館、競技場・球技場等のスタンド、野球場(143該当分を除く)			
											スタンドのない球技場等	188	スタンドのない球技場等			
											医療施設	191	病院、診療所、療養所、助産院、接骨医院、犬猫病院			
											保健施設	192	保健所、防疫事務所			
											社会保護施設	193	保育所、託児所、母子寮、老人ホーム			
											文化教育施設	185	宗教施設	185	神社、寺院、協会	
											記念施設	186	国法、保存建築物(城、古建築等)			
供給処理施設	20	供給施設	201	浄水場、排水場、取水場、発電所、変電所、ガス工場、ガスタンク、石油 タンク												
処理施設	202	し尿処理場、ゴミ焼却場、火葬場、と場、下水ポンプ場、雨水排水ポンプ														
道路用地	215				道路、駅前広場											
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	工業系	3	運輸流通施設	16	鉄道運輸施設	161	駅舎、電車車庫				
										運輸施設	162	停車場、バス車庫、タクシー車庫、バス・タクシー営業所				
										流通施設	163	材木市場、家畜市場、卸売市場、トラック・ターミナル、3貨物駅、コンテナ センター、 配送所、運送				
保管施設	164	車庫(付属の軽易なものを除く)、蔵(堅牢なもの)、一般営業倉庫、冷凍 倉庫、自転車置場、自動車スクラップ置場、危険物貯蔵所、独立した自 家用車庫、消防団の格納庫	倉庫、危険物貯蔵所が 含まれる													
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	空地系	6	公園・緑地等	25	公園・緑地等	261	公園、緑地、墓地、墓園				
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地											
その他の空地①	220				ゴルフ場	空地系	6	ゴルフ場等	26	ゴルフ場等	261	ゴルフ場、アスレチッククラブ等	その他の空地④アスレ チッククラブ等が含まれ ている。			
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地											
その他の空地③	222				平面駐車場											
その他の空地④	223				その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	空地系	6	未建築用地・未利用 地	24	資材置場等未建築宅地	241	資材置場、屋根のないモータープール、取り壊し跡地、埋立地、造成中 (道路パターン形成済)	その他の空地③のモー タープールが含まれる。			
不明	231				不明な土地			その他の施設	23	その他の施設	231	どの分類にも当てはまらない施設				
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等			未建築用地・未利用 地	24	造成中未建築宅地	242	造成中(粗造成段階)				
								未利用地	243	埋立地、区画整理中の宅地等	243	埋立地、区画整理中の宅地等				

兵庫県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			兵庫県出典： 都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課（GIS定義書編含む）							
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考	
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	業務施設	12	業務施設	121	会社、事務所、質屋、新聞取扱所、展示場、銀行、信用金庫、建設業、工務店、貸会議室、不動産鑑定所、工場内の事務室、労働組合、農協、民間研究所、植木屋（剪定）		
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業施設	13	集合販売施設	122	情報報道施設		
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				131	放送局、新聞社、新聞支局、通信社		
		4023	(3)美容院、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				132	百貨店、スーパーマーケット、小売市場		
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	業務施設	12	一般店舗施設	133	小売店舗、卸売店舗、飲食店、喫茶店、たばこ店、中古車センター、給食センター、ペンキ屋、タイル屋、電気店、米屋、自動車販売店、植木造園	4021のガソリンスタンドが含まれる。	
		4025	(5)劇場、映画館 等				133	理髪店、美容院、クリーニング店（作業場なし）、公衆浴場、ガソリンスタンド、サウナ・マッサージ、結婚式場、プロパン販売店		
		4026	(6)ボーリング場、パテティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				123	サービス商業施設		
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				142	ハウジングセンター		
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	特殊商業施設	14	遊戯施設	143	住宅展示場		
							144	劇場、映画館、演芸場、料亭、待合、バー・キャバレー、スナック、舞踏場、特殊浴場		
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの							
5.住宅	411	4111	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅施設	11	独立住宅	111	戸建住宅（寄宿舍、下宿、寮等で戸建て住宅の形態のものを含む）		
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	農林漁業施設	21	農林漁業住宅	211	農家、林家、漁家		
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4,10,11）の併用	住宅施設	11	商業・業務兼用住宅	112	集合住宅		
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4,10,11）の併用				113	1・2階部分に店舗・事務所等を含む集合住宅、2階以下の部分に店舗・事務所等を含む独立住宅		
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅（上の5,6）と工業系用途（下の13）の併用	住宅施設	11	工業兼用住宅	114	集合住宅で1・2階部分に工場等を含むもの2階以下の部分に工場等を含む独立住宅		
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公署施設	17	国家施設	171	出先官庁、裁判所、税務署、自衛隊、刑務所	防衛施設の自衛隊が含まれる。	
							172	自治体行政施設		
							173	県庁、市役所、町役場、出先機関（総合庁舎、土木事務所等）		
							174	保安施設		
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文化教育施設	18	通信施設	174	郵便局、電報局、電話局、有線放送局（公的なもの）	業務施設の郵便局、電報局、電話局が含まれる。	
							175	研究施設		
							176	公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター		
							177	教習所、養成所、洋裁学校、料理学校、デザインスクール、研修所、各種学校、塾		
							178	各種教育施設		
							179	学校教育施設		
							180	小学校、中学校、高等学校、大学校、幼稚園、養護学校、（校舎、体育館、職員室、事務室、給食室）、高等専門学校		
							181	文化施設		
							182	図書館、博物館、美術館、音楽堂、公民館、物産陳列館		
							183	運動施設		
184	体育館、競技場・球技場等のスタンド、野球場（143該当分を除く）									
185	スタンドのない球技場等									
186	医療施設									
187	191	病院、診療所、療養所、助産院、接骨医院、犬猫病院								
188	保健施設									
189	192	保健所、防疫事務所								
190	193	社会保護施設								
191	194	保育所、託児所、母子寮、老人ホーム								
192	195	宗教施設								
193	196	神社、寺院、協会								
194	197	記念施設								
195	198	国法、保存建築物（城、古建築等）								
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	運輸流通施設	16	運輸施設	198	駅舎、停車場、電車車庫、バス車庫、タクシー車庫、バス・タクシー営業所	4312の倉庫、供給処理施設の危険物貯蔵所が含まれる。	
							199	材木市場、家畜市場、卸売市場、トラックターミナル、貨物駅、コンテナセンター、配送所、運送店		
							200	流通施設		
4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	201	保管施設							
4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	202	車庫（附属の軽易なものを除く）、蔵（堅牢なもの）、一般営業倉庫、冷凍倉庫、自転車置場、自動車スクラップ置場、危険物貯蔵所、独立した自家用倉庫、消防団の格納庫							
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等（準工業地域において立地不可）	工業施設	15	工業専用施設	203	製造工場、印刷所、食肉加工センター		
							204	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）		
							205	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）		
							206	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		
							207	(5)自動車修理工場		
4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	208	サービス工業施設							
4415	(5)自動車修理工場	209	自家販売用の食品製造業、作業場付きのクリーニング店、自動車修理工場、畳屋、建具屋、看板屋、石材店、精米所、陶磁器の家内工場							
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設	22	農業施設	221	搾乳場、家畜飼育所、牛馬豚小舎、納屋（作業場）、温室、ビニールハウス、ライスセンター		
							222	林業施設		
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	供給処理施設	20	供給施設	223	製材所等		
							224	漁業施設		
16.防衛施設	453	4531	防衛施設			処理施設	225	加工場等		
							226	浄水場、排水場、取水場、発電所、変電所、ガス工場、ガスタンク、石油タンク		
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	その他		その他の施設	227	浄水場、排水場、取水場、発電所、変電所、ガス工場、ガスタンク、石油タンク		
							228	し尿処理場、ゴミ焼却場、火葬場、と場、下水ポンプ場、雨水排水ポンプ		
18.不明	461	4611	不明な建物							
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等							

奈良県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					奈良県出典： 平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県									
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考			
自然的 土地利用	田	201			水田	田	1			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス、農 林漁業用施設	農林漁業用施設用地が含まれる。			
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	5			原野・牧野、荒地(注1)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分 類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途別 現況図の9~13)	6	9.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			10.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮、下宿、寄宿舍(詰所)			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			11.店舗併用住宅		住宅と商業系用途(1~8)の併用			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			12.店舗併用共同住宅		共同住宅と商業系用途(1~8)の併用			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			13.作業所併用共同住		住宅施設(9~10)と工業系用途(17~21)の併用			
	商業用地(建物用途分 類表の1~4)	212	2.商業施設	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途別 現況図の1~8, 23のガ ソリンスタンド)	7	1.業務施設		事務所、銀行、農協		
				2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			23.危険物貯蔵処理・処 理施設		ガソリンスタンド		
						4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			2.商業施設			百貨店、小売店(専門店)、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、 結婚式場	
						4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				5.娯楽施設B		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケ ボックス	4026のカラオケボックスが含まれ る。
						4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				4.娯楽施設A		劇場、映画館、演芸場、観覧場	
						4025	(5)劇場、映画館等				6.遊戯施設A		ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチ ングセンター、自動車教習所	
						4026	(6)ボーリング場、バッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、 カラオケボックス、インターネットカフェ等				7.遊戯施設B		マーじゃん屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所、ゲ ムセンター、玉突き場	
						4027	(7)マーじゃん屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等				3.宿泊施設		ホテル、旅館、モーテル、民宿	
				3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等				8.商業系用途複合施設		商業系用途(上の1~7)の複合施設	
				4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全 床面積の3/4に満たないもの							
	工業用地(建物用途分 類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途別 現況図の17~22, 23)	8	18.重工業施設		アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合 成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、可燃性ガス類等の準 工業地域では許容されない工業施設	県要領では、建物用途17.運輸倉庫 施設、23.危険物貯蔵処理・処理施 設が工業用地として扱われている。		
					4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドラ イクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンク リートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不 可)			19.軽工業施設		マッチ、ゴム製品の製造、製革、バルブの製造、鍛造機を使 用する金属の製造等の準工業地域では許容されない工業 施設			
					4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の 練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、 めっき等(住居地域において立地不可)			21.サービス工業施設 (B)		原動機を使用する50㎡をこえる工場、作業場150㎡をこえる 自動車修理工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉 の練製品、セメント製品の製造			
					4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する 食品製造業を営む工場等			22.家内工業施設		原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工 場			
					4415	(5)自動車修理工場			20.サービス工業施設		作業場150㎡をこえない自動車修理工場			
農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等			17.運輸倉庫施設		駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫				
								23.危険物貯蔵処理・処 理施設		消防法による設置許可が必要なもの				

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					奈良県出典： 平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県								
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
都市的 土地利用	公益施設用地(建物用 途分類表の10、11、15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地(建物用 途別現況図の14~16、 処理場、浄水場、火葬 場、発電所、変電所)	9	14.官公庁施設		県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消 防署、駐在所、公民館			
		11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			15.文教厚生施設(A)	大学 高等専門学校、各種学校				
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主 に公共施設)				公会堂、体育館、競技場、研究所	4223の公会堂が含まれる。			
				4225	(5)病院				病院				
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				小・中・高等学校 幼稚園、保育所				
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				図書館、博物館 集会所				
				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				診療所 老人ホーム(老人福祉センター、デイサービスを含む) その他(身障者福祉施設、児童センターを含む)				
		15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等			16.文教厚生施設(B)	公衆浴場、神社、寺、教会 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所				
		道路用地	215		道路、駅前広場				道路用地	10	道路、駅前広場		
		交通施設用地(建物用 途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431				4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地	11	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾	
		公共空地	217						公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	12	公園・緑地、広場、運動場、墓園、古墳	
		その他公的施設用地	218		453				4531 防衛施設用地	その他公的施設用地	13	防衛施設用地	
		その他の空地①	220						ゴルフ場				
		その他の空地②	221						太陽光発電のシステムを直接整備している土地				
		その他の空地③	222						平面駐車場				
その他の空地④	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	その他の空地	14	改変工事の土地、未利用地(注2)、平面駐車場、ゴルフ場		その他の空地①ゴルフ場とその他 の空地③平面駐車場が含まれる。				
不明	231			不明な土地									
低未利用土地	253		471	4711 用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等									

注1:耕作放棄地、注2:建物跡地等

奈良県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			奈良県出典： 平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県							
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考			
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	101		事務所、銀行、農協				
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	201		百貨店、小売店(専門店)、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場				
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等								
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設								
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					5.娯楽施設B	501	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケボックス	4026のカラオケボックスが含まれる。
		4025 (5)劇場、映画館 等					4.娯楽施設A	401	劇場、映画館、演芸場、観覧場	
		4026 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					6.遊戯施設A	601	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、自動車教習所	
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					7.遊戯施設B	701	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所、ゲームセンター、玉突き場	
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	301		ホテル、旅館、モーテル、民宿				
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	8.商業系用途複合施設	801		商業系用途(上の1~7)の複合施設				
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	9.住宅	901		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)				
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	10.共同住宅	1001		アパート、マンション、長屋、寮、下宿、寄宿舎(詰所)				
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	11.店舗併用住宅	1101		住宅と商業系用途(1~8)の併用、布教所				
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	12.店舗併用共同住宅	1201		共同住宅と商業系用途(1~8)の併用				
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用	13.作業所併用共同住宅	1301		住宅施設(9~10)と工業系用途(17~21)の併用				
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	14.官公庁施設	1401		県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所、公民館				
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	15.文教厚生施設(A)			1501 大学				
		4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				1502 高等専門学校、各種学校				
		4225 (5)病院				1504 公会堂、体育館、競技場、研究所	4223の公会堂が含まれる。			
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等	16.文教厚生施設(B)			1503 病院				
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				1601 小・中・高等学校				
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				1603 幼稚園、保育所				
						4227 (7)神社、寺院、教会 等	1606 図書館、博物館			
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	17.運輸倉庫施設	1701		駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫				
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	18.重工業施設	1801		アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、可燃性ガス類等の準工業地域では許容されない工業施設				
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	19.軽工業施設	1901		マッチ、ゴム製品の製造、製革、バルブの製造、鍛造機を使用する金属の製造等の準工業地域では許容されない工業施設				
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	21.サービス工業施設(B)	2101		原動機を使用する150㎡をこえる工場、ほろ、綿の選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン等の商業地域では許容されない工業施設				
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	22.家内工業施設	2201		陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング等の商業地域では許容されない工業施設	4415の150㎡以上の自動車修理工場が含まれる。			
		4415 (5)自動車修理工場	20.サービス工業施設	2001		原動機を使用する50㎡をこえる工場、作業場150㎡をこえる自動車修理工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の作業場150㎡をこえる自動車修理工場				
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	24.農林漁業用施設	2401		作業場150㎡をこえない自動車修理工場 農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場				
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	25.その他	2501		処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設、その他上記に分類されないもの	16.防衛施設、17.その他の上記に分類されないものが含まれる。			
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	23.危険物貯蔵処理・処理施設	2301		消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド	商業用地のガソリンスタンドが含まれる。			
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設								
18.不明	461	4611 不明な建物								
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等								

和歌山県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					和歌山県出典: 令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課 ※和歌山県回答でR3.5国要領に準拠						
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
土地 自然的	田	201			水田	田	201			水田	
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地	
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低 湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分 類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現 況図の5~9)	5.住宅			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		6.共同住宅			アパート、マンション、長屋、寮等	
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		7.店舗等併用住宅			住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		8.店舗等併用共同住宅			住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		9.作業所併用住宅			住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用	
	商業用地(建物用途分 類表の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修 所等	商業用地(建物用途現 況図の1~4)	1.業務施設			事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、 研修所等	
			4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	
		2.商業施設	402	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	商業用地(建物用途現 況図の1~4)	2.商業施設			(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	
			4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教 室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス	
			4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	
			4025	4025	(5)劇場、映画館等					(5)劇場、映画館等	
			4026	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、 カラオケボックス、インターネットカフェ等					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィット ネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	
			4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等		3.宿泊施設			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等		
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全 床面積の3/4に満たないもの		4.商業系用途複合施設			商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積 が全床面積の3/4に満たないもの		
	工業用地(建物用途分 類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現 況図の13)	13.工場			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥 料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、 金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドラ イクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンク リートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いる ドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミ クストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域 において立地不可)	
				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の 練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、 めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する 魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印 刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する 食品製造業を営む工場等					(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに 類する食品製造業を営む工場等	
				4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	
農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建 物用途現況図の14)	14.農林漁業用施設			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等		
公益施設用地(建物用 途分類表の10, 11, 15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用 途現況図の10, 11, 15)	10.官公庁施設			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所		
			4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		
			4222	(2)小・中・高等学校、保育所等					(2)小・中・高等学校、保育所等		
			4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等					(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等		
			4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主 に公共施設)					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施 設(主に公共施設)		
	4225	(5)病院			(5)病院						
11.文教厚生施設	422	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等		11.文教厚生施設			(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等			
		4227	(7)神社、寺院、教会等				(7)神社、寺院、教会等				
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施 設等		15.供給処理施設			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱 供給施設等			
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場		
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用 途現況図の12)	12.運輸倉庫施設			(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		
			4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等		
			4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等					(3)立体駐車場、駐輪施設等		
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園		
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	218			防衛施設用地	
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地	220			ゴルフ場	
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地	222			平面駐車場	
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	その他の空地	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資 材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利 用に含まれない法面))	
不明	231				不明な土地	不明	231			不明な土地	
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地	253			用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	

和歌山県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局				和歌山県出典： 令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課 ※和歌山県回答でR3.5国要領に準拠					
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401		4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402		4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等				4025	(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				4026	(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403		4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404		4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411		4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412		4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	413		4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4.10.11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414		4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4.10.11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415		4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421		4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422		4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院				4225	(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等				4227	(7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431		4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441		4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場				4415	(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451		4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452		4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	453		4531	防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17.その他	454		4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	18.不明	461		4611	不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等	19.空家	471		4711	空家、空店舗 等	

鳥取県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					鳥取県出典： 鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県国土整備部技術企画課 ※県要領内に国要領P17～18準拠を記載のため、国要領及び技術資料より転載								
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然的	田	201			水田	田	201			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場			
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低 湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸			
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分 類表の5～9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現 況図の5～9)	5.住宅			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)			
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		6.共同住宅			アパート、マンション、長屋、寮等			
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1～4,10,11)の併用		7.店舗等併用住宅			住宅(上の5)と商業施設等(1～4,10,11)の併用			
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1～4,10,11)の併用		8.店舗等併用共同住宅			住宅(上の6)と商業施設等(1～4,10,11)の併用			
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		9.作業所併用住宅			住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			
	商業用地(建物用途分 類表の1～4)	2.商業施設	1.業務施設	401	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修 所等	商業用地(建物用途現 況図の1～4)	1.業務施設			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、 研修所等		
			2.商業施設	4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		2.商業施設	2.商業施設	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	
				4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			
				4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教 室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス			
				4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			
				4025	4025	(5)劇場、映画館等				(5)劇場、映画館等			
				4026	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、 カラオケボックス、インターネットカフェ等				(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィット ネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			
	4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等									
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等					
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全 床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設			商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積 が全床面積の3/4に満たないもの					
工業用地(建物用途分 類表の13)	13.工場	4.41	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現 況図の13)	13.工場	13.工場	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥 料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、 金属の溶融等(準工業地域において立地不可)				
			4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドラ イクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンク リートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用い るドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディ ミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地 域において立地不可)				
			4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の 練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、 めっき等(住居地域において立地不可)				(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する 魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印 刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				
			4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する 食品製造業を営む工場等				(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに 類する食品製造業を営む工場等				
			4415	4415	(5)自動車修理工場				(5)自動車修理工場				
農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建 物用途現況図の14)	14.農林漁業用施設			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等				
公益施設用地(建物用 途分類表の10、11、15)	11.文教厚生施設	4.22	4221	4512	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用 途現況図の10、11、15)	11.文教厚生施設	11.文教厚生施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所				
			4222	4222	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等				
			4223	4223	(2)小・中・高等学校、保育所等				(2)小・中・高等学校、保育所等				
			4224	4224	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等				(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等				
			4225	4225	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主 に公共施設)				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施 設(主に公共施設)				
			4226	4226	(5)病院				(5)病院				
			4227	4227	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等				
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施 設等	15.供給処理施設			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱 供給施設等						
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場				
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	4.31	4311	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用 途現況図の12)	12.運輸倉庫施設	12.運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等				
			4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				
			4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等				(3)立体駐車場、駐輪施設等				
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他公的施設用地	218		4.53	4.531	防衛施設用地	その他公的施設用地	218			防衛施設用地			
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	220			ゴルフ場			
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地			
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地③	222			平面駐車場			
その他の空地④	223				その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資 材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利 用に含まれない法面))			
不明	231				不明な土地	不明	231			不明な土地			
低未利用土地	253		4.71	4.711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地	253			用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等			

鳥取県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				鳥取県出典： 鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県県土整備部技術企画課 ※県要領内に国要領P32～37準拠を記載のため、国要領及び技術資料より転載				
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402		4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等				4025 (5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				4026 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403		4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404		4041 商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411		4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412		4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	413		4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414		4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415		4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421		4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422		4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院				4225 (5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等				4227 (7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431		4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等				4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441		4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場				4415 (5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451		4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452		4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	453		4531 防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17.その他	454		4541 仮設建築物その他1～16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	18.不明	461		4611 不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等	19.空家	471		4711 空家、空店舗 等	

島根県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				島根県出典： 松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※コードは未設定							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考
土地 自然 利用	田	201			水田	田	-			水田	
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	-			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地	
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	-			原野・牧野、荒地(注1)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	-	5.住宅	-	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		-	6.共同住宅	-	アパート、マンション、長屋、寮等	
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		-	7.店舗等併用住宅	-	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		-	8.店舗等併用共同住宅	-	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		-	9.作業所併用住宅	-	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用	
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	-	1.業務施設	-	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
			4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		-	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			
		4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	-		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				
		4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	-		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				
		4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	-		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				
4025		4025	(5)劇場、映画館等	-	(5)劇場、映画館等						
4026		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	-	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	-	3.宿泊施設	-	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等				
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	-	4.商業系用途複合施設	-	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの				
工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	-	13.工場	-	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
			4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		-		(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		
			4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		-		(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		
			4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等		-		(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等		
			4415	4415	(5)自動車修理工場		-		(5)自動車修理工場		
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	-	14.農林漁業用施設	-	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	11.文教厚生施設	422	4221	4221	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10,11,15)	-	11.文教厚生施設	-	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	
			4222	4222	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		-		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		
			4223	4223	(2)小・中・高等学校、保育所等		-		(2)小・中・高等学校、保育所等		
			4224	4224	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等		-		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等		
			4225	4225	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		-		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
15.供給処理施設	452	4521	(5)病院	-	(5)病院						
4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	-	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等							
4227	4227	(7)神社、寺院、教会等	-	(7)神社、寺院、教会等							
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	-			道路、駅前広場	
交通施設用地(建物用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(鉄道、建物用途現況図の12)	-	12.運輸倉庫施設	-	鉄道	
			4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等		-		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		
			4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等		-		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等		
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-			公園・緑地、広場、運動場、墓園	
その他の空地①	220				防衛施設用地	その他の空地	-			防衛施設用地	
その他の空地②	221				ゴルフ場						
その他の空地③	222				太陽光発電のシステムを直接整備している土地						
その他の空地④	223				平面駐車場						
不明	231				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中的土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	-			平面駐車場、改変工事中的土地、未利用地(更地)、建物跡地、資材置き場、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他の空地③平面駐車場が含まれる
低未利用土地	253				不明な土地						
			471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等						

(注1)耕作放棄地等自然的状況のもの。

島根県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			島根県出典： 松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※コードは未設定						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	-			商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	-			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	-			住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	-			住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	-			住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院					(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	-			防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	-			仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

岡山県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					岡山県出典: 岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 ※定義書未策定 コード指定なし							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 利用	田	201			水田	田	-			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	-			畑、果樹園、養鶏(牛、豚)、ビニールハウス		
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川等	河川等 原野等	-			低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸 原野・牧野、荒地(※耕作放棄地:自然的状況の荒地)		
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	-			戸建て一般住宅、アパート、マンション、社宅、長屋、寮、商業併用住宅、商業・業務併用住宅	
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等						
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用						
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用						
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用						
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地 ※面積要件で2区分	-		1ha未満の施設
					4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等						
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等						
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
			4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	1ha以上の大規模施設							
			4025	(5)劇場、映画館等								
			4026	(6)ボウリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等								
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等										
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等								
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地 ※用途地域で2区分	-		標準工業地域では許容されない工業施設、商業地域では許容されない工業施設、自動車修理工場、住居系用途地域では許容されない工業施設、原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場、消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド ※上記のうち工業専用	左記の内、工業専用地域ではない		
				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)							
				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					左記の内、工業専用地域		
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等							
				4415	(5)自動車修理工場							
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等							
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	11.文教厚生施設	422	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地	-		国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、税務署、警察署、郵便局、消防署、保健所、派出所、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所、小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺院、教会、図書館、博物館	
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等							
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等							
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等							
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)							
4225	(5)病院											
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等											
4227	(7)神社、寺院、教会等											
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等									
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	-			道路、駅前広場		
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	-			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾		
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等							
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等							
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-			公園・緑地、広場、運動場、墓園		
その他の空地①	220				防衛施設用地	その他の空地	-			防衛施設用地		
その他の空地②	221				ゴルフ場							
その他の空地③	222				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	未利用宅地等	-			未利用地、平面駐車場等	未利用地が含まれる	
その他の空地④	223				平面駐車場 その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	-			資材置場、住宅展示場、ゴルフ場、改変工事の土地等	商業用地の住宅展示場、その他空地①ゴルフ場が含まれる	
不明	231				不明な土地							
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等							

岡山県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			岡山県出典：岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課（要領に建物調査は対象外と記載） ※定義書未策定・コード指定なし。前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県に照会し「H25.6国要領に準拠との照会回答あり」のため、前回の国要領を転載のままとした。今回もH25.6国要領を準拠を県に照会済み。				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 4025 (5)劇場、映画館 等 4026 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	1.業務施設	-		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
2.商業施設	402	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等 4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	2.商業施設	-		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	-		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	-		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	-		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	-		アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	-		住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	-		住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	-		住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等 4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4225 (5)病院 4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4227 (7)神社、寺院、教会 等	10.官公庁施設	-		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	
11.文教厚生施設	422	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	11.文教厚生施設	-		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	12.運輸倉庫施設	-		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) 4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) 4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) 4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 4415 (5)自動車修理工場	13.工場	-		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	-		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	-		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	-		防衛施設	
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	-		仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611 不明な建物		-			
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等		-			

広島県 土地利用現況

国典出典:		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				広島県出典:		広島県都市計画基礎調査実施要領(土地利用現況) データベース製品仕様書(土地利用現況)				
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	用途内容	土地(細分 化)コード	備考	
土地 利用	田	201			水田	田	201		水田	2010		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス	2020		
	山林	203			樹林地	山林	203		樹林地	2030		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	2040		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	耕作放棄地 その他自然	224 205		原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	2050		
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	211	5.住宅	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	2111		
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		6.共同住宅	2112				
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		7.店舗等併用住宅	2113				
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		8.店舗等併用共同住宅	2114				
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用		9.作業所併用住宅	2115				
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	2.商業施設	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地 ※面積要件でコードは2区分	1ha以上	1.業務施設	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	2121	
			2.商業施設	4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		212	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	2122		
				4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				
				4023	4023	(3)美容院、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		(3)美容院、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				
				4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				
				4025	4025	(5)劇場、映画館等		(5)劇場、映画館等				
			4026	4026	(6)ポーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	(6)ポーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等						
4027		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等								
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	225	3.宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	2123					
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	226	4.商業系用途複合施設	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	2124					
工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	工業用地 ※面積要件でコードは2区分	2ha以上	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	2130				
		4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		213	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					
		4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		2ha未満	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					
		4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等		226	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					
		4415	4415	(5)自動車修理工場		(5)自動車修理工場						
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地	219	14.農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	2190		
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地	214	10.官公庁施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	2141			
		11.文教厚生施設	4221	4221			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	2142			
			4222	4222			(2)小・中・高等学校、保育所等	(2)小・中・高等学校、保育所等				
	4223		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等		(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等						
4224	4224		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)								
4225	4225		(5)病院	(5)病院								
4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等									
4227	4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)神社、寺院、教会等									
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	2143	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	2143					
道路用地	215				道路用地	215		道路、駅前広場	2151 2152			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設等	交通施設用地	216	12.運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等	2160			
公共空地	217				公共空地	217		公園・緑地 広場 運動場 墓園	2171 2172 2173 2174			
その他公的施設用地	218				その他公的施設用地	218		防衛施設用地	2180			
その他の空地①	220				その他の空地①	220		ゴルフ場	2200			
その他の空地②	221				その他の空地②	221		太陽光発電のシステムを直接整備している土地	2210			
その他の空地③	222				その他の空地③	222		平面駐車場	2220			
その他の空地④	223				その他の空地④①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地④	223		建物跡地	2231		
									資材置場	2232		
									改変中の土地	2233		
不明	231				不明な土地			法面、その他	2234			
低未利用土地	253				用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地			居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる土地(用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等)		フラグ設定	

広島県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供 ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			広島県出典： 広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況) データベース製品仕様書(建物利用現況)						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401		4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402		4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等				4025	(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403		4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404		4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411		4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412		4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	413		4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414		4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415		4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421		4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422		4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院				4225	(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等				4227	(7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431		4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441		4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場				4415	(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451		4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452		4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	453		4531	防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	454		4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	18.不明	461		4611	不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等	19.空家	471		4711	空家、空店舗 等	フラグ設定

山口県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					山口県出典： 平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書											
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考					
土地 自然的	田	201			水田	田	1			水田						
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場						
	山林	203			樹林地	山林(開発可能地)	3			樹林地						
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	山林(開発不適地)	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面						
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	水面	5			原野・牧野、荒地(※1)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸						
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	8				住宅(専用住宅、住宅に付随する物置、車庫等を含む。)、共同住宅(アパート、マンション、長屋、寄宿舎、寮など)、店舗等併用住宅(住宅と商業施設等の併用)、店舗等併用共同住宅(共同住宅と商業施設等の併用)、作業所併用住宅(住宅や共同住宅と工業系用途の併用)					
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等											
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用											
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用											
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用											
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地	9	業務施設			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等					
			4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等											
		2.商業施設	4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等			商業施設								①百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 ②食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等 ③理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
			4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設											
			4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等											
4025			4025	(5)劇場、映画館等												
4026			4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等												
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	宿泊施設				ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等								
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設				上記の商業系用途の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地	10			①危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) ②原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) ③原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) ④50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等 ⑤自動車修理工場						
			4412	4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)											
			4413	4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)											
			4414	4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等											
			4415	4415	(5)自動車修理工場											
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地	11			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等						
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	10.官公庁施設	421	4211	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地	12	官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等						
			4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等											
			4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等											
			4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等											
	11.文教厚生施設	422	4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	文教厚生施設				①大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 ②小・中・高等学校、保育所等 ③図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 ④体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 ⑤病院 ⑥診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 ⑦神社、寺院、教会等						
4225			4225	(5)病院												
4226			4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等												
15.供給処理施設	452	4521	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	供給処理施設				処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等							
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	13			道路、駅前広場							
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	14			①駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 ②卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 ③立体駐車場、駐輪施設等						
4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等														
4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等														
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	15			公園・緑地、広場、運動場、墓園							
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	16			防衛施設用地						
その他の空地①	220				ゴルフ場											
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地											
その他の空地③	222				平面駐車場	平面駐車場	99			平面駐車場						
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	17			改変工事中の土地、未利用地(※2)、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場が含まれる					
不明	231				不明な土地											
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等											

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの
※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの

山口県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局				山口県出典： 平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書					
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4			商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	7			住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8			住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9			住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					(5)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院					(6)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(7)診療所(内科、外科)	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等					(8)診療所(内科、外科以外)	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	16			防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17.その他	17			仮設建築物その他1～16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

徳島県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					徳島県出典: 平成30年度徳島県都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県国土整備部都市計画課 徳島県都市計画基礎調査業務GISデータ定義書									
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考			
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス				
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	5			原野・牧野、荒地(耕作放棄地)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地 (建物用途分類の居住施設)	6	1.独立住宅		戸建住宅			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			2.共同住宅		共同住宅、長屋住宅、寄宿舎、独身寮、家族寮			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			3.商業・業務併用住宅		下層階が店舗・事務所等に利用されている独立住宅			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			4.商業・業務併用共同住宅		下層階が店舗・事務所等に利用されている共同住宅			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用								
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地 (建物用途分類の商業施設、業務施設、遊戯施設、風俗施設、居住・商業併用施設、居住・業務併用施設)	7	7.業務施設		会社、事務所、銀行、建設業、貸会議室、不動産業、展示場	
					4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	5.一般商業施設				小売店舗、卸売店舗、飲食店、電気店、自動車販売店、美容院、コンビニ、ガソリンスタンド、結婚式場	4022の飲食店、4023の美容院他サービス施設が含まれる		
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	6.集合販売施設				百貨店、スーパーマーケット、小売市場、第一種大規模小売店舗に該当する大型店舗			
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	10.娯楽施設				麻雀屋、パチンコ店、カラオケボックス、劇場、映画館、観覧場、キャバレー、ダンスホール、個室付浴場			
			4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	9.運動・遊戯施設		ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パティンクセンター							
			4025	(5)劇場、映画館等	8.宿泊施設		ホテル、旅館、モーテル、民宿、保養所							
			4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等										
	4026	(6)ボーリング場、パティンクセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等												
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等										
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの										
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地 (建物用途分類の運輸倉庫施設、重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設、危険物関係施設、居住・工業併用施設)	8	15.重工業施設		アスファルト精製、金属の溶解又は製錬など、準工業地域に建築できないと考えられる大型工場	県要領では、14.運輸倉庫施設、危険物関係施設を工業用地として取り扱っている。 交通施設用地の14.運輸倉庫施設(倉庫、冷蔵倉庫、自動車庫、駅舎、バスターミナル、タクシー乗り場、港湾施設、上屋、荷捌き場、空港)が含まれる。 危険物関係施設は建物用途に分類なし。 4415の自動車修理工場が4413サービス工業施設に含まれる。 住宅用地の4151作業所併用住宅が18.家内工業施設に含まれる。			
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			16.軽工業施設		繊維製品、食料品、瓦れんが製造など、商業地域に建築できないと考えられる中型工場				
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			17.サービス工業施設		自動車整備工場、印刷、食品製造など、おおむね近隣商業地域に建築できないと考えられる小型工場				
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			18.家内工業施設		戸建住宅程度の規模の工場、作業所併用住宅				
				4415	(5)自動車修理工場			14.運輸倉庫施設		倉庫、冷蔵倉庫、自動車庫、駅舎、バスターミナル、タクシー乗り場、港湾施設、上屋、荷捌き場、空港				
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等									
公益施設用地(建物用途分類表の10, 11, 15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途分類の公共施設、文教厚生施設、その他)	9	13.官公庁施設		庁舎、交番、郵便局、裁判所、税務署			
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	11.文教施設				図書館、博物館、公民館、集会所、幼稚園、小中高校、大学、専門学校、体育館、競技場、神社、寺院、教会				
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等									
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園等									
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)									
				4227	(7)神社、寺院、教会等									
4225	(5)病院	12.医療・厚生施設		病院、診療所、助産院、接骨院、保育所、老人ホーム等										
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	20.供給処理施設		卸売市場、火葬場、汚物処理場、ゴミ焼却場、汚水処理場、ポンプ場、発電所、変電所、ガス供給施設	交通施設用地の4312卸売市場が含まれる。									
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	10			道路、駅前広場				
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	11			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾				
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等									
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等									
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	12			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	13			防衛施設用地				
その他の空地①	220				ゴルフ場									
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	太陽光発電施設				太陽光発電施設				
その他の空地③	222				平面駐車場									
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地(改変工事の土地、未利用地(建物跡地等)、平面駐車場、ゴルフ場、建物用途分類の農林漁業施設)	14			改変工事の土地、未利用地(建物跡地等)、平面駐車場、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他空地③平面駐車場が含まれる。			
不明	231				不明な土地									
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等									

徳島県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			徳島県出典： 平成30年度徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県国土整備部都市計画課 徳島県都市計画基礎調査業務GISデータ定義書				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	7.業務施設	7		会社、事務所、銀行、建設業、貸会議室、不動産業、展示場	
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	5.一般商業施設	5		小売店舗、卸売店舗、飲食店、電気店、自動車販売店、美容院、コンビニ、ガソリンスタンド、結婚式場	4022の飲食店、4023の美容院他サービス施設が含まれる
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	6.集合販売施設	6		百貨店、スーパーマーケット、小売市場、第一種大規模小売店舗に該当する大型店舗	
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					
		4025 (5)劇場、映画館 等					
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
4026 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	10.娯楽施設	10		麻雀屋、パチンコ店、カラオケボックス、劇場、映画館、観覧場、キャバレー、ダンスホール、個室付浴場			
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	8.宿泊施設	8		ホテル、旅館、モーテル、民宿、保養所	
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	1.独立住宅	1		戸建住宅	
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	2.共同住宅	2		共同住宅、長屋住宅、寄宿舎、独身寮、家族寮	
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	3.商業・業務併用住宅	3		下層階が店舗・事務所等に利用されている独立住宅	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	4.商業・業務併用共同住宅	4		下層階が店舗・事務所等に利用されている共同住宅	
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用					
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	13.官公庁施設	13		庁舎、交番、郵便局、裁判所、税務署	
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教施設	11		図書館、博物館、公民館、集会所、幼稚園、小中高校、大学、専門学校、体育館、競技場、神社、寺院、教会	
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等					
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園 等					
		4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					
		4227 (7)神社、寺院、教会 等					
		4225 (5)病院					12.医療・厚生施設
4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等							
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	14.運輸倉庫施設	14		倉庫、冷蔵倉庫、自動車車庫、駅舎、バスターミナル、タクシー乗り場、港湾施設、上屋、荷捌き場、空港	
		4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立)	15.重工業施設	15		アスファルト精製、金属の溶解又は製錬など、準工業地域に建築できないと考えられる大型工場	
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	16.軽工業施設	16		繊維製品、食料品、瓦れんが製造など、商業地域に建築できないと考えられる中型工場	
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	17.サービス工業施設	17		自動車整備工場、印刷、食品製造など、おおむね近隣商業地域に建築できないと考えられる小型工場	4415の自動車修理工場が含まれる。
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	18.家内工業施設	18		戸建住宅程度の規模の工場、作業所併用住宅	9.作業所併用住宅の作業所併用住宅が含まれる。
		4415 (5)自動車修理工場					
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	19.農林漁業用施設	19		畜舎、農業用倉庫、温室、選果場、養殖施設、農林漁業用作業所、農具小屋	
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	20.供給処理施設	20		卸売市場、火葬場、汚物処理場、ゴミ焼却場、汚水処理場、ポンプ場、発電所、変電所、ガス供給施設	12.運輸倉庫施設の卸売市場が含まれる
16.防衛施設	453	4531 防衛施設					
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	21.その他	21		上記に分類されないもの、用途が不明であるもの	
18.不明	461	4611 不明な建物					
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等					

香川県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					香川県出典: 香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月 ※香川県回答でH25.6国要領に準拠							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	5			原野・牧野、荒地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	6	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等	
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用	
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	401	事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	7	1.業務施設		事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
				2.商業施設	402	4021					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	2.商業施設
			4022		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等						
			4023		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス						
			4024		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等						
			4025		(5)劇場、映画館等	(5)劇場、映画館等						
			4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等							
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等									
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等						
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの						
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	8	13.工場	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等				(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			
				4415	(5)自動車修理工場				(5)自動車修理工場			
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	9	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等		
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10、11、15)	10	10.官公庁施設	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等		
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等				11.文教厚生施設	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等					(2)小・中・高等学校、保育所等		
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等		
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)								
4225	(5)病院	(5)病院										
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等										
4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)神社、寺院、教会等										
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等							
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	11			道路、駅前広場		
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		
4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等										
4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等	(3)立体駐車場、駐輪施設等										
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	13			公園・緑地、広場、運動場、墓園		
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	14			防衛施設用地		
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地	15			平面駐車場	その他の空地①ゴルフ場、その他の空地③平面駐車場が含まれる。	
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地							
その他の空地③	222				平面駐車場							
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))							
					不明な土地							
不明	231				不明な土地							
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。
 ※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

香川県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			香川県出典：香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月 ※香川県回答でH25.6国要領に準拠				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	1.業務施設	1		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
2.商業施設	402	4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	2.商業施設	2		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025 (5)劇場、映画館 等				(5)劇場、映画館 等	
		4026 (6)ボーリング場、パッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				(6)ボーリング場、パッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6		アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	7		住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8		住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9		住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	10.官公庁施設	10		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	
11.文教厚生施設	422	4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	11.文教厚生施設	11		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225 (5)病院				(5)病院	
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
		4227 (7)神社、寺院、教会 等				(7)神社、寺院、教会 等	
		4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等				12.運輸倉庫施設	12
4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等						
4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	(3)立体駐車場、駐輪施設 等						
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	13		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	
		4412 (2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413 (3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414 (4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415 (5)自動車修理工場				(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	16		防衛施設	
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	17		仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611 不明な建物					
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等					

愛媛県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					愛媛県出典：愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分のコード等もH31.3国要領に準拠しており、独自に定めている項目もなく実施要領未策定」 ※国要領及び技術資料の内容を転載									
用途分類	土地コード	細分用途	建物コード	建物コード	細分類	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	備考			
土地 自然 的	田	201			水田	田	201			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場				
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	211	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	212	2.商業施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
					4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等							(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等
					4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等							(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等
					4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設							(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
					4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等							(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等
4025					4025	(5)劇場、映画館等	(5)劇場、映画館等							
4026					4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等							
4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等											
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設		4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等							
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設		4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの							
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
				4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)							(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
				4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)							(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
				4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等							(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	
				4415	4415	(5)自動車修理工場							(5)自動車修理工場	
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	219	14.農林漁業施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等			
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等		
				4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等							(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	
				4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等							(2)小・中・高等学校、保育所等	
				4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等							(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	
				4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)							(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
				4225	4225	(5)病院							(5)病院	
				4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等							(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	
4227	4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)神社、寺院、教会等											
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設		4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等							
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場				
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途現況図の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		
				4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等							(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等	
				4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等							(3)立体駐車場、駐輪施設等	
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他の公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他の公的施設用地	218			防衛施設用地				
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地	220			ゴルフ場				
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地				
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地	222			平面駐車場				
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中的土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中的土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))				
不明	231				不明な土地	不明	231			不明な土地				

愛媛県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			愛媛県出典： 愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分のコード等もH31.3国要領に準拠しており、独自に定めている項目もなく実施要領未策定」 ※H31.3国要領及び技術資料の内容を転載				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等		
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		
		4025 (5)劇場、映画館 等			4025 (5)劇場、映画館 等		
		4026 (6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			4026 (6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等		
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用		
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用		
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用		
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等			4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等		
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等		
		4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
		4225 (5)病院			4225 (5)病院		
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		
		4227 (7)神社、寺院、教会 等			4227 (7)神社、寺院、教会 等		
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		
		4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		
		4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等			4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等		
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		
		4415 (5)自動車修理工場			4415 (5)自動車修理工場		
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	453	4531 防衛施設		
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設		
18.不明	461	4611 不明な建物	18.不明	461	4611 不明な建物		
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等					

高知県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					高知県出典： 高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 利用	田	201			水田	田	18			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	19			畑、樹園地、牧草地、養鶏場、ビニールハウス		
	山林	203			樹林地	山林	20			樹林地、竹林		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	22			河川水面(河原部含む)、湖沼、水辺地、水路、海浜地帯等		
	その他自然地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野	21			牧野、原野、低湿地等		
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の住宅施設)	11	11独立住宅	11	戸建住宅(寄宿舍、下宿、寮等で戸建住宅の形態のものを含む)	
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			12集合住宅		共同住宅、長屋住宅、連続住宅、寄宿舍、独身寮、家族寮	
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			13店舗併用住宅		2階以下の部分に店舗・事務所等を含む独立住宅	
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			14店舗併用集合住宅		集合住宅で1、2階部分に店舗・事務所等を含むもの	
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			15作業所併用住宅		独立・集合住宅と工業施設の併用	
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の業務・商業・特殊商業施設)	12	21業務施設	12	会社、事務所、質屋、新聞取扱所、展示場、銀行、銀行、工務店、工場内の事務室、労働組合、農協、民間研究所	
									22情報報道施設		放送局、新聞社、新聞支局、通信社	
			2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			31集合販売施設		百貨店、スーパーマーケット、小売市場	
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			32一般店舗施設		小売店舗、卸売店舗、飲食店、喫茶店、たばこ店、中古車センター、給食センター、タイヤ屋、米屋、自動車販売店、植木造園業	
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			33サービス施設		理髪店、美容院、クリーニング店、公衆浴場、サウナ・マッサージ、結婚式場	
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			42娯楽施設		劇場、映画館、演芸場、料亭、待合、キャバレー、スナック、特殊浴場	
					4025	(5)劇場、映画館等			43遊戯施設		パチンコ店、麻雀屋、遊技場、ビリヤード場、ボーリング場、ゴルフ練習場、パッティングセンター	
	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	41宿泊施設	ホテル、旅館、宿泊所、保養所、民宿(季節営業を含む)								
	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	44商業系用途複合施設	商業用途複合施設で宿泊施設を含むもの 商業用途複合施設で娯楽施設を含むもの 商業用途複合施設で遊戯施設を含むもの								
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	34店舗等付属施設	商業・業務施設と同一敷地内にある休養室などの小規模な建物や併用用途が商業系である便所・風呂場等である10㎡以上の建物							
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの									
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の工業施設・運輸流通施設)	13	81重工業施設	13	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、ガス工場、ガスタンク、石油タンク	県要領では、建物用途現況図の運輸流通施設、工業施設中の23.危険物貯蔵処理施設が工業地として扱われている。	
				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			82軽工業施設		原動機を使用する150㎡を超える工場、ほろ・わたの選別精製、岩石の粉碎、生コン製造		
				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			83サービス工業施設		自動車修理工場、原動機を使用する50㎡を超える工場、印刷、木材、石材等の引割		
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			84家内工業施設		原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場		
				4415	(5)自動車修理工場			85危険物貯蔵処理施設		ガソリンスタンド、消防法による設置許可の必要なもの		
						86工場等付属施設	工業施設と同一敷地内にある機械室、守衛室などの小規模な建物や併用用途が工業系である便所等の付属的な10㎡以上の建物					
						91運輸施設	駅舎、空港、停車場、電車車庫、バス車庫、タクシー車庫、バス・タクシー営業所					
						92流通施設	材木市場、家畜市場、卸売市場、トラックターミナル、貨物駅、コンテナセンター、配送所、運送店					
						93保管施設	車庫、蔵、一般営業車庫、冷凍倉庫、自転車置場、自動車スクラップ置場、独立した自動車車庫、消防団の格納庫					
		農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等					4415の自動車修理工場が4413に含まれる。 交通施設用地の倉庫が含まれる。

(つづき)

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					高知県出典: 高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課											
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考					
都市的 土地 利用	公益施設用地(建物用 途分類表の10、11、15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	都市運営(建物用途現 況図の官公署施設、供 給処理施設)	14	51国家施設		出先官庁、裁判所、税務署、刑務所						
								52自治体行政施設		県庁、市役所、町役場、出先機関(総合庁舎、土木事務所)						
		53保安施設	警察署、消防署、派出所、消防団詰所													
		54通信施設	郵便局、電話局、有線放送局(公的なもの)	商業用地の業務施設にあたる郵便 局、電話局が含まれる。												
		94供給施設	浄水場、配水場、取水場、発電所、変電所、													
		95処理施設	し尿処理場、ごみ焼却場、火葬場、と場、下水ポンプ場、雨水排水ポンプ													
		63研究施設	公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター													
		62各種教育施設	養成所、研修所、各種学校、塾	商業施設の教習所が含まれる												
		61学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、養護学校													
		64文化施設	図書館、博物館、美術館、音楽堂、公民館、物産陳列所													
	11.文教厚生施設	422		4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生(建物用途現 況図の文化教育施設、 医療厚生施設)	15	67運動施設		体育館、競技場、野球場						
								71医療施設		病院、診療所、療養所、助産院、接骨医院、犬猫病院						
								72保健施設		保健所、防疫事務所						
								73社会保護施設		保育所、託児所、母子寮、老人ホーム						
								65宗教施設		教会						
								66記念建設		国宝、保存建築物、(城、古建築物など)						
								4222		(2)小・中・高等学校、保育所 等						
								4223		(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等						
								4224		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公 共施設)						
								4225		(5)病院						
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等															
4227	(7)神社、寺院、教会 等															
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	16		道路、駅前広場							
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地	17			立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾施設用地等						
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園						公共緑地	23			公園・緑地、広場、運動場等	
																218
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他B	28			墓園、神社仏閣、ゴルフ場、教習所、競馬場等	公共空地の墓園、公益施設用地の 神社仏閣、商業用地の教習所及び 競馬場等が含まれる。					
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他A	26			太陽光発電(パネル)						
その他の空地③	222				平面駐車場	その他A	25			駐車場(青空駐車場、コインパーキング)						
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改 変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他A	27			資材置場、荒地など						
不明	231				不明な土地	その他C	29			道路法面など上記に分類されないもの						
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等	その他A	24			空地(未分譲造成地、住宅等跡地)						

高知県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				高知県出典： 高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課				
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	業務施設	21	業務施設	会社、事務所、質屋、新聞取扱所、展示場、銀行、銀行、工務店、工場内の事務室、労働組合、農協、民間研究所	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業施設	22	情報報道施設	放送局、新聞社、新聞支局、通信社	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		31	集合販売施設	百貨店、スーパーマーケット、小売市場	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		32	一般店舗施設	小売店舗、卸売店舗、飲食店、喫茶店、たばこ店、中古車センター、給食センター、タイル屋、米屋、自動車販売店、植木造園業	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		33	サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング店、公衆浴場、サウナ・マッサージ、結婚式場	
		4025	(5)劇場、映画館 等		42	娯楽施設	劇場、映画館、演芸場、料亭、待合、キャバレー、スナック、特殊浴場	
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		43	遊戯施設	パチンコ店、麻雀屋、遊技場、ビリヤード場、ボーリング場、競馬・競輪場、ゴルフ練習場、バッティングセンター	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		34	店舗等付属施設	商業・業務施設と同一敷地内にある休養室などの小規模な建物や併用用途が商業系である便所・風呂場等である10㎡以上の建物	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	宿泊施設	41	宿泊施設	ホテル、旅館、宿泊所、保養所、民宿(季節営業を含む)	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業施設	44	商業系用途複合施設	商業用途複合施設で宿泊施設を含むもの 商業用途複合施設で娯楽施設を含むもの 商業用途複合施設で遊戯施設を含むもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅施設	11	独立住宅	戸建住宅(寄宿舍、下宿、寮等で戸建住宅の形態のものを含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等		12	集合住宅	共同住宅、長屋住宅、連続建住宅、寄宿舍、独身寮、家族寮	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		13	店舗併用住宅	2階以下の部分に店舗・事務所等を含む独立住宅	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		14	店舗併用集合住宅	集合住宅で1、2階部分に店舗・事務所等を含むもの	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用		15	作業所併用住宅	独立・集合住宅と工業施設の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公署施設	51	国家施設	出先官庁、裁判所、税務署、刑務所	
					52	自治体行政施設	県庁、市役所、町役場、出先機関(総合庁舎、土木事務所)	
					53	保安施設	警察署、消防署、派出所、消防団詰所	
					54	通信施設	郵便局、電話局、有線放送局(公的なもの)	業務施設の郵便局、電話局が含まれる。
					55	研究施設	公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生施設	61	学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、養護学校	
					62	各種教育施設	教習所、養成所、研修所、各種学校、塾	商業施設の教習所が含まれる。
					63	研究施設	公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター	
					64	文化施設	図書館、博物館、美術館、音楽堂、公民館、物産陳列所	
					65	宗教施設	神社、寺院、教会	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等		66	記念建設	国宝、保存建築物(城、古建築等)	
					67	運動施設	体育館、競技場、野球場	
					71	医療施設	病院、診療所、療養所、助産院、接骨医院、犬猫病院	
					72	保健施設	保健所、防疫事務所	
					73	社会保護施設	保育所、託児所、母子寮、老人ホーム	
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	74	社会福祉施設	福祉施設				
		75	福祉施設	福祉施設				
		76	福祉施設	福祉施設				
		77	福祉施設	福祉施設				
		78	福祉施設	福祉施設				
4227	(7)神社、寺院、教会 等	79	福祉施設	福祉施設				
		80	福祉施設	福祉施設				
		81	福祉施設	福祉施設				
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	運輸流通施設	91	運輸施設	駅舎、空港、停車場、電車車庫、バス車庫、タクシー車庫、バス・タクシー営業所	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		92	流通施設	材木市場、家畜市場、卸売市場、トラックターミナル、貨物駅、コンテナセンター、配送所、運送店	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等		93	保管施設	車庫、蔵、一般営業車庫、冷凍倉庫、自転車置場、自動車スクラップ置場、独立した自動車車庫、消防団の格納庫	4312の蔵、倉庫が含まれる。
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶解等(準工業地域において立)	工業施設	81	重工業施設	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、ガス工場、ガスタンク、石油タンク	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		82	軽工業施設	原動機を使用する150㎡を超える工場、ほろわたの選別精製、岩石の粉碎、生コン製造	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		83	サービス工業施設	自動車修理工場、原動機を使用する50㎡を超える工場、印刷、木材、石材等の引割	4415の自動車修理工場が含まれる。
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		84	家内工業施設	原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場	
		4415	(5)自動車修理工場		86	工場等付属施設	工業施設と同一敷地内にある機械室、守衛室などの小規模な建物や併用用途が工業系である便所等の付属的な10㎡以上の建物	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業用施設	101	農業施設	搾乳業、家畜飼育場、牛馬豚小舎、農業用納屋(作業所)、温室、ビニールハウス、ライスセンター	
					102	林業施設	製材所等	
					103	漁業施設	加工場等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	供給処理施設	94	供給施設	浄水場、配水場、取水場、発電所、変電所、	
					95	処理施設	し尿処理場、ごみ焼却場、火葬場、と場、下水ポンプ場、雨水排水ポンプ	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	工業施設	85	危険物貯蔵処理施設	ガソリンスタンド、消防法による設置許可の必要なもの	商業施設のガソリンスタンドが含まれる。

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				高知県出典： 高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課					
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	その他の施設	201	付属建物		建物用途が明らかな建物と同一敷地内にある建物ポリゴン面積または延床面積が10㎡未満の建物	
					202	小規模な建物		どの建物にも属さない建物ポリゴン面積または延床面積が10㎡未満の	
18.不明	461	4611	不明な建物	その他の施設	200	その他の施設		用途が定かでないもの、一時的なもの及び軽微なもの等(工事中で用途不明のもの、バンガロー、工事事務所、物置、取り壊し中のもの等)	
19.空家	471	4711	空家、空店舗等						

福岡県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					福岡県出典: 令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県										
用途分類	土地コード	細分用途	建物コード	建物コード	細分類	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	備考				
土地 自然 利用	田	201			水田	田	201			水田					
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス					
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地					
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面					
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地					
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途別現況の5~9)	211	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)				
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等				
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用				
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用				
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用				
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(小売業)	212	1.業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			
				2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			商業用地(その他)(建物用途別現況の1~4のうち小売業を除くもの)	226	2.商業施設		(1)百貨店、小売店、卸売店等	
						4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					(2)ガソリンスタンド等			
						4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			
						4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					(4)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			
						4025	(5)劇場、映画館等					(5)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			
						4026	(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					(6)劇場、映画館等			
						4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					(7)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	(8)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等										
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	3.宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等								
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途別現況の13、危険物貯蔵・処理施設、倉庫、荷とき場)	213	13.工場	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	危険物貯蔵・処理施設、倉庫、荷とき場が含まれる(建物用途分類では倉庫以外は上記が含まれる項目はないので工場の付帯としての記載)				
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)						
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)						
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等				(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等						
				4415	(5)自動車修理工場				(5)自動車修理工場						
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地	219		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等						
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途別現況の10、11、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、ポンプ場、ガス・熱供給施設)	214	11.文教厚生施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等									
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等	(2)小・中・高等学校、保育所等									
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	(3)幼稚園、保育所、認定こども園等									
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	(4)図書館、博物館、文化ホール、公会堂、集会場、動物園									
4225	(5)病院	(5)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)													
4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	(6)病院													
4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)診療所(内科、外科)													
15.供給処理施設	452	4521	4521	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	4521	4521	4521	4521	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、ポンプ場、ガス・熱供給施設					
			4522	(8)診療所(内科、外科以外)											
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場					
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	216			自動車ターミナル、立体駐車場、駅舎、鉄道用地、空港、港湾					
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等										
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等										

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					福岡県出典： 令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
都市的 土地 利用	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地1	217			公園・緑地		
	その他公的施設用地	218		453	防衛施設用地	公共空地2	227			広場、運動場、墓園		
	その他の空地①	220			ゴルフ場	その他公的施設用地	218			防衛施設用地		
	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地1	220			ゴルフ場		
	その他の空地③	222			平面駐車場	その他の空地2	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地		
	その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地3	222				平面駐車場	
						その他の空地4	223				建物跡地、資材置場など都市的状況の未利用地	
不明	231				不明な土地	その他の空地5	224			住宅展示場など一時的な土地利用を行う土地		
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	その他の空地6	225			改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面)等		
					不明な土地	不明	231			不明な土地	要領に記載なし、製品仕様書に記載あり コードの指定あり	
					用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地				用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	要領に記載あり、製品仕様書に記載なし コードの指定なし	

福岡県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局			福岡県出典： 令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県				
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所		
2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402	4021 (1)百貨店、小売店、卸売店 等		
		4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			4022 (2)ガソリンスタンド 等		
		4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			4022 (3)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
		4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			4023 (4)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		
		4025 (5)劇場、映画館 等			4024 (5)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		
		4026 (6)ボーリング場、パッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			4025 (6)劇場、映画館 等		
		4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			4026 (7)ボーリング場、パッチングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等		
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用		
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4,10,11)の併用		
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用		
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		
		4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等			4222 (2)小・中・高等学校 等		
		4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等			4228 (3)幼稚園、保育所、認定こども園 等		
		4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、公会堂、集会場、動物園 等		
		4225 (5)病院			4224 (5)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)		
		4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			4225 (6)病院		
		4227 (7)神社、寺院、教会 等			4226 (7)診療所(内科、外科)		
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		
		4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		
		4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等			4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等		
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
		4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		
		4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		
		4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		
		4415 (5)自動車修理工場			4415 (5)自動車修理工場		
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	453	4531 防衛施設		
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17.その他	454	4541 仮設建築物その他1～16に分類できない施設		
18.不明	461	4611 不明な建物	不明	461	4611 不明な建物		要領に記載なし、製品仕様書に記載あり コードの指定あり
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等	18.空家		空家、空店舗 等		要領に記載あり、製品仕様書に記載なし コードの指定なし

佐賀県 土地利用現況（1）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					佐賀県出典： 各都市計画区域定義書(伊万里市、神埼市、小城市、多久市、武雄市、有田町、鹿島市、嬉野市、白石町、江北町) ※佐賀県回答でH25.6国要領に準拠して県要領なし。							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 利用	田	201			水田	田	01			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	02			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		
	山林	203			樹林地	山林	03			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	04			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	その他自然 地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然 地	05			原野・牧野、荒地(耕作放棄地)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	06	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等			
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用			
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用		9.作業所併用住宅		住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用			
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	2.商業施設	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途分類表の1~4)	07	1.業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
			402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等						
				4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等	(2)食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等						
				4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
				4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等						
		4025		(5)劇場、映画館等	(5)劇場、映画館等							
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等								
		4027	(7)マーじゃん屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マーじゃん屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等								
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等					
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
	工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途分類表の13)	08	13.工場	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)		
				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			
				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等				(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			
				4415	(5)自動車修理工場				(5)自動車修理工場			
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	09	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等		
公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途分類表の10、11、15)	10	11.文教厚生施設	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			
			4222	(2)小・中・高等学校、保育所等				(2)小・中・高等学校、保育所等				
			4223	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等				
			4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				
			4225	(5)病院				(5)病院				
			4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等				
	4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)神社、寺院、教会等									
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等						
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	11			道路、駅前広場			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途分類表の12)	12	12.運輸倉庫施設	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等			
			4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				
			4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等				(3)立体駐車場、駐輪施設等				
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	13			公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	14			防衛施設用地		
その他の空地①	220			ゴルフ場								
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地								
その他の空地③	222			平面駐車場								
その他の空地④	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	15			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他の空地③平面駐車場が含まれる		
不明	231			不明な土地								
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等							

佐賀県 土地利用現況（2）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					佐賀県出典： 唐津都市計画区域定義書 17分類 ※佐賀県回答でH25.6国要領に準拠して県要領なし。									
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考			
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場				
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然 地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然 地	5			原野・牧野、荒地(耕作放棄地)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
都市 的 土 地 利 用	住宅用地（建物用途分類表の5～9）	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	6	5.住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)			
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等			6.共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮 等			
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1～4,10,11)の併用			7.店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1～4,10,11)の併用			
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1～4,10,11)の併用			8.店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1～4,10,11)の併用			
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅		住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			
	商業用地（建物用途分類表の1～4）	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地（建物用途現況図の1～4）	7	1.業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			
						4021					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		
						4022					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
			2.商業施設	402	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	2.商業施設		2.商業施設		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
						4024		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
						4025		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等	
						4026		(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
						4027		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設		3.宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設		4.商業系用途複合施設		商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
	工業用地（建物用途分類表の13）	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	工業用地（建物用途現況図の13）	8	13.工場		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)			
					4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			
					4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			
					4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			
					4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場			
農林漁業施設用地（建物用途分類表の14）	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	9	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等				
公益施設用地（建物用途分類表の10、11、15）	214	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	10	10.官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等				
					4221					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			
		11.文教厚生施設	422	4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等			(2)小・中・高等学校、保育所 等						
				4223	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等						
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)						
				4225	(5)病院			(5)病院						
				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等						
4227	(7)神社、寺院、教会 等	(7)神社、寺院、教会 等												
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設		15.供給処理施設		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等						
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	11			道路、駅前広場					
交通施設用地（建物用途分類表の12）	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地（建物用途現況図の12）	12	12.運輸倉庫施設		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等				
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等				
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	13			公園・緑地、広場、運動場、墓園					
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	14			防衛施設用地				
その他の空地①	220			ゴルフ場										
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地										
その他の空地③	222			平面駐車場										
その他の空地④	223			その他の空地①～③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	15			平面駐車場、改変工事の土地、未利用地、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他の空地③平面駐車場が含まれる				
不明	231			不明な土地										
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等									
					上記以外のその他	16								
					未調査	17								

佐賀県 土地利用現況（3）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る 技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					佐賀県出典： 上峰町・吉野ヶ里町定義書(抜粋) 18分類 ※佐賀県回答でH25.6国要領に準拠して県要領なし。都市計画区域により一部追加										
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考				
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田					
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場					
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地					
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面					
	その他自然 地	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川 敷・河原、海浜、湖岸	その他自然 地1	5			原野・牧野、荒地、低湿地					
都市 的土 地利 用	住宅用地(建物用途 分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途 分類表の5~9)	5.住宅			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)					
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		6.共同住宅			アパート、マンション、長屋、寮等					
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		7.店舗等併用住宅			住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用					
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用		8.店舗等併用共同住宅			住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用					
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用		9.作業所併用住宅			住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用					
	商業用地(建物用途 分類表の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地(建物用途 分類表の1~4)	1.業務施設				事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、 研修所等				
			4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					
		2.商業施設	4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等		2.商業施設	2.商業施設				(2)食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等			
			4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備 校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教 室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施 設				
			4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等						(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				
			4025	4025	(5)劇場、映画館等						(5)劇場、映画館等				
			4026	4026	(6)ボウリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラ オケボックス、インターネットカフェ等						(6)ボウリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネ ス、カラオケボックス、インターネットカフェ等				
			4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等						(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等				
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設				ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等						
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床 面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設				商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が 全床面積の3/4に満たないもの						
	工業用地(建物用途 分類表の13)	13.工場	441	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、 製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業 地域において立地不可)	工業用地(建物用途 分類表の13)	13.工場	9	13.工場	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料 の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属 の熔融等(準工業地域において立地不可)				
				4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライ クリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの 製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)							(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるド ライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクスト コンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において 立地不可)		
				4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品 の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住 居地域において立地不可)								(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉 の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工 所、めっき等(住居地域において立地不可)	
				4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品 製造業を営む工場等									(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類 する食品製造業を営む工場等
				4415	4415	(5)自動車修理工場									
農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	14.農林漁業用施設	451	4511	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	14.農林漁業用施設	18	14.農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等					
			11.文教厚生施設	422	4221							4221	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等		
4222	4222	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等													
4223	4223	(2)小・中・高等学校、保育所等													
4224	4224	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等													
4225	4225	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公 共施設)													
4226	4226	(5)病院													
4227	4227	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等													
15.供給処理施設	452	4521	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設				処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱 供給施設等						
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	11			道路、駅前広場						
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用 途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	12	12.運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等					
			4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等										
			4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等										
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地1	13			公園・緑地						
その他の空地①	220			防衛施設用地	公共空地2	14			広場・運動場・墓園						
その他の空地②	221			ゴルフ場	その他の空地	15			防衛施設用地						
その他の空地③	222			太陽光発電のシステムを直接整備している土地											
その他の空地④	223			平面駐車場	未利用宅地	17				未利用宅地・平面駐車場	その他の空地④未利用地が含まれ る。				
不明	231			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、 改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法 面))	その他の空地	16				改変中の土地、ゴルフ場、資材置場、ソーラーパネル、住宅展示 場	住宅展示場、その他の空地①ゴルフ 場、その他の空地②ソーラーパネルが 含まれる				
低未利用土地	253		471	4711	不明な土地					不明な土地					
					用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等										

佐賀県 建物利用現況（建物用途）（1）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			佐賀県出典： 佐賀都市計画区域定義書(抜粋) 17分類 ※佐賀県回答でH25.6国要領に準拠で県要領なし。都市計画区域により一部追加		
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 4025 (5)劇場、映画館 等 4026 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	1.業務施設	1	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 1 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 2 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 3 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 5 劇場、映画館 6 ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 7 マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 8 不明
2.商業施設	402	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等 4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	2.商業施設	2	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
3.宿泊施設	403	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	3.宿泊施設	3	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6	アパート、マンション、長屋、寮 等
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	7	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4223 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4225 (5)病院 4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4227 (7)神社、寺院、教会 等	10.官公庁施設	10	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所、その他 1 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 2 小・中・高等学校、保育所・幼稚園 3 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 4 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 5 病院(総合病院) 6 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 7 神社、寺院、教会 8 不明
11.文教厚生施設	422	4221 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4222 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4223 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4224 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 4225 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4226 (5)病院 4227 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4228 (7)神社、寺院、教会 等	11.文教厚生施設	11	大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 小・中・高等学校、保育所・幼稚園 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 病院(総合病院) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 神社、寺院、教会 不明
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	12.運輸倉庫施設	12	駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 立体駐車場、駐輪施設 不明
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立 4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) 4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) 4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 4415 (5)自動車修理工場	13.工場	13	危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の融解 原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造 原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造、原動機を使用するセメント製品の製造、原動機を使用する金属の加工、原動機を使用する印刷、木工所、めっき 50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営む工場 自動車修理工場 不明
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場、その他
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設、その他
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	16	防衛施設
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	17	仮設建築物その他1~16に分類できない施設
18.不明	461	4611 不明な建物			
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等			

佐賀県 建物利用現況（建物用途）（2）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			佐賀県出典： 上峰町・吉野ヶ里町定義書(抜粋) 17分類 ※佐賀県回答でH25.6国要領に準拠して県要領なし。都市計画区域により一部追加		
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 4025 (5)劇場、映画館 等 4026 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	1.業務施設	1	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 1 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 2 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 3 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 5 劇場、映画館 6 ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 7 マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 8 その他
2.商業施設	402	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等 4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	2.商業施設	2	3.宿泊施設 4.商業系用途複合施設
3.宿泊施設	403	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3	3.宿泊施設
4.商業系用途複合施設	404	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4	4.商業系用途複合施設
5.住宅	411	4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5	5.住宅
6.共同住宅	412	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6	6.共同住宅
7.店舗等併用住宅	413	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	7	7.店舗等併用住宅
8.店舗等併用共同住宅	414	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8	8.店舗等併用共同住宅
9.作業所併用住宅	415	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9	9.作業所併用住宅
10.官公庁施設	421	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4223 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4225 (5)病院 4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4227 (7)神社、寺院、教会 等	10.官公庁施設	10	10.官公庁施設 1 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 2 小・中・高等学校、保育所・幼稚園 3 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 4 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 5 病院(総合病院) 6 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 7 神社、寺院、教会 8 その他
11.文教厚生施設	422	4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4223 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4225 (5)病院 4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4227 (7)神社、寺院、教会 等	11.文教厚生施設	11	11.文教厚生施設
12.運輸倉庫施設	431	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	12.運輸倉庫施設	12	12.運輸倉庫施設 1 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 2 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 3 立体駐車場、駐輪施設 4 その他
13.工場	441	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立 4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) 4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) 4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 4415 (5)自動車修理工場	13.工場	13	13.工場 1 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の融解 2 原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造 3 原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造、原動機を使用するセメント製品の製造、原動機を使用する金属の加工、原動機を使用する印刷、木工所、めっき 4 50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営む工場 5 自動車修理工場 6 その他
14.農林漁業用施設	451	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14	14.農林漁業用施設 1 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場、その他
15.供給処理施設	452	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15	15.供給処理施設 1 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設、その他
16.防衛施設	453	4531 防衛施設	16.防衛施設	16	16.防衛施設
17.その他	454	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	17	17.その他 1 仮設建築物その他1~16に分類できない施設
18.不明	461	4611 不明な建物			
19.空家	471	4711 空家、空店舗 等			

佐賀県 建物利用現況（建物用途）（3）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			佐賀県出典： 神崎市・小城市・多久市定義書(抜粋) 17分類 ※佐賀県回答でH25.6国要領に準拠して県要領なし。都市計画区域により一部追加		
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 4025 (5)劇場、映画館 等 4026 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	1.業務施設	1	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
2.商業施設	402	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	2.商業施設	2	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
3.宿泊施設	403	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	3.宿泊施設	3	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4.商業系用途複合施設	404	411 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	4.商業系用途複合施設	4	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5.住宅	411	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	5.住宅	5	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)
6.共同住宅	412	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	6.共同住宅	6	アパート、マンション、長屋、寮 等
7.店舗等併用住宅	413	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	7	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用
8.店舗等併用共同住宅	414	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用
9.作業所併用住宅	415	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4223 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4225 (5)病院 4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4227 (7)神社、寺院、教会 等	9.作業所併用住宅	9	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用
10.官公庁施設	421	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	10.官公庁施設	10	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等
11.文教厚生施設	422	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) 4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) 4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) 4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 4415 (5)自動車修理工場	11.文教厚生施設	11	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等
12.運輸倉庫施設	431	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	12.運輸倉庫施設	12	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場
13.工場	441	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	13.工場	13	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
14.農林漁業用施設	451	4531 防衛施設	14.農林漁業用施設	14	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
15.供給処理施設	452	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	15.供給処理施設	15	防衛施設
16.防衛施設	453	4611 不明な建物	16.防衛施設	16	仮設建築物その他1~16に分類できない施設
17.その他	454	4711 空家、空店舗 等	17.その他	17	仮設建築物その他1~16に分類できない施設
18.不明	461				
19.空家	471				

佐賀県 建物利用現況（建物用途）（4）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			佐賀県出典： 武雄市・有田町定義書(抜粋)、鹿島市・嬉野市定義書(抜粋) 17分類 ※佐賀県回答でH25.6国要領に準拠して県要領なし。都市計画区域により一部追加		
用途分類	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途
1.業務施設	401	4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 4025 (5)劇場、映画館 等 4026 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	1.業務施設	1	21 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 22 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 23 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 24 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 25 (5)劇場、映画館 等 26 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 27 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
2.商業施設	402	4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	2.商業施設	2	3.宿泊施設
3.宿泊施設	403	4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	3.宿泊施設	3	4.商業系用途複合施設
4.商業系用途複合施設	404	411 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	4.商業系用途複合施設	4	5.住宅
5.住宅	411	4121 アパート、マンション、長屋、寮 等	5.住宅	5	6.共同住宅
6.共同住宅	412	4131 住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	6.共同住宅	6	7.店舗等併用住宅
7.店舗等併用住宅	413	4141 住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	7	8.店舗等併用共同住宅
8.店舗等併用共同住宅	414	4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8	9.作業所併用住宅
9.作業所併用住宅	415	4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 4222 (2)小・中・高等学校、保育所 等 4223 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) 4225 (5)病院 4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 4227 (7)神社、寺院、教会 等	9.作業所併用住宅	9	10.官公庁施設
10.官公庁施設	421	4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 4313 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	10.官公庁施設	10	11.文教厚生施設
11.文教厚生施設	422	4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) 4412 (2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) 4413 (3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) 4414 (4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 4415 (5)自動車修理工場	11.文教厚生施設	11	12.運輸倉庫施設
12.運輸倉庫施設	431	4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	12.運輸倉庫施設	12	13.工場
13.工場	441	4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	13.工場	13	14.農林漁業用施設
14.農林漁業用施設	451	4531 防衛施設	14.農林漁業用施設	14	15.供給処理施設
15.供給処理施設	452	4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	15.供給処理施設	15	16.防衛施設
16.防衛施設	453	4611 不明な建物	16.防衛施設	16	17.その他
17.その他	454	4711 空家、空店舗 等	17.その他	17	18.不明
18.不明	461				19.空家
19.空家	471				

佐賀県 建物利用現況（建物用途）（5）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				佐賀県出典： 唐津市定義書(抜粋) 17分類 ※佐賀県回答でH25.6国要領に準拠で県要領なし。都市計画区域により一部追加				
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	1		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	2		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等				(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	3		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	4		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	5		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	6		アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	7		住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	8		住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	9		住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	10		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	11		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院				(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等				(7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	12		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	13		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場				(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	16		防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	17		仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	不明	92			
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等					
				対象外	91			
				未調査	0			

長崎県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					長崎県出典： 都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース定義書 平成26年3月 長崎県							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 利用	田	201			水田	田	201			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、果樹園、牧場、養鶏場、養豚場、ビニールハウス		
	山林	203			樹林地	森林	203			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川、湖沼、ため池、水路、濠		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野、荒地、湿地、河原、海岸、湖岸		
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	211			住宅、店舗併用住宅、作業所併用住宅	
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等						
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用						
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用						
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用						
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	402	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研究所 等	商業用地	212		業務施設、商業施設、宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設
					4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等						
					4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等						
					4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
					4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等						
					4025	(5)劇場、映画館 等						
					4026	(6)ホーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等						
					4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等						
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等								
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地	213			運輸倉庫施設、工業施設、危険物貯蔵処理施設	県要領では、運輸倉庫施設、危険物貯蔵処理施設を工業用地として取り扱っている。 交通施設用地の運輸倉庫施設(建物用途では駅、ターミナル、倉庫等)が含まれる。 公益施設用地の供給処理施設の危険物貯蔵処理施設(建物用途ではガソリンスタンド、ガス貯蔵所等)が含まれる。	
				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)							
				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)							
				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等							
				4415	(5)自動車修理工場							
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等							
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地	214		官公庁、文教厚生施設、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所	
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等							
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等							
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等							
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)							
				4225	(5)病院							
				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等							
4227	(7)神社、寺院、教会 等											
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等									
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場		
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地	216			バスターミナル、立体駐車場、鉄道施設、空港、港湾		
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラクターミナル 等							
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等							
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園緑地、広場、運動場、墓園		
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	218			防衛施設、軍事施設		
その他の空地①	220				ゴルフ場							
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地							
その他の空地③	222				平面駐車場							
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	219			未利用地、平面駐車場、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他の空地③平面駐車場が含まれる	
不明	231				不明な土地							
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地 等							

長崎県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（第4版）令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版）令和3年5月 国土交通省都市局			長崎県出典：都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース定義書 平成26年3月 長崎県						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401			事務所、金融機関、NTT等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402			量販店、小売店、卸売店、料理、喫茶が主体の飲食店等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等						
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等						
		4025	(5)劇場、映画館 等						
		4026	(6)ボウリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等						
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403			ホテル、旅館、民宿、モーテル等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの						
5.住宅	411	4111	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	6.住宅	411			一戸建住宅、アパート、マンション、寮等	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等						
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用	7.店舗併用住宅	413			商業系用途（1～5）と住宅との併用施設	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用						
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅（上の5.6）と工業系用途（下の13）の併用	8.作業所併用住宅	415			工業計用途（12・13）と住宅との併用施設	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	9.官公庁施設	420			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、警察署、消防署等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	10.文教厚生施設	421			学校、病院、体育館、公会堂、図書館、老人ホーム、宗教施設等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等						
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等						
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）						
		4225	(5)病院						
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等						
		4227	(7)神社、寺院、教会 等						
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	11.運輸倉庫施設	441			駅、ターミナル、倉庫等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等						
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等						
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立	12.重工業施設	431			造船所、鉄工所、科学工場、機械工場棟	
		4412	2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）						
		4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）						
		4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等						
		4415	(5)自動車修理工場						
13.軽工業施設	432			食品工場、縫製工場、木工所、印刷所、陶磁器製造所等					
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	15.農林漁業用施設	451			納屋、畜舎、温室、船小屋等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	16.その他	455			下水処理場、浄水場、発電所、防衛施設、その他の分類不能の施設	防衛施設、その他の分類不能の施設が含まれる。
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	14.危険物取扱施設	442			ガソリンスタンド、ガス貯蔵所等	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設						
18.不明	461	4611	不明な建物						
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

熊本県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					熊本県出典： 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領(GIS定義書) 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 利用	田	201			水田	田	201			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	201			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		
	山林	203			樹林地	山林	201			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	201			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	201			原野・牧野、荒地(荒地:耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		
都市 的 土 地 利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現況図の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,下の10,11)の併用		
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,下の10,11)の併用		
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等		
			4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		
			4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等		
		2.商業施設	402	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	2.商業施設	402	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			
			4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等		4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			
			4025	4025	(5)劇場、映画館等		4025	4025	(5)劇場、映画館等			
			4026	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等		4026	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等					
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
工業用地(建物用途分類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)			
		4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			4412	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			
		4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			4413	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			
		4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			4414	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			
		4415	4415	(5)自動車修理工場			4415	4415	(5)自動車修理工場			
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10,11,15)	10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			
		4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			
		4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等			4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等			
		4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等			4223	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等			
	11.文教厚生施設	422	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	11.文教厚生施設	422	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				
4225		4225	(5)病院	4225		4225	(5)病院					
4226		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	4226		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等					
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途現況図の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等			
		4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等			4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等			
		4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等			4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等			
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	
その他の空地①	220			ゴルフ場	その他の空地①	220			ゴルフ場			
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地			
その他の空地③	222			平面駐車場	その他の空地③	222			平面駐車場			
その他の空地④	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地④	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))			
不明	231			不明な土地	不明	231			不明な土地			
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等							

熊本県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				熊本県出典： 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 (GIS定義書) 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課					
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401		4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402		4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等				4025	(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403		4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404		4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411		4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412		4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	413		4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4.下の10.11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414		4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4.下の10.11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	9.作業所併用住宅	415		4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421		4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422		4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院				4225	(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等				4227	(7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431		4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441		4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する肉肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場				4415	(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451		4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452		4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	453		4531	防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	454		4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	不明	461		4611	不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等						

大分県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					大分県出典: 大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分県都市・まちづくり推進課							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考	
土地 自然 利用	田	201			水田	田	201			田(水田)		
	畑	202			畑(畑、樹園地、採草地、養鶏(牛・豚)場)	畑	202			畑(畑、樹園地、採草地、養鶏(牛・豚)場)		
	山林	203			樹林地	山林	203			山林(樹林地)		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			水面(河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面)		
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			その他自然(原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸)		
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅施設用地(建物用途現況図の5~9)	211	5.住宅	2111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			6.共同住宅	2112	アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿	
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			7.店舗等併用住宅	2113	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			8.店舗等併用共同住宅	2114	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用	
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			9.作業所併用住宅	2115	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用	
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途現況図の1~4)	212	1.業務施設	2121	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
				4021	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等				2122	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	
			4022	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等						
			4023	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス						
			4024	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等						
			4025	4025	(5)劇場、映画館等	(5)劇場、映画館等						
			4026	4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等						
4027	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等									
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	2123	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等						
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	2124	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの						
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現況図の13)	213			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
				4412	4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
				4413	4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
				4414	4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	
				4415	4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途現況図の14)	219	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場		
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	10.官公庁施設	421	4211	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途現況図の10,11,15)	214	10.官公庁施設	2141	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所	
				4221	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	
				4222	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等					(2)小・中・高等学校、保育所等	
		4223		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等						
11.文教厚生施設	422	4224	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)							
		4225	4225	(5)病院	(5)病院							
		4226	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等							
		4227	4227	(7)神社、寺院、教会等	(7)神社、寺院、教会等							
		15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	2143	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等				
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途別現況図の12)	216			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	
				4312	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等	
				4313	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等					(3)立体駐車場、駐輪施設等	
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	218			防衛施設用地		
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	220			ゴルフ場		
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地		
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地③	222			平面駐車場		
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中的土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地④	223			建築除却後の未利用地、資材置き場、改変工事中的土地		
その他の空地⑤	225				その他の空地⑤	225				法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面)		
不明	231				不明な土地	不明	231			不明な土地		
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地	224		2241	居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる土地	用途に供されていない土地	
										2242	空家・空店舗の在する土地	

大分県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				大分県出典： 大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分県都市・まちづくり推進課				
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1.業務施設	401		4011 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	2.商業施設	402		4021 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等				4022 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				4023 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等				4024 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	
		4025	(5)劇場、映画館等				4025 (5)劇場、映画館等	
		4026	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等				4026 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等				4027 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	3.宿泊施設	403		4031 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404		4041 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	5.住宅	411		4111 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等	6.共同住宅	412		4121 アパート、マンション、長屋、寮等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	7.店舗等併用住宅	413		4131 住宅(上の5)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	8.店舗等併用共同住宅	414		4141 住宅(上の6)と商業施設等(1~4.10.11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用	9.作業所併用住宅	415		4151 住宅(上の5.6)と工業系用途(13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	10.官公庁施設	421		4211 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	11.文教厚生施設	422		4221 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所等				4222 (2)小・中・高等学校、保育所等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等				4223 (3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)				4224 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院				4225 (5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等				4226 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	
		4227	(7)神社、寺院、教会等				4227 (7)神社、寺院、教会等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	12.運輸倉庫施設	431		4311 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				4312 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等				4313 (3)立体駐車場、駐輪施設等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	441		4411 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)				4412 (2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)				4413 (3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等				4414 (4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	
		4415	(5)自動車修理工場				4415 (5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	14.農林漁業用施設	451		4511 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15.供給処理施設	452		4521 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	453		4531 防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	454		4541 仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	18.不明	461		4611 不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空店舗等	18.低未利用土地	455		4551 空家、空店舗等	

宮崎県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				宮崎県出典： 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月									
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然 利用	田	201			水田	田	01			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	02			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス			
	山林	203			樹林地	山林	03			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	04			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	05			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況の荒地)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸			
都市 土地 利用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地 (建物用途別現況図の1~3)	06	1.住宅		専用住宅		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			2.共同住宅		共同住宅、寄宿舎、下宿		
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			3.併用住宅		店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、作業所併用住宅等		
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用							
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用							
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場、展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研究所等	商業用地 (建物用途別現況図の4~8)	07	5.業務施設		業務施設	
				4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	4.商業施設				商業施設、商業系用途複合施設	4041の商業系用途複合施設が含まれる。		
				4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	8.娯楽施設				劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、特殊浴場、飲み屋			
				4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	7.遊戯施設等				ボーリング場、スケート場、麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター等			
			4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	6.宿泊施設								
			4025	(5)劇場、映画館等									
			4026	(6)ボーリング場、パティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等									
			4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等									
	3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等									
	4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの									
	工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地 (建物用途別現況図の12~17)	08	12.工業施設		重工業施設、軽工業施設	県要領では、16.運輸倉庫施設と17.危険物貯蔵・処理施設が工業用地として扱われている。	
					4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			13.サービス工業施設(A)		サービス工業施設	交通施設用地(216)の運輸倉庫施設が含まれる。	
					4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			15.家内工業施設		家内工業施設	公共公益施設(214)の供給処理施設の危険物貯蔵・処理施設が含まれる。	
					4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等			14.サービス工業施設		自動車修理工場		
					4415	(5)自動車修理工場			16.運輸倉庫施設		運輸倉庫施設		
						17.危険物貯蔵・処理施設				危険物貯蔵・処理施設			
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等								
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公共・公益施設用地(建物用途別現況図の9~11、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所)	09	11.官公庁施設		県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、警察署、消防署、駐在所		
				4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	9.文教厚生施設(A)				大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所	4223の公会堂が含まれる		
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	10.文教厚生施設(B)				小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館			
				4225	(5)病院								
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等								
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等								
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等										
4227	(7)神社、寺院、教会等												
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等										
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	10			道路、駅前広場			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	11						
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾			
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等								
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	12			公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	13			防衛施設用地			
その他の空地①	220				ゴルフ場								
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地								
その他の空地③	222				平面駐車場								
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地	14			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場	その他の空地①ゴルフ場、その他の空地③平面駐車場が含まれる		
不明	231				不明な土地								
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等								

宮崎県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局				宮崎県出典： 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県国土整備部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月							
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	用途内容	コード	細分用途	備考		
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	5.業務施設 ※床面積要件で3区分	05	業務施設	A	1,500㎡以下			
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	4.商業施設 ※床面積要件で6区分	04	商業施設、商業系用途複合施設	B	1,500～3,000㎡以下	4041の商業系用途複合施設が含まれる。		
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				C	3,000㎡を超えるもの			
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				A	1,500㎡以下			
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				B	150～500㎡以下			
		4025	(5)劇場、映画館 等				C	500～1,500㎡以下			
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				D	1,500～3,000㎡以下			
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	E	3,000～10,000㎡以下						
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	6.宿泊施設	06		F	10,000㎡を超えるもの			
							A	200㎡以下			
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1～3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	1.住宅	01	専用住宅					
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	2.共同住宅	02	共同住宅、寄宿舎、下宿					
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1～4.10.11)の併用	3.併用住宅	03	店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、作業所併用住宅等					
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1～4.10.11)の併用								
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5.6)と工業系用途(下の13)の併用								
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	11	県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、警察署、消防署、駐在所					
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	9.文教厚生施設(A)	09	大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所			4223の公会堂が含まれる。		
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)								
		4225	(5)病院								
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	10.文教厚生施設(B) ※床面積要件で2区分	10	小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館	A	600㎡以下			
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				B	600㎡を超えるもの			
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等								
		4227	(7)神社、寺院、教会 等								
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	16.運輸倉庫施設	16	運輸倉庫施設					
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等								
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等								
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	12.工業施設	12	重工業施設、軽工業施設					
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)								
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	13.サービス工業施設(A)	13	サービス工業施設					
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	15.家内工業施設	15	家内工業施設					
		4415	(5)自動車修理工場	14.サービス工業施設(B) ※床面積要件で4区分	14	自動車修理工場	A	50㎡以下			
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	18.農林漁業用施設	18	農林漁業用施設	B	50～150㎡以下			
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	19.供給処理施設	19	供給処理施設	C	150～300㎡以下			
				17.危険物貯蔵・処理施設 ※床面積要件で2区分	17	危険物貯蔵・処理施設	D	300㎡を超えるもの			
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	20.防衛施設	20	防衛施設					
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	21.その他	21	その他					
18.不明	461	4611	不明な建物								
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等								

鹿児島県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局					鹿児島県出典： 令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課 ※鹿児島県回答でR3.5国要領に準拠のため、国要領及び技術資料の内容を転載。										
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考				
土地 自然的	田	201			水田	田	201			水田					
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場					
	山林	203			樹林地	山林	203			樹林地					
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面					
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、 河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低 湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸					
都市的 土地利用	住宅用地(建物用途分 類表の5~9)	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途現 況図の5~9)	5.住宅				専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)				
		6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等		6.共同住宅				アパート、マンション、長屋、寮等				
		7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		7.店舗等併用住宅				住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用				
		8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用		8.店舗等併用共同住宅				住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用				
		9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用		9.作業所併用住宅				住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用				
	商業用地(建物用途分 類表の1~4)	1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修 所等	商業用地(建物用途現 況図の1~4)	1.業務施設				事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、 研修所等				
			402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			2.商業施設			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等				
		2.商業施設	402	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	商業用地(建物用途現 況図の1~4)	2.商業施設	402	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	商業用地(建物用途現 況図の1~4)	2.商業施設	402	4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等
			402	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			402	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			402	4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予 備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
			402	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			402	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			402	4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等
			402	4025	(5)劇場、映画館等			402	4025	(5)劇場、映画館等			402	4025	(5)劇場、映画館等
			402	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、 カラオケボックス、インターネットカフェ等			402	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネ ス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			402	4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィット ネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等
			402	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等			402	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等			402	4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全 床面積の3/4に満たないもの	3.宿泊施設				ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等						
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全 床面積の3/4に満たないもの		4.商業系用途複合施設				商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積 が全床面積の3/4に満たないもの						
工業用地(建物用途分 類表の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現 況図の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途現 況図の13)	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製 造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等 (準工業地域において立地不可)	
		441	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドラ イクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンク リートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			441	4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドラ イクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンク リートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)						
		441	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の 練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、 めっき等(住居地域において立地不可)			441	4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の 練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、 めっき等(住居地域において立地不可)						
		441	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する 食品製造業を営む工場等			441	4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する 食品製造業を営む工場等						
		441	4415	(5)自動車修理工場			441	4415	(5)自動車修理工場						
農林漁業施設用地(建 物用途分類表の14)	219	14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建 物用途現況図の14)	219	14.農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等					
公益施設用地(建物用 途分類表の10, 11, 15)	11.文教厚生施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用 途現況図の10, 11, 15)	11.文教厚生施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用 途現況図の10, 11, 15)	11.文教厚生施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	
		422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等						
		422	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等			422	4222	(2)小・中・高等学校、保育所等						
		422	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等			422	4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等						
		422	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主 に公共施設)			422	4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主 に公共施設)						
	422	4225	(5)病院	422	4225	(5)病院									
422	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	422	4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等										
422	4227	(7)神社、寺院、教会等	422	4227	(7)神社、寺院、教会等										
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施 設等	15.供給処理施設					処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱 供給施設等						
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	215			道路、駅前広場					
交通施設用地(建物用 途分類表の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用 途現況図の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用 途現況図の12)	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	
		431	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等			431	4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等						
		431	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等			431	4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等						
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園					
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	218			防衛施設用地					
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地	220			ゴルフ場					
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地					
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地	222			平面駐車場					
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置 場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれ ない法面))	その他の空地	223			その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資 材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利 用に含まれない法面))					
不明	231				不明な土地	不明	231			不明な土地					
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地	253			用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等					

鹿児島県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（第4版） 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版） 令和3年5月 国土交通省都市局				鹿児島県出典： 令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課 ※鹿児島県回答でR3.5国要領に準拠のため、国要領及び技術資料の内容を転載。					
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1.業務施設	401		4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2.商業施設	402		4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
		4025	(5)劇場、映画館 等				4025	(5)劇場、映画館 等	
		4026	(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				4026	(6)ボーリング場、パテイングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3.宿泊施設	403		4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4.商業系用途複合施設	404		4041	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5.住宅	411		4111	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	6.共同住宅	412		4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用	7.店舗等併用住宅	413		4131	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用	8.店舗等併用共同住宅	414		4141	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4.10.11）の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅（上の5.6）と工業系用途（下の13）の併用	9.作業所併用住宅	415		4151	住宅（上の5.6）と工業系用途（下の13）の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10.官公庁施設	421		4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11.文教厚生施設	422		4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等				4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	
		4225	(5)病院				4225	(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等				4227	(7)神社、寺院、教会 等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	431		4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13.工場	441		4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）				4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）				4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場				4415	(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	451		4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	452		4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	453		4531	防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17.その他	454		4541	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	18.不明	461		4611	不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等	19.空家	471		4711	空家、空店舗 等	

沖縄県 土地利用現況

国出典: 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン に係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局						沖縄県出典: 沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(土地利用)							
用途分類	土地 コード	細分用途	建物 コード	建物 コード	細分類	用途区分	土地 コード	細分用途	土地 コード	用途内容	備考		
土地 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑・果樹園、採草地、養鶏場(牛、豚)、ビニールハウス等			
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	5			河川、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面等			
	その他自然	205			原野・牧野、荒地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然(原野・牧野、荒地、低湿地、河川	4 6			原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・川原、海岸、湖岸等	その他(海浜等)		
都市 的土 地利 用	住宅用地(建物用途分類表の5~9)	211	5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途分類表の1~5)	7	1.住宅	8	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)		
			6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮等			2.共同住宅		共同住宅、寄宿舎、公営住宅、長屋、寮等		
			7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			3.店舗等併用住宅		住宅(上の1)と商業施設等(下の6~11)の併用		
			8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(1~4,10,11)の併用			4.店舗等併用共同住宅		共同住宅(上の2)と商業施設等(下の6~11)の併用		
			9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(13)の併用			5.作業所併用住宅		住宅(上の1,2)と工業系用途(下の13)の併用		
	商業用地(建物用途分類表の1~4)	212	2.商業施設	401	4011	1.業務施設	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途分類表の8~11)	9	9.商業施設	9	8.業務施設	銀行、郵便局、会議場・展示場、電話局、民間研究所、研修所、事務所等
						402	4021					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	(1)小売店、百貨店、スーパーマーケット、卸売店、ガソリンスタンド等
							4022					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	(2)レストラン、ドライブイン、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等
							4023					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス
							4024					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋、ダンスホール、個室付き浴場業に係わる公衆浴場等
							4025					(5)劇場、映画館等	(5)劇場、映画館、演芸場、観覧場等
							4026					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	(6)ボーリング場、スケート場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等
							4027					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	10.宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等								
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	11.商業系用途複合施設	商業系用途(上の8~10)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
工業用地(建物用途分類表の13)	213	13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地(建物用途分類表の13)	10	13.工場	10	10	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		
				4412	(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)						(2)原動機を使用する150mを超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)		
				4413	(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)						(3)原動機を使用する50mを超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)		
				4414	(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等						(4)50m以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等		
				4415	(5)自動車修理工場						(5)自動車修理工場		
農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	219	14.農林漁業施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地(建物用途分類表の14)	22	14.農林漁業施設	22	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等			
公益施設用地(建物用途分類表の10,11,15)	214	11.文教厚生施設	422	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地(建物用途分類表の6,7,15)	13	7.文教厚生施設	13	6.官公庁施設	県庁、市役所、役場、出先官庁、税務署、裁判所、消防署、刑務所、警察署、气象台、保健所、派出所等	
				422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					15.供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、屠場、ごみ焼却場、上下水道施設、変電所、変圧所、変電所、ガス・熱供給施設	
				4222	(2)小・中・高等学校、保育所等	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等							
				4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園等	(2)保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等							
				4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	(3)図書館、博物館、美術館、市民会館公会堂、集会場、動物園等							
				4225	(5)病院	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)							
				4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等	(5)病院							
4227	(7)神社、寺院、教会等	(6)診療所、老人ホーム、養老院、身体障害福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設各種養成所、公衆浴場、公衆便											
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	18			道路、農道、林道			
交通施設用地(建物用途分類表の12)	216	12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地(建物用途分類表の12)	12	12.運輸倉庫施設	12	19	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル等		
				4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					11	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル、港湾・空港施設等		
				4313	(3)立体駐車場、駐輪施設等					23	(3)立体駐車場、駐輪施設等		
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地		1.0ha未満	14	公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他公的施設用地	218		453	4531	防衛施設用地	その他公的施設用地	17	1.0ha以上	15	防衛施設用地(米軍提供施設、自衛隊施設)			
その他の空地①	220				ゴルフ場	その他の空地①	21			ゴルフ場			
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他の空地②	16			太陽光発電のシステムを直接整備している土地			
その他の空地③	222				平面駐車場	その他の空地③	20			平面駐車場			
その他の空地④	223				その他の空地①~③以外の都市的土地利用(建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面))	その他の空地④	16			未建築宅地、用途変更中の土地、屋外利用地			
不明	231				不明な土地	不明	24			不明な土地			
低未利用土地	253		471	4711	用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等	低未利用土地	25			用途に供されていない空地、空家・空店舗の存する土地等			

沖縄県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			沖縄県出典： 沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建設部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建設部都市計画・モノレール課(土地利用)						
用途分類	コード	コード	細分類	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	備考
1.業務施設	401	4011	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	8.業務施設	8			銀行、郵便局、会議場・展示場、電話局、民間研究所、研修所、事務所、事務所 等	
2.商業施設	402	4021	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	9.商業施設	9			(1)小売店、百貨店、スーパーマーケット、卸売店、ガソリンスタンド等	
		4022	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)レストラン、ドライブイン、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	
		4023	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
		4024	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋、ダンスホール等、個室付き浴場業に係わる公衆浴場等	
		4025	(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館等、演芸場、観覧場等	
		4026	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、スケート場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	
		4027	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	
3.宿泊施設	403	4031	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	10.宿泊施設	11			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
4.商業系用途複合施設	404	4041	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	11.商業系用途複合施設	10			商業系用途(上の8~10)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
5.住宅	411	4111	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	1.住宅	1			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	
6.共同住宅	412	4121	アパート、マンション、長屋、寮 等	2.共同住宅	2			共同住宅、寄宿舎、公営住宅、長屋、寮 等	
7.店舗等併用住宅	413	4131	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	3.店舗等併用住宅	3			住宅(上の1)と商業施設等(下の6~11)の併用	
8.店舗等併用共同住宅	414	4141	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4,10,11)の併用	4.店舗等併用共同住宅	4			共同住宅(上の2)と商業施設等(下の6~11)の併用	
9.作業所併用住宅	415	4151	住宅(上の5,6)と工業系用途(下の13)の併用	5.作業所併用住宅	5			住宅(上の1,2)と工業系用途等(下の13)の併用	
10.官公庁施設	421	4211	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	6.官公庁施設	6			県庁、市役所、役場、出先官庁、税務署、裁判所、消防署、刑務所、警察署、気象台、保健所、派出所等	
11.文教厚生施設	422	4221	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	7.文教厚生施設	7			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	
		4222	(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	
		4223	(3)図書館、博物館、文化ホール、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、美術館、市民会館公会堂、集会場、動物園 等	
		4224	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)	
		4225	(5)病院					(5)病院	
		4226	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、養老院、身体障害福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設各種養成所、公衆浴場、公衆便所等	
		4227	(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会等	
12.運輸倉庫施設	431	4311	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12.運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル等	
		4312	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル、港湾・空港施設等	
		4313	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設等	
13.工場	441	4411	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	13.工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	
		4412	(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					(2)原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	
		4413	(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					(3)原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	
		4414	(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
		4415	(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	
14.農林漁業用施設	451	4511	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14.農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	
15.供給処理施設	452	4521	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15.供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、屠場、ごみ焼却場、上下水道施設、発電所、変圧所、変電所、ガス・熱供給施設等	
16.防衛施設	453	4531	防衛施設	16.防衛施設	16			防衛施設	
17.その他	454	4541	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17.その他	17			仮設建築物その他1~16に分類できない施設	
18.不明	461	4611	不明な建物	18.不明	99			不明な建物	
19.空家	471	4711	空家、空店舗 等	19.空家	18			空家	

2. 都市間比較・全国均質データ作成のための(国)実施要領コード/各都道府県実施コード対照表 : 建物利用現況(階数、構造、建築面積、延床面積、耐火構造種別、高さ、空家)

(階数)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード																出典	備考		
		地下階なし								地下階あり											
		地上1階	地上2階	地上3階	地上4~5階	地上6~7階	地上8~10階	地上11~15階	地上16階以上	地上1階	地上2階	地上3階	地上4~5階	地上6~7階	地上8~10階	地上11~15階	地上16階以上			不明	
		501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521			
1.北海道	有り	地下階なし 地上1階 地下階なし 地上2階 地下階なし 地上3階 地下階なし 地上4~5階 地下階なし 地上6~7階 地下階なし 地上8~10階 地下階なし 地上11~15階 地下階なし 地上16階以上 地下階あり 地上1階 地下階あり 地上2階 地下階あり 地上3階 地下階あり 地上4~5階 地下階あり 地上6~7階 地下階あり 地上8~10階 地下階あり 地上11~15階 地下階あり 地上16階以上 不明																	要領では、地上階数、地下階数とも整数入力 左記項目は、建物階数の集計様式の項目	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	備考
2.青森県	有り	地上1階 地上2階 地上3階 地上4~5階 地上6~7階 地上8~10階 地上11~15階 地上16階以上																	要領の調査項目に、「現地調査を基本とする」と記載 左記項目は要領の 建物階数別現況図の凡例	令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県土木整備部都市計画課 ※定義書類、コード表は現時点では未策定	要領に記載
3.岩手県	有り																		定義書では 建物地上階数、建物地下階数を整数入力	H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト	要領、定義書に記載
4.宮城県	有り	1~2階建て 3~5階建て 6~11階建て 12階建て以上																		令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210	要領、定義書に記載
5.秋田県	有り																	0	五城目町調査様式では 地上(階)、地下(階)を整数入力 地下階がない場合は「0」を入力	R2調査項目一覧及び五城目町建物利用現況調査	秋田県回答は、「当県においては、H31.3実施要領に準じて調査を実施しており、独自の要領等は作成していません。」県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠である。)五城目町を参考に整理
6.山形県	有り																		国要領及び技術資料の内容に準拠		山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資料はない旨報告します。」受領資料なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)
7.福島県	有り																		要綱では 該当建物最高階を整数入力	福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部	要綱に記載
8.茨城県	有り																		定義書では、2階以上の商業系の建築物、並びに3階以上の建築物を整数入力	都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課 都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課	定義書に記載
9.栃木県	有り																		コード表では実数で入力	令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県土木整備部都市計画課 【栃木県】建物利用現況コード表	コード表に記載
10.群馬県	有り	地上1階 地上2階 地上3階 地上4~5階 地上6~7階 地上8~10階 地上11~15階 地上16階以上																	定義書では、地上階数(実階数)を整数入力 左記項目は要綱の 建物階数現況図の凡例	群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県 都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月	要領、定義書に記載
11.埼玉県																				都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 定義書 GISデータ	要領に記載なし 建物利用現況調査なし

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード																不明	出典	備考
		地下階なし								地下階あり										
		地上1階	地上2階	地上3階	地上4～5階	地上6～7階	地上8～10階	地上11～15階	地上16階以上	地上1階	地上2階	地上3階	地上4～5階	地上6～7階	地上8～10階	地上11～15階	地上16階以上			
		501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	
12.千葉県	有り	【市町村独自による任意調査について】 ②建物利用現況の補足調査について ・本調査の建物利用現況は建築物用途のみに限定しているが、市町村の独自調査として、本調査とあわせて建築物の階数、高さ、構造、床面積などを補足調査することも有効である。 定義書では、階数地下、階数地上を入力																	第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査) Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)、【参考】建築物動態調査(DB定義・コード表)	要領、定義書に記載
13.東京都	有り	定義書では 建物地上階数、建物地下階数を数値入力																	(実施要領・別紙2)令和3年度区部土地利用現況調査データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	定義書に記載
14.神奈川県	有り	建物現況データの定義書は階数を実数入力、コードの指定なし 建物構造・階数別現況図の定義書はコード有 オープンデータ化時は、左記項目で小ゾーン単位で棟数を集計して公表 ※1								地下階の調査なし								左記 ※1同様	第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県 県土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用) 令和3年3月 神奈川県 県土整備局都市部都市計画課 第11回都市計画基礎調査の手引き(オープンデータ化編) 令和3年2月 神奈川県 県土整備局都市部都市計画課	定義書に記載
15.新潟県	有り	501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課 平成30年度新潟市都市計画基礎調査 GIS データ定義書(シェープファイル版) 平成31年3月15日	要領、定義書に記載
16.富山県	有り 地下階数、地上階数とも整数入力	国要領及び技術資料の内容に準拠																	富山県 仕様書(H30基礎調査)	富山県回答で、「富山県独自要領はなく、国交省要領に基づいて調査を行っています。JH25.6国要領の準拠を示す県仕様書とコメントあり 県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)
17.石川県	有り	501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課 (定義・様式)土地利用、建物現況各種調査のコード表	定義・様式に記載 石川県回答でH31.3国要領に準拠
18.福井県	有り	1	2	3	4	5	6	7	8	地下階の調査なし									建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表	定義書に記載

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード																出典	備考		
		地下階なし								地下階あり										不明	
		地上1階	地上2階	地上3階	地上4~5階	地上6~7階	地上8~10階	地上11~15階	地上16階以上	地上1階	地上2階	地上3階	地上4~5階	地上6~7階	地上8~10階	地上11~15階	地上16階以上				
		501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521			
19.山梨県	有り			定義書では、※地下を除く階数が3以上の建物の階数(整数)					地下階の調査なし									山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県県土整備部都市計画課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。	建物構造階数別現況図では、地下を除く階数が3以上の建物は、建物位置に地上の階数を表示		
20.長野県	有り			要領、定義書では、建物階数(3階以上)を整数入力					地下階の調査なし									都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 03小諸市GIS定義書H28、14伊那市GIS定義書H30	要領、定義書に記載		
21.岐阜県	有り	地上1階 地上2階 地上3階 地上4~5階 地上6~7階 地上8~10階 地上11~15階 地上16階以上	定義書では階数、地下階数とも階で実数入力 左記項目は要領の 建物階数現況図の凡例																	第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建設部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)	要領、定義書に記載
22.静岡県	有り		定義書では地下階数、地上階数とも整数で実数入力																999	都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課	定義書に記載
23.愛知県	有り	地上1階 地上2階 地上3階以上(階数を表示)	定義書では、建物階数は実数入力 左記項目は、要領の建物階数別現況図の凡例																	愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度~令和7年度) 令和2年8月(令和2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 GISデータ定義書(R2.11)	要領、定義書に記載
24.三重県	有り	地下階なし 地上1階 地下階なし 地上2階 地下階なし 地上3階 地下階なし 地上4~5階 地下階なし 地上6~7階 地下階なし 地上8~10階 地下階なし 地上11~15階 地下階なし 地上16階以上 地下階あり 地上1階 地下階あり 地上2階 地下階あり 地上3階 地下階あり 地上4~5階 地下階あり 地上6~7階 地下階あり 地上8~10階 地下階あり 地上11~15階 地下階あり 地上16階以上 不明	501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	三重県都市計画基礎調査要領 (令和3年6月改定版) 三重県県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和3年(2021年)6月 三重県県土整備部都市政策課	定義書に記載
25.滋賀県	有り		国要領の内容に準拠																	特記仕様書(抜粋)	仕様書中にH25.6国要領の準拠の記載。 滋賀県回答でH25.6国要領に準拠。
26.京都府	有り	地下階なし 地上1階 地下階なし 地上2階 地下階なし 地上3階 地下階なし 地上4~5階 地下階なし 地上6~7階 地下階なし 地上8~10階 地下階なし 地上11~15階 地下階なし 地上16階以上 地下階あり 地上1階 地下階あり 地上2階 地下階あり 地上3階 地下階あり 地上4~5階 地下階あり 地上6~7階 地下階あり 地上8~10階 地下階あり 地上11~15階 地下階あり 地上16階以上 不明	501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月	要領、定義書に記載
27.大阪府																				平成30年度都市計画基礎調査調査要領(建物土地利用度、建物年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積)平成30年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書(基礎調査)	要領、定義書に記載なし

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード																出典	備考			
		地下階なし								地下階あり										不明		
		地上1階	地上2階	地上3階	地上4～5階	地上6～7階	地上8～10階	地上11～15階	地上16階以上	地上1階	地上2階	地上3階	地上4～5階	地上6～7階	地上8～10階	地上11～15階	地上16階以上					
		501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521				
28.兵庫県	有り	定義書では 建物・階数(地上)、建物・階数(地下)を整数入力																都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書部分含む)	要綱に記載			
29.奈良県	有り	階数は、建物の固定資産課税台帳データ、公有財産台帳データより 階で取得																平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査) 奈良県	要綱に記載			
30.和歌山県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠																令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県土整備部都市住宅局都市政策課	仕様書中にR3.5国要領の準拠の記載のため、R3.5国要領に準拠とした。県要領なし(前回H30調査時もH25.6国要領に準拠である。)			
31.鳥取県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠																鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県土整備部技術企画課	R3.7県要領内にR3.5国要領P32～37に準拠を記載			
32.島根県																			松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※現時点でコードは未設定	要綱に記載なし		
33.岡山県	有り	国要領の内容に準拠																岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 ※県定義書未策定・コード指定なし(県連絡あり)	岡山県要領に建物調査は対象外と記載 前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県に照会し「国要領に準拠との照会回答あり」のため、前回のH25.6国要領を準拠のままとした。今回もH25.6国要領を準拠を照会済み。			
34.広島県	有り	地下階なし 地上1階	501																	広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況)データベース製品仕様書(建物利用現況)	要領、定義書に記載	
		地下階なし 地上2階		502																		
		地下階なし 地上3階			503																	
		地下階なし 地上4～5階				504																
		地下階なし 地上6～7階					505															
		地下階なし 地上8～10階						506														
		地下階なし 地上11～15階							507													
		地下階なし 地上16階以上								508												
		地下階あり 地上1階									511											
		地下階あり 地上2階										512										
		地下階あり 地上3階											513									
		地下階あり 地上4～5階												514								
		地下階あり 地上6～7階													515							
		地下階あり 地上8～10階														516						
地下階あり 地上11～15階															517							
地下階あり 地上16階以上																518						
不明																		521				
35.山口県	有り	定義書では 階数を整数入力 左記項目は要領の 建物階数現況図の凡例																平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書	要領に記載			
36.徳島県																				平成30年度 徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県土整備部都市計画課 平成30年度 徳島東部都市計画区域他都市計画基礎調査業務実施方法 平成31年3月 徳島県土整備部都市計画課 徳島県 都市計画基礎調査業務GISデータ定義書	要領、業務実施方法、定義書に記載なし 業務実施方法では、家屋台帳等より階数、構造、建築年代、建築面積、延床面積を町丁目・字の単位で集計し、町丁目・字の単位のシェイプファイルで整理となっており、棟毎のデータはない。	
37.香川県	有り	定義書では 建物の地上階数、建物の地下階数を数値入力 地下がない場合は「0」を入力																香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月	定義書に記載 香川県にH25.6国要領を準拠を照会済み。			
38.愛媛県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠																都市計画基礎調査委託業務仕様書	愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分のコード等も国要領に準拠しており、独自に定めている項目もなく実施要領未策定」 H31.3国要領の準拠を示す県仕様書は入済み 愛媛県にH31.3国要領の準拠を照会済み。			

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード																不明	出典	備考
		地下階なし								地下階あり										
		地上1階	地上2階	地上3階	地上4~5階	地上6~7階	地上8~10階	地上11~15階	地上16階以上	地上1階	地上2階	地上3階	地上4~5階	地上6~7階	地上8~10階	地上11~15階	地上16階以上			
		501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	
39.高知県	有り	定義書では地下階数、地上階数とも数値入力 地下階がない場合は「0」を入力 左記項目は 建物構造・階数現況図 の分類																	高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課(GIS定義書編含む)	要領、定義書に記載
40.福岡県	有り	501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県	要領、定義書に記載
41.佐賀県	有り	定義書では、建物の地上階数を数値入力																	各都市計画区域定義書(伊万里市、白石町、江北町)	定義書に記載
	有り	定義書では 階数地上と階数地下を整数入力																	各都市計画区域定義書(鹿島市、嬉野市、吉野ヶ里町、神埼市、小城市、多久市、鳥栖市、基山町、唐津市、武雄市、有田町)	各都市計画区域定義書に記載
42.長崎県	有り	要領では 建物階数の地上階数、建物の地下階数を入力																	都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース定義書 平成26年3月 長崎県	要領、定義書に記載
43.熊本県	有り	teigi	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領(GIS定義書) 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課	要領、定義書に記載

(つづき)

都道府県名・項目	実数値 の入力 有無	国要領項目・技術資料コード																出典	備考		
		地下階なし								地下階あり										不明	
		地上1階	地上2階	地上3階	地上4～5階	地上6～7階	地上8～10階	地上11～15階	地上16階以上	地上1階	地上2階	地上3階	地上4～5階	地上6～7階	地上8～10階	地上11～15階	地上16階以上				
		501	502	503	504	505	506	507	508	511	512	513	514	515	516	517	518	521	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
44.大分県	有り	地下階なし 地上1階 地下階なし 地上2階 地下階なし 地上3階 地下階なし 地上4～5階 地下階なし 地上6～7階 地下階なし 地上8～10階 地下階なし 地上11～15階 地下階なし 地上16階以上 地下階あり 地上1階 地下階あり 地上2階 地下階あり 地上3階 地下階あり 地上4～5階 地下階あり 地上6～7階 地下階あり 地上8～10階 地下階あり 地上11～15階 地下階あり 地上16階以上 不明																	要領では、地上階数、地下階数とも整数入力 左記項目は、階数別現況図及び調書様式の項目	大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分県都市・まちづくり推進課	要領に記載
45.宮崎県	有り																		定義書では 階数地上を階で整数入力	平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県 県土整備部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月	定義書に記載
46.鹿児島県	有り																		国要領及び技術資料の内容に準拠	令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島 県土木部都市計画課	R3.5国要領の準拠を示す県仕様書入手済み (前回H30調査時は県様式集、鹿児島県都市計画 基礎調査実施仕様書より整理) 鹿児島県にR3.5国要領の準拠を照会済み。
47.沖縄県	有り	地下階なし 地上1階 地下階なし 地上2階 地下階なし 地上3階 地下階なし 地上4～5階 地下階なし 地上6～7階 地下階なし 地上8～10階 地下階なし 地上11～15階 地下階なし 地上16階以上 地下階あり 地上1階 地下階あり 地上2階 地下階あり 地上3階 地下階あり 地上4～5階 地下階あり 地上6～7階 地下階あり 地上8～10階 地下階あり 地上11～15階 地下階あり 地上16階以上 不明																	定義書では 地下階数、地上階数とも数値入力 左記項目は 建物階数別現況図 の凡例	沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖 縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素 案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノ レール課(建物利用)	要領、定義書に記載 データ定義書(素案)令和3年12月作成中

【構造】

都道府県名・項目	国要領項目・技術資料コード							出典		備考	
	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造・石造	不明				
	601	602	603	604	605	606	611				
1.北海道	木造	木造・土蔵造	11						都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	備考	
	準耐火	※未分類①(21 or 22 or 23)									20
		鉄骨造			21						
		軽量鉄骨造				22					
	耐火	れんが造、コンクリートブロック造、石造					23				
※未分類②(31 or 32)								30			
		鉄骨鉄筋コンクリート造	31								
		鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリートブロック造		32							
2.青森県	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	要領の調査項目に、「現地調査を基本とする」と記載							令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県土木整備部都市計画課 ※定義書類、コード表は現時点では未策定	要領に記載
	軽量鉄骨造、鉄骨造	左記項目は要領の 建物構造別現況図の凡例									
	れんが造・コンクリートブロック造・石造										
	不明										
3.岩手県	木造	非木造	定義書では 左記項目を文字入力							H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト	要領、定義書に記載
	構造不明										
4.宮城県	木造	木造	1						令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210	要領、定義書に記載	
	非木造	RC・SRC		2							
	造	その他			3						
5.秋田県	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造	五城目町調査様式では 左記国要領と同一項目を文字入力							R2調査項目一覧及び五城目町建物利用現況調査	秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準じて調査を実施しており、独自の要領等は作成しておりません。」県要領なし（前回H30調査時も国要領に準拠である。） 五城目町を参考に整理
	鉄筋コンクリート造										
	鉄骨造										
	軽量鉄骨造										
	れんが造・コンクリートブロック造・石造										
	不明										
6.山形県	国要領及び技術資料の内容に準拠								山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資料はない旨報告します。」受領資料なし（前回H30調査時も国要領に準拠の回答）		
7.福島県	木造	0							福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部	要綱に記載	
	非木造		1								
8.茨城県									都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市計画課 都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市計画課	要領、定義書に記載なし	
9.栃木県	コード表では文字で入力								令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県土木整備部都市計画課 【栃木県】建物利用現況コード表	コード表に記載	
10.群馬県	木造	1							群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県 都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月	要領、定義書に記載	
	非木造		2								
11.埼玉県									都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 定義書 GISデータ	要領への記載なし 建物利用現況調査なし	
12.千葉県	W:木造、木造モルタル造	1							第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県土木整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)、【参考】建築物動態調査(DB定義・コード表)	定義書に記載 要領では任意調査として記載 【市町村独自による任意調査について】 ②建物利用現況の補足調査について ・本調査の建物利用現況は建築物用途のみに限定しているが、市町村の独自調査として、本調査とあわせて建築物の階数、高さ、構造、床面積などを補足調査することも有効である。	
	S:鉄骨造			2							
	RC:鉄筋コンクリート造			3							
	SRC:鉄骨・鉄筋コンクリート造	4									
	W・S:(木造、木造モルタル造)と(鉄骨造)の複合構造						5				
	RC・S:(鉄筋コンクリート造)と(鉄骨造)の複合構造	6									
	RC・SRC:(鉄筋コンクリート造)と(鉄骨・鉄筋コンクリート造)の複合構造	7									
	組構造						8				
その他							0				

(つづき)

都道府県名・項目	国要領項目・技術資料コード							出典		備考
	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造・石造	不明			
	601	602	603	604	605	606	611			
13.東京都									都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局 (実施要領・別紙2) 令和3年度区部土地利用現況調査_データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	定義書への記載なし 定義書記載の構造は、耐火構造が記載。
14.神奈川県	木造	1							第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(—令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用—) 令和3年3月 神奈川県土整備局都市部都市計画課	定義書に記載 オープンデータ化時は、左記項目で小ゾーン単位で棟数を集計して公表
	非木造				2					
	不明							0		
15.新潟県	木造・土蔵造	601							新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課 平成30年度新潟市都市計画基礎調査 GIS データ定義書(シェープファイル版) 平成31年3月15日	要領、定義書に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		602							
	鉄筋コンクリート造			603						
	鉄骨造				604					
	軽量鉄骨造					605				
	れんが造・コンクリートブロック造・石造						606			
	不明							611		
16.富山県	国要領及び技術資料の内容に準拠								富山県 仕様書(H30基礎調査)	富山県回答で、「富山県独自要領はなく、国交省要領に基づいて調査を行っています。」H25.6国要領の準拠を示す県仕様書とコメントあり 県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)
17.石川県	木造・土蔵造	601							都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課(定義・様式)土地利用、建物現況 各種調査のコード表	定義・様式に記載 石川県回答でH31.3国要領に準拠
	鉄骨鉄筋コンクリート造		602							
	鉄筋コンクリート造			603						
	鉄骨造				604					
	軽量鉄骨造					605				
	れんが造・コンクリートブロック造・石造						606			
	不明							611		
18.福井県	木造	1							建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表	定義書に記載 大分類コード 木造:1 非木造:2
	非木造									
	木造(木質系、モルタル、土蔵等)									
	軽量鉄骨造					2				
	鉄骨造				3					
	鉄筋コンクリート造			4						
	鉄骨鉄筋コンクリート造		5							
ブロック造 その他							6			
19.山梨県	木造・土蔵造	1							山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県土整備部都市計画課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。	要領に記載
	鉄筋コンクリート造			2						
	鉄骨造				3					
	その他(れんが造、石造、コンクリートブロック造など)						4			
20.長野県	木造	1							都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 09岡谷市GIS定義書H28、14伊那市GIS定義書H30	要領、定義書に記載 都市計画区域毎にコードに差異有り
	非木造				2					
21.岐阜県	木造・土蔵造	1							第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建設部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)	定義書に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		2							
	鉄筋コンクリート造			3						
	鉄骨造				4					
	軽量鉄骨造					5				
	れんが造・コンクリートブロック造・石造						6			
	不明									
22.静岡県	木造・土蔵造	1							都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 ※要領の建物構造現況図では、れんが造・コンクリートブロック造・石造を分けて着色	要領に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		2							
	鉄筋コンクリート造			3						
	鉄骨造				4					
	軽量鉄骨造					5				
	れんが造・コンクリートブロック造・石造						6			
	不明							7		

(つづき)

都道府県名・項目		国要領項目・技術資料コード							出典		備考
		木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造・石造	不明			
		601	602	603	604	605	606	611		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	
23.愛知県	木造	2								愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度～令和7年度) 令和2年8月(令和2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 GISデータ定義書(R2.11)	要領、定義書に記載
	非木造			1							
24.三重県	木造・土蔵造	601								三重県都市計画基礎調査要領(令和3年6月改定版) 三重県県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和3年(2021年)6月 三重県県土整備部都市政策課	定義書に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		602								
	鉄筋コンクリート造			603							
	鉄骨造				604						
	軽量鉄骨造					605					
	れんが造・コンクリートブロック造・石造						606				
	不明							611			
25.滋賀県		国要領の内容に準拠								特記仕様書(抜粋)	仕様書中にH25.6国要領の準拠の記載。 滋賀県回答でH25.6国要領に準拠。
26.京都府	木造・土蔵造	601								京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月	要領、定義書に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		602								
	鉄筋コンクリート造			603							
	鉄骨造				604						
	軽量鉄骨造					605					
	れんが造・コンクリートブロック造・石造						606				
	不明							611			
27.大阪府										平成30年度都市計画基礎調査調査要領(建物土地利用度、建物年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積)平成30年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書(基礎調査)	要領では、家屋課税台帳等より、建物構造4区分の延床面積、建築面積を調査、町丁目ゾーン別に集計しシェープ形式で整理のため棟毎のデータはない。 【参考】建物構造4区分 木造・土蔵、鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)、鉄骨・軽量鉄骨造、レンガ、コンクリートブロック造
28.兵庫県	木造	1								都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書部分含む)	要綱に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		2								
	鉄筋コンクリート造			3							
	鉄骨造・軽量鉄骨造				4						
	組積造						5				
	その他								6		
29.奈良県	木造・土蔵造 鉄骨鉄筋コンクリート造	建物の固定資産課税台帳データ、公有資産台帳データより木造、非木造に分類する								平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県	要綱に記載
30.和歌山県		国要領及び技術資料の内容に準拠								令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課	仕様書中にR3.5国要領の準拠の記載のため、R3.5国要領に準拠とした。県要領なし(前回H30調査時もH25.6国要領に準拠である。)
31.鳥取県		国要領及び技術資料の内容に準拠								鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県県土整備部技術企画課	R3.7県要領内にR3.5国要領P32～37に準拠を記載
32.島根県	W:木造、木造モルタル造	W								松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※現時点でコードは未設定	要綱に記載
	S:鉄骨造					S					
	RC:鉄筋コンクリート造		RC								
	SRC:鉄骨・鉄筋コンクリート造			SRC							
	Gその他						G				
33.岡山県		国要領の内容に準拠								岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 ※県定義書未策定・コード指定なし(県連絡あり)	岡山県要領に建物調査は対象外と記載 前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県に照会し「国要領に準拠との照会回答あり」のため、前回のH25.6国要領を準拠のままとした。 今回もH25.6国要領を準拠を照会済み。
34.広島県	木造・土蔵造	601								広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況) データベース製品仕様書(建物利用現況)	要領、定義書に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		602								
	鉄筋コンクリート造			603							
	鉄骨造				604						
	軽量鉄骨造					605					
	れんが造						606				
	コンクリートブロック造						607				
	石造						608				
不明							611				
35.山口県	木造・土蔵造	1								平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書	要領、定義書に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		2								
	鉄筋コンクリート造			3							
	鉄骨造				4						
	軽量鉄骨造					5					
	れんが造・コンクリートブロック造・石造						6				
	不明							9			

(つづき)

都道府県名・項目	国要領項目・技術資料コード							出典		備考
	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造・石造	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
	601	602	603	604	605	606	611			
36.徳島県									平成30年度 徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 平成30年度 徳島東部都市計画区域他都市計画基礎調査業務実施方法 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 徳島県 都市計画基礎調査業務GISデータ定義書	要領、業務実施方法、定義書に記載なし 業務実施方法では、家屋台帳等より階数、構造、建築年代、建築面積、延床面積を町丁目・字の単位で集計し、町丁目・字の単位のシェイプファイルで整理となっており、棟毎のデータはない。
37.香川県	木造・土蔵造	10							香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月	定義書に記載 香川県にH25.6国要領を準拠を照会済み。
	鉄骨鉄筋コンクリート造		20							
	鉄筋コンクリート造			30						
	鉄骨造				40					
	軽量鉄骨造					50				
	れんが造・コンクリートブロック造・石造 その他						60			
70	国要領及び技術資料の内容に準拠									
38.愛媛県	国要領及び技術資料の内容に準拠								都市計画基礎調査委託業務仕様書	愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分のコード等も国要領に準拠しており、独自に定めている項目もなく実施要領未策定」 H31.3国要領の準拠を示す県仕様書は入手済み 愛媛県にH31.3国要領の準拠を照会済み。
39.高知県	木造	10							高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課 (GIS定義書編含む)	要領、定義書に記載
	非木造									
	鉄骨造等				20					
	コンクリートブロック造						30			
	鉄筋コンクリート造			40						
	鉄骨鉄筋コンクリート造		50							
その他の構造 非木造(目視のより判定したもの)						60(土蔵含む)				
70	国要領及び技術資料の内容に準拠									
40.福岡県	木造・土蔵造	601							令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県	要領、定義書に記載
	鉄骨鉄筋コンクリート造		602							
	鉄筋コンクリート造			603						
	鉄骨造				604					
	軽量鉄骨造					605				
	れんが造・コンクリートブロック造・石造						606			
	不明							611		
41.佐賀県	木造・土蔵造	1							各都市計画区域定義書(伊万里市、白石町、江北町)	定義書に記載
鉄骨鉄筋コンクリート造		2								
鉄筋コンクリート造			3							
鉄骨造				4						
軽量鉄骨造					5					
れんが造・コンクリートブロック造・石造 非木造(目視のより判定したもの)						6				
7	定義書では 建物構造を文字入力									
木造	1								各都市計画区域定義書(上峰町、吉野ヶ里町)	定義書に記載
非木造				2						
鉄筋コンクリート造			3							
対象外							8			
不明							9			
未調査							0			
木造	1									
鉄骨鉄筋コンクリート造		2								
鉄筋コンクリート造			3							
鉄骨造				4						
軽量鉄骨造					5					
れんが造・コンクリートブロック造・石造						6				
0	定義書では 建物構造を文字入力									

(つづき)

都道府県名・項目	国要領項目・技術資料コード							出典	備考	
	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造・石造	不明			
	601	602	603	604	605	606	611	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
42.長崎県	木造・土蔵造 501	鉄骨鉄筋コンクリート造 502	鉄筋コンクリート造 503		504			都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース 定義書 平成26年3月 長崎県	要領、定義書に記載	
43.熊本県	木造・土蔵造 601	鉄骨鉄筋コンクリート造 602	鉄筋コンクリート造 603	鉄骨造 604	軽量鉄骨造 605	れんが造・コンクリートブロック造・石造 606	不明 611		要領、定義書に記載	
44.大分県	木造・土蔵造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 軽量鉄骨造 れんが造・コンクリートブロック造・石造 不明	要領では、左記項目を文字入力 左記項目は、調書様式の項目							大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分県都市・まちづくり推進課	要領に記載
45.宮崎県	木造 1				2			平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県土木整備部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月	要領、定義書に記載	
46.鹿児島県			鉄筋コンクリート造 3					令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課	R3.5国要領の準拠を示す県仕様書入手済み (前回H30調査時は県様式集、鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書より整理) 鹿児島県にR3.5国要領の準拠を照会済み。	
47.沖縄県	木造・土蔵造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 軽量鉄骨造 れんが造・コンクリートブロック造 不明	要領では、左記項目を文字入力 左記項目は、調書様式の項目							沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(建物利用)	要領、定義書に記載 データ定義書(素案) 令和3年12月作成中

【建築面積】

都道府県名・項目		実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード						出典	備考	
			50 m ² 以下	75 m ² 以下	150 m ² 以下	500 m ² 以下	1500 m ² 以下	1500 m ² 超			不明
			701	702	703	704	705	706	711		
1.北海道	1m ² ～50 m ² 以下	有り	要領では m ² で整数入力 不明は「0」を入力、コードの指定なし 左記項目は、要領の建築面積集計様式の項目						都市計画基礎調査 実施要領 令和2年(2020年)11月 北海道建設部まちづくり局都市計画課	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	要領に記載
	51m ² ～75 m ² 以下										
	76m ² ～150 m ² 以下										
	151m ² ～500 m ² 以下										
	501m ² ～1500 m ² 以下										
	1500 m ² 超										
	不明										
2.青森県										令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県県土整備部都市計画課 ※定義書類、コード表は現時点では未策定	要領に記載なし
3.岩手県		有り	定義書では、1階床面積を建築面積としてm ² で整数入力						H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト	要領、定義書に記載	
4.宮城県		有り	要領の建ぺい率及び容積率は、建築物の延べ床面積及び建築面積(1階床面積)をm ² で整理						令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210	要領に記載	
5.秋田県		有り	五城目町調書様式では m ² で整数入力						0	R2調査項目一覧及び五城目町建物利用現況調書	秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準じて調査を実施しており、独自の要領等は作成しておりません。」県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠である。) 五城目町を参考に整理
6.山形県		有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資料はない旨報告します。」受領資料なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)
7.福島県		有り	要綱では、建築確認申請資料等よりm ² で入力						0	福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部	要綱に記載
8.茨城県										都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課 都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課	要領、定義書に記載なし
9.栃木県		有り	コード表ではm ² で入力							令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県県土整備部都市計画課 【栃木県】建物利用現況コード表	コード表に記載
10.群馬県		有り	要綱では集計表の作成として建築面積、延床面積が記載 定義書に該当項目はないが、新築等の面積項目ではm ² で小数第1位まで入力							群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県 都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月	要領、定義書に記載
11.埼玉県										都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 定義書 GISデータ	要領への記載なし 建物利用現況調査なし
12.千葉県		有り	【市町村独自による任意調査について】 ②建物利用現況の補足調査について ・本調査の建物利用現況は建築物用途のみに限定しているが、市町村の独自調査として、本調査とあわせて建築物の階数、高さ、構造、床面積などを補足調査することも有効である。							第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)、【参考】建築物動態調査(DB定義・コード表)	要領、定義書に記載
13.東京都		有り	定義書では、図形面積をm ² で少数5位まで数値入力							(実施要領・別紙2)令和3年度区部土地利用現況調査 データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	定義書に記載
14.神奈川県	50 m ² 以下	有り	建物現況の定義書では1階床面積をm ² で小数3位までを整数入力、コードの指定なし 建築面積規模別棟数の定義書はコード有 オープンデータ化時は、左記項目で小ゾーン単位で棟数を集計して公表						第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(—令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用—) 令和3年3月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 第11回都市計画基礎調査の手引き(オープンデータ化編) 令和3年2月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課	定義書に記載	
	75 m ² 以下										
	150 m ² 以下										
	500 m ² 以下										
	1500 m ² 以下										
	1500 m ² 超										
	不明										

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード							出典	備考	
		50㎡以下	75㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1500㎡以下	1500㎡超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
15.新潟県	50㎡以下	701							新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課 平成30年度新潟市都市計画基礎調査 GIS データ定義書(シェープファイル版) 平成31年3月15日	要領、定義書に記載	
	75㎡以下		702								
	150㎡以下			703							
	500㎡以下				704						
	1500㎡以下					705					
	1500㎡超						706				
不明							711				
16.富山県		国要領及び技術資料の内容に準拠							富山県_仕様書(H30基礎調査)	富山県回答で、「富山県独自要領はなく、国交省要領に基づいて調査を行っています。」H25.6国要領の準拠を示す県仕様書とコメントあり 県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)	
17.石川県	50㎡以下	701							都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課(定義・様式)土地利用、建物現況各種調査のコード表	定義・様式に記載 石川県回答でH31.3国要領に準拠	
	75㎡以下		702								
	150㎡以下			703							
	500㎡以下				704						
	1500㎡以下					705					
	1500㎡超						706				
不明							711				
18.福井県		1階床面積を㎡で小数2位まで数値入力							建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表 (H28福井)建物総括	H30調査時の建物総括調査様式に記載	
19.山梨県		定義書に記載がなく、要領の調査方法としては、家屋課税台帳、建物現況調査、公共施設台帳等から、地区別建物用途別の棟数、建築面積、延床面積、敷地面積を調査し、調書を作成となっており、調書様式は地区ごとに㎡で集計することになっている。コード指定がないので実数入力。							山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県県土整備部都市計画課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。	要領に調書様式のみ記載 定義書に記載なし	
20.長野県									都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 09岡谷市GIS定義書H28、14伊那市GIS定義書H30	要領、定義書に記載なし 各種台帳より、地区ごとに建ぺい率集計しシェープ形式かしており、個別の入力データなし	
21.岐阜県		定義書では 建築面積を㎡実数入力							第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建築部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)	定義書に記載	
22.静岡県		定義書では 建築面積(数値:小数2桁:㎡)							99999	都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課	定義書に記載
23.愛知県		定義書では 建築面積は実数 小数2桁 ㎡で入力								愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度～令和7年度) 令和2年8月(令和2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 GISデータ定義書(R2.11)	定義書に記載
24.三重県	50㎡以下	701							三重県都市計画基礎調査要領(令和3年6月改定版) 三重県県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和3年(2021年)6月 三重県県土整備部都市政策課	定義書に記載	
	75㎡以下		702								
	150㎡以下			703							
	500㎡以下				704						
	1500㎡以下					705					
	1500㎡超						706				
不明							711				
25.滋賀県		国要領の内容に準拠							特記仕様書(抜粋)	仕様書中にH25.6国要領の準拠の記載。 滋賀県回答でH25.6国要領に準拠。	
26.京都府	50㎡以下	701							京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月	要領、定義書に記載	
	75㎡以下		702								
	150㎡以下			703							
	500㎡以下				704						
	1500㎡以下					705					
	1500㎡超						706				
不明							711				

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード							出典		備考	
		50 m ² 以下	75 m ² 以下	150 m ² 以下	500 m ² 以下	1500 m ² 以下	1500 m ² 超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			
		701	702	703	704	705	706	711				
27.大阪府									平成30年度都市計画基礎調査調査要領(建物土地利用度、建物年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積)平成30年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書(基礎調査)	要領では、家屋課税台帳等より、1階床面積(m ²)を調査、町丁目ゾーン別に集計しシェーブ形式で整理のため棟毎のデータはない。		
28.兵庫県	有り	定義書では 建築面積を m ² で整数入力(1m ² 未満切り捨て)								都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書部分含む)	要綱に記載	
29.奈良県	有り	建築面積は、各台帳データより 1階床面積を引用(m ²)								平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県	要綱に記載	
30.和歌山県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課	仕様書中にR3.5国要領の準拠の記載のため、R3.5国要領に準拠とした。県要領なし(前回H30調査時もH25.6国要領に準拠である。)	
31.鳥取県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県県土整備部技術企画課	R3.7県要領内にR3.5国要領P32~37に準拠を記載	
32.島根県									松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※現時点でコードは未設定	要綱に記載なし 但し、地区別に課税台帳から地区内建築面積を集計して地区別建ぺい率を集計。		
33.岡山県	有り	国要領の内容に準拠								岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 ※県定義書未策定・コード指定なし(県連絡あり)	岡山県要領に建物調査は対象外と記載 前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県に照会し「国要領に準拠との照会回答あり」のため、前回のH25.6国要領を準拠のままとした。今回もH25.6国要領を準拠を照会済み。	
34.広島県	50 m ² 以下	有り 単位:m ² 小数点 以下2桁 まで実 数入力	701						広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況) データベース製品仕様書(建物利用現況)	要領、定義書に記載		
	75 m ² 以下			702								
	150 m ² 以下				703							
	500 m ² 以下					704						
	1500 m ² 以下						705					
	1500 m ² 超							706				
不明							711					
35.山口県	有り	定義書では、建築面積を ha で少数1まで実数入力								平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書	定義書に記載	
36.徳島県									平成30年度 徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 平成30年度 徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査業務実施方法 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 徳島県 都市計画基礎調査業務GISデータ定義書	要領、業務実施方法、定義書に記載なし 業務実施方法では、家屋台帳等より階数、構造、建築年代、建築面積、延床面積を町丁目・字の単位で集計し、町丁目・字の単位のシェーブファイルで整理となっており、棟毎のデータはない。		
37.香川県	有り	定義書では 建物の建築面積を 単位:m ² 少数以下1桁まで数値入力								香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月	定義書に記載 香川県にH25.6国要領を準拠を照会済み。	
38.愛媛県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								都市計画基礎調査委託業務仕様書	愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分のコード等も国要領に準拠しており、独自に定めている項目もなく実施要領未策定」 H31.3国要領の準拠を示す県仕様書は入手済み 愛媛県にH31.3国要領の準拠を照会済み。	
39.高知県	有り	定義書では 建築面積を 単位:m ² 少数以下1桁まで数値入力								高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課(GIS定義書編含む)	要領、定義書に記載	
40.福岡県	50 m ² 以下	有り 単位:m ² 小数点 以下第3位を 四捨五入 実数入力	701						令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県	要領、定義書に記載		
	50 m ² 超75 m ² 以下			702								
	75 m ² 超150 m ² 以下				703							
	150 m ² 超500 m ² 以下					704						
	500 m ² 超1500 m ² 以下						705					
	1500 m ² 超							706				
41.佐賀県		有り	定義書では 建築面積をm ² で実数値入力								各都市計画区域定義書(伊万里市、上峰町、吉野ヶ里町、白石町、江北町)	各都市計画区域定義書に記載
		有り	定義書では 建築面積をm ² で小数第1位まで実数値入力								各都市計画区域定義書(鹿島市、嬉野市、武雄市、有田町)	各都市計画区域定義書に記載
		有り	定義書では 建築面積をm ² で小数第2位まで実数値入力								各都市計画区域定義書(神埼市、小城市、多久市、唐津市)	各都市計画区域定義書に記載
		有り	定義書では 建築面積を入力								鳥栖基山都市計画区域定義書	定義書に記載

(つづき)

都道府県名・項目		実数値の入力有無	国要領項目・技術資料コード						出典		備考
			50 m ² 以下	75 m ² 以下	150 m ² 以下	500 m ² 以下	1500 m ² 以下	1500 m ² 超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	
42.長崎県		有り	定義書では、m ² で小数第2位まで入力							都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース 定義書 平成26年3月 長崎県	要領、定義書に記載
43.熊本県	50 m ² 以下	有り 単位:m ² 整数入力	701							令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領(GIS定義書) 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課	要領、定義書に記載
	75 m ² 以下			702							
	150 m ² 以下				703						
	500 m ² 以下					704					
	1500 m ² 以下							705			
	1500 m ² 超								706		
不明								711			
44.大分県	50 m ² 以下 75 m ² 以下 150 m ² 以下 500 m ² 以下 1500 m ² 以下 1500 m ² 超 不明	有り	要領では、登記簿の1階床面積をm ² で小数第1位まで入力 左記項目は、調書様式の項目							大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分県都市・まちづくり推進課	要領に記載
45.宮崎県		有り	定義書では m ² で整数入力							平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月	定義書に記載
46.鹿児島県		有り	国要領及び技術資料の内容に準拠							令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課	R3.5国要領の準拠を示す県仕様書入手済み (前回H30調査時は県様式集、鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書より整理) 鹿児島県にR3.5国要領の準拠を照会済み。
47.沖縄県	50 m ² 以下	有り	定義書では 建築面積を 単位:m ² 少数以下2桁まで数値入力							沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(建物利用)	要領、定義書に記載 データ定義書(素案) 令和3年12月作成中
	75 m ² 以下										
	150 m ² 以下										
	500 m ² 以下										
	1500 m ² 以下										
	1500 m ² 超										
不明											

【延床面積】

都道府県名・項目	実数値の入力有無	国要領項目・技術資料コード								出典	備考
		50㎡以下	75㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1500㎡以下	3000㎡以下	3000㎡超	不明		
1.北海道	有り	801	802	803	804	805	806	807	811	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	要領に記載
2.青森県										令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県県土整備部都市計画課 ※定義書類、コード表は現時点では未策定	要領に記載なし
3.岩手県	有り									H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト	要領、定義書に記載
4.宮城県	有り									令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210	要領に記載
5.秋田県	有り								0	R2調査項目一覧及び五城目町建物利用現況調査	秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準じて調査を実施しており、独自の要領等は作成していません。」県要領なし（前回H30調査時も国要領に準拠である。） 五城目町を参考に整理
6.山形県	有り										山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資料はない旨報告します。」受領資料なし（前回H30調査時も国要領に準拠の回答）
7.福島県	有り								0	福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部 都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課	要綱に記載
8.茨城県										都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課	要領、定義書に記載なし
9.栃木県	有り									令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県県土整備部都市計画課 【栃木県】建物利用現況コード表	コード表に記載
10.群馬県	有り									群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県 都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月	要領、定義書に記載
11.埼玉県										都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 定義書 GISデータ	要領への記載なし 建物利用現況調査なし
12.千葉県	有り									第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)、【参考】建築物動態調査(DB定義・コード表)	要領、定義書に記載
13.東京都	有り									(実施要領・別紙2)令和3年度区部土地利用現況調査_データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	定義書に記載
14.神奈川県	有り									第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(一令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用) 令和3年3月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 第11回都市計画基礎調査の手引き(オープンデータ化編) 令和3年2月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課	定義書に記載

(つづき)

都道府県名・項目		実数値の入力有無	国要領項目・技術資料コード							出典		備考	
			50㎡以下	75㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1500㎡以下	3000㎡以下	3000㎡超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点で踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
15.新潟県	50㎡以下	有り 単位㎡ で整数 入力	801								新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課 平成30年度新潟市都市計画基礎調査 GIS データ定義書(シェープファイル版) 平成31年3月15日	要領、定義書に記載	
	75㎡以下			802									
	150㎡以下				803								
	500㎡以下					804							
	1500㎡以下						805						
	3000㎡以下							806					
	3000㎡超								807				
不明								811					
16.富山県		有り 単位㎡ で整数 入力	国要領及び技術資料の内容に準拠							富山県 仕様書(H30基礎調査)	富山県回答で、「富山県独自要領はなく、国交省要領に基づいて調査を行っています。」H25.6国要領の準拠を示す県仕様書とコメントあり 県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)		
17.石川県	50㎡以下	有り	801								都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課(定義・様式)土地利用、建物現況 各種調査のコード表	定義・様式に記載 石川県回答でH31.3国要領に準拠	
	75㎡以下			802									
	150㎡以下				803								
	500㎡以下					804							
	1500㎡以下						805						
	3000㎡以下							806					
	3000㎡超								807				
不明								811					
18.福井県		有り	延床面積を㎡で小数2位まで数値入力							建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表 (H28福井)建物総括	H30調査時の建物総括調査様式に記載		
19.山梨県		有り	定義書に記載がなく、要領の調査方法としては、家屋課税台帳、建物現況調査、公共施設台帳等から、地区別建物用途別の棟数、建築面積、延床面積、敷地面積を調査し、調査を作成となっており、調査様式は地区ごとに㎡で集計することになっている。 コード指定がないので実数入力。							山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県県土整備部都市計画課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。	要領に調査様式のみ記載 定義書に記載なし		
20.長野県										都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 09岡谷市GIS定義書H28、14伊那市GIS定義書H30	要領、定義書に記載なし 各種台帳より、地区ごとに建ぺい率集計しシェープ形式かしており、個別の入力データなし		
21.岐阜県		有り	定義書では 延床面積を㎡で実数入力							第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建築部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)	定義書に記載		
22.静岡県		有り	定義書では 延床面積(数値:小数2桁:㎡)							99999	都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課	定義書に記載	
23.愛知県		有り	定義書では 延床面積は実数 小数2桁 ㎡で入力								愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度~令和7年度) 令和2年8月(令和2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 GISデータ定義書(R2.11)	定義書に記載	
24.三重県	50㎡以下	有り 単位:㎡ 小数点 以下1桁 まで数 値入力	801								三重県都市計画基礎調査要領(令和3年6月改定版) 三重県県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和3年(2021年)6月 三重県県土整備部都市政策課	定義書に記載	
	75㎡以下			802									
	150㎡以下				803								
	500㎡以下					804							
	1500㎡以下						805						
	3000㎡以下							806					
	3000㎡超								807				
不明								811					
25.滋賀県		有り	国要領の内容に準拠							特記仕様書(抜粋)	仕様書中にH25.6国要領の準拠の記載。 滋賀県回答でH25.6国要領に準拠。		

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の入力有無	国要領項目・技術資料コード								出典	備考
		50㎡以下	75㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1500㎡以下	3000㎡以下	3000㎡超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点から踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	
26.京都府	50㎡以下	801								京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月	要領、定義書に記載
	75㎡以下		802								
	150㎡以下			803							
	500㎡以下				804						
	1500㎡以下					805					
	3000㎡以下						806				
3000㎡超							807				
不明								811			
27.大阪府										平成30年度都市計画基礎調査調査要領(建物土地利用度、建物年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積)平成30年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書(基礎調査)	要領では、家屋課税台帳等より、建物の延床面積(㎡)を調査、町丁目ゾーン別に集計しシェープ形式で整理のため棟毎のデータはない。
28.兵庫県	有り	定義書では 延べ床面積を ㎡で整数入力(1㎡未満切り捨て)								都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書部分含む)	要綱に記載
29.奈良県	有り	延床面積は、各台帳データより 床面積の計を引用(㎡)								平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県	要綱に記載
30.和歌山県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県国土整備部都市住宅局都市政策課	仕様書中にR3.5国要領の準拠の記載のため、R3.5国要領に準拠とした。県要領なし(前回H30調査時もH25.6国要領に準拠である。)
31.鳥取県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県国土整備部技術企画課	R3.7県要領内にR3.5国要領P32~37に準拠を記載
32.島根県										松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※現時点でコードは未設定	要綱に記載なし 但し、地区別に課税台帳から地区内延床面積を集計して地区別容積率を集計。
33.岡山県	有り	国要領の内容に準拠								岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 ※県定義書未策定・コード指定なし(県連絡あり)	岡山県要領に建物調査は対象外と記載 前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県に照会し「国要領に準拠との照会回答あり」のため、前回のH25.6国要領を準拠のままとした。今回もH25.6国要領を準拠を照会済み。
34.広島県	50㎡以下	801								広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況)データベース製品仕様書(建物利用現況)	要領、定義書に記載
	75㎡以下		802								
	150㎡以下			803							
	500㎡以下				804						
	1500㎡以下					805					
	3000㎡以下						806				
3000㎡超							807				
不明								811			
35.山口県	有り	定義書では、延床面積を ha で少数1まで実数入力								平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書	定義書に記載
36.徳島県										平成30年度 徳島県都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県国土整備部都市計画課 平成30年度 徳島県都市計画区域他都市計画基礎調査業務実施方法 平成31年3月 徳島県国土整備部都市計画課 徳島県 都市計画基礎調査業務GISデータ定義書	要領、業務実施方法、定義書に記載なし 業務実施方法では、家屋台帳等より階数、構造、建築年代、建築面積、延床面積を町丁目・字の単位で集計し、町丁目・字の単位のシェイプファイルで整理となっており、棟毎のデータはない。
37.香川県	有り	定義書では 建物の延床面積を 単位:㎡ 少数以下1桁まで数値入力								香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月	定義書に記載 香川県にH25.6国要領を準拠を照会済み。
38.愛媛県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								都市計画基礎調査委託業務仕様書	愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分のコード等も国要領に準拠しており、独自に定めている項目もなく実施要領未策定」 H31.3国要領の準拠を示す県仕様書は入手済み 愛媛県にH31.3国要領の準拠を照会済み。
39.高知県	有り	定義書では 延床面積を 単位:㎡ 少数以下1桁まで数値入力								高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課(GIS定義書編含む)	要領、定義書に記載

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の入力有無	国要領項目・技術資料コード								出典		備考
		50㎡以下	75㎡以下	150㎡以下	500㎡以下	1500㎡以下	3000㎡以下	3000㎡超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
40.福岡県	50㎡以下	有り 単位:㎡ 小数点以下第3位を四捨五入 実数入力	801							令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県	要領、定義書に記載	
	50㎡超75㎡以下		801									
	75㎡超150㎡以下			802								
	150㎡超500㎡以下				803							
	500㎡超1500㎡以下					804						
	1500㎡超3000㎡以下						805					
3000㎡超						806						
41.佐賀県		有り	定義書では 建築面積を㎡で実数値入力								各都市計画区域定義書(伊万里市、上峰町、吉野ヶ里町、白石町、江北町)	各都市計画区域定義書に記載
		有り	定義書では 建築面積を㎡で小数第1位まで実数値入力								各都市計画区域定義書(鹿島市、嬉野市、武雄市、有田町)	各都市計画区域定義書に記載
		有り	定義書では 建築面積を㎡で小数第2位まで実数値入力								各都市計画区域定義書(神埼市、小城市、多久市、唐津市)	各都市計画区域定義書に記載
		有り	定義書では 建築面積を入力								鳥栖基山都市計画区域定義書	定義書に記載
42.長崎県		有り	定義書では、㎡で小数第2位まで入力								都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース 定義書 平成26年3月 長崎県	要領、定義書に記載
43.熊本県	50㎡以下	有り 単位:㎡ 整数入力	801							令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領(GIS定義書) 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課	要領、定義書に記載	
	75㎡以下			802								
	150㎡以下				803							
	500㎡以下					804						
	1500㎡以下						805					
	3000㎡以下							806				
	3000㎡超								807			
不明								811				
44.大分県	50㎡以下	有り	要領では、登記簿より建物の床面積の合計を㎡で小数第1位まで入力 左記項目は、調書様式の項目								大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分県都市・まちづくり推進課	要領に記載
	75㎡以下											
	150㎡以下											
	500㎡以下											
	1500㎡以下											
	3000㎡以下											
3000㎡超												
不明												
45.宮崎県		有り	定義書では ㎡で整数入力								平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月	定義書に記載
46.鹿児島県		有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課	R3.5国要領の準拠を示す県仕様書入手済み (前回H30調査時は県様式集、鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書より整理) 鹿児島県にR3.5国要領の準拠を照会済み。
47.沖縄県	50㎡以下	有り	定義書では 延床面積を 単位:㎡ 少数以下2桁まで数値入力								沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(建物利用)	要領、定義書に記載 データ定義書(素案)令和3年12月作成中
	75㎡以下											
	150㎡以下											
	500㎡以下											
	1500㎡以下											
	3000㎡以下											
3000㎡超												
不明												

【建築年】

都道府県名・項目	実数値 入力 の有無	国要領項目・技術資料コード								出典		備考	
		昭和46年以前	昭和47年～ 昭和56年	昭和57年～ 平成元年	平成2年～ 平成11年	平成12年～ 平成21年	平成22年～ 平成31年 (令和元年)	令和2年～	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省 都市局 利用・提供の観点の踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都 市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第 2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			
1.北海道	昭和46年以前 昭和47年～昭和56年 昭和57年～平成元年 平成2年～平成11年 平成12年～平成21年 平成22年～ 不明	有り	要領では 西暦で整数入力 左記項目は、要領の建築年集計様式の項目								都市計画基礎調査 実施要領 令和2年(2020年)11月 北海道建 設部まちづくり局都市計画課		要領に記載
2.青森県											令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県土木整備部都市計画課 ※定義書類、コード表は現時点では未策定	要領に記載なし	
3.岩手県	昭和46年以前 昭和47年～昭和56年 昭和57年～平成元年 平成2年～平成11年 平成12年～平成21年 平成22年～	有り	定義書では、建築年を文字入力 (例:平成27年) 左記項目は要領の 建築年別現況図の凡例								建築年不明	H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト	要領、定義書に記載
4.宮城県	平成6年以前 平成7～11年 平成12～16年 平成17～21年 平成22～26年 平成27～令和2年	有り	1	2	3	4	5	6			令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和 3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210	要領、定義書に記載	
5.秋田県		有り	五城目町調書様式では 西暦で整数入力								0	R2調査項目一覧及び五城目町建物利用現況調査	秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準 じて調査を実施しており、独自の要領等は作成しておりま せん。」県要領なし (前回H30調査時も国要領に準拠で ある。) 五城目町を参考に整理
6.山形県		有り	国要領及び技術資料の内容に準拠										山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利 用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出 資料はない旨報告します。」受領資料なし (前回H30調 査時も国要領に準拠の回答)
7.福島県		有り	要綱では、建築年次を西暦年4桁で整数入力									福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部	要綱に記載
8.茨城県											都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市 計画課 都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県 土木部都市局都市計画課	要領、定義書に記載なし	
9.栃木県		有り	コード表では西暦で入力									令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県土木部 整備部都市計画課 【栃木県】建物利用現況コード表	コード表に記載
10.群馬県	昭和46年以前 昭和47年～昭和56年 昭和57年～平成元年 平成2年～平成11年 平成12年～平成21年 平成22年～	有り	定義書では、「yyyy」で整数入力 左記項目は要領の 建築年別現況図の凡例									群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県 都市計画基礎調査実施協議会 群馬県 都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月	要領、定義書に記載
11.埼玉県											都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26 日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 定義書 GISデータ	要領への記載なし 建物利用現況調査なし	
12.千葉県											第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)、【参考】建築物動態調査(DB定義・コード表)	要領、定義書への記載なし	
13.東京都											(実施要領・別紙2)令和3年度区部土地利用現況調査_データベ ース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮 称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計 画課	要領、定義書への記載なし	

(つづき)

都道府県名・項目	実数値 入力 の有無	国要領項目・技術資料コード								出典		備考	
		昭和46年以前	昭和47年～ 昭和56年	昭和57年～ 平成元年	平成2年～ 平成11年	平成12年～ 平成21年	平成22年～ 平成31年 (令和元年)	令和2年～	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省 都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都 市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第 2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			
14.神奈川県		901	902	903	904	905	906	907	911	第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県 土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(—令和2年度都市計画基 礎調査(R3・R4)への適用—) 令和3年3月 神奈川県土整備 局都市部都市計画課 第11回都市計画基礎調査の手引き(オープンデータ化編) 令和3年 2月 神奈川県土整備局都市部都市計画課	要領、定義書への記載なし 建物建築年調査の定義書等は令和5年度作成予定。 オープンデータは行わない予定。		
15.新潟県	昭和46年以前 昭和47年～昭和56年 昭和57年～平成元年 平成2年～平成11年 平成12年～平成21年 平成22年～ 不明	有り 西暦で 整数入 力	901	902	903	904	905	906	911	新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市 局都市政策課 平成30年度新潟市都市計画基礎調査 GIS データ定義書(シェ ェプファイル版) 平成31年3月15日	要領、定義書に記載		
16.富山県		有り 年を整数 入力、西 暦・和暦 は任意	国要領及び技術資料の内容に準拠								富山県 仕様書(H30基礎調査)	富山県回答で、「富山県独自要領はなく、国交省要領に 基づいて調査を行っています。」H25.6国要領の準拠を示 す県仕様書とコメントあり 県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)	
17.石川県	昭和46年以前 昭和47年～昭和56年 昭和57年～平成元年 平成2年～平成11年 平成12年～平成21年 平成22年～平成31年 令和2年～ 不明	有り	901	902	903	904	905	906	907	911	都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課 (定義・様式)土地利用、建物現況 各種調査のコード表	定義・様式に記載 石川県回答でH31.3国要領に準拠	
18.福井県											建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区 域】コード表	定義書への記載なし	
19.山梨県											山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県土整備部都市計画 課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。	要領、定義書への記載なし	
20.長野県		有り	要領、定義書では、建築年を西暦で整数入力。 調査は地区別棟数で「0～4年、5～9年、10～14年、15～19年、20～24年、25～29年、30年以上(S57以降)、30年以上(S56以 前)、不明」の建物年齢で整理。								都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建 設部都市・まちづくり課 14伊那市GIS定義書H30、34千曲市GIS定義書R2	要領、定義書に記載 建築年ではなく建物年齢で整理	
21.岐阜県	昭和46年以前 昭和47年～昭和56年 昭和57年～平成元年 平成2年～平成11年 平成12年～平成21年 平成22年～	有り	定義書では 建物建築年を整数で入力 左記項目は要領の 建築年別現況図の凡例								第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建設部都市政策 課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)	要領、定義書に記載	
22.静岡県		有り	建築年(文字列)西暦または和暦(元号区分が M,T,S,H,R以外場合は定義を明確にすること。)								不明	都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局 都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都 市計画課	要領、定義書に記載
23.愛知県	昭和45年以前 昭和46年～昭和56年 昭和57年以降	有り	定義書では 建築年月日を実数入力 例:20110525(西暦表示) 左記項目は、要領の建築年現況図の凡例区分								例:20110000	愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度～令和7年度) 令和2 年8月(令和2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課 GISデータ定義書(R2.11)	要領、定義書に記載
24.三重県	昭和46年以前 昭和47年～昭和56年 昭和57年～平成元年 平成2年～平成11年 平成12年～平成21年 平成22年～ 不明	有り 建築年 月日 西暦 (例:20200 331)	901	902	903	904	905	906	911	三重県都市計画基礎調査要領 (令和3年6月改定版) 三重県 土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和3 年(2021年)6月 三重県土整備部都市政策課	定義書に記載		

(つづき)

都道府県名・項目	実数値 入力 の有無	国要領項目・技術資料コード								出典		備考
		昭和46年以前	昭和47年～ 昭和56年	昭和57年～ 平成元年	平成2年～ 平成11年	平成12年～ 平成21年	平成22年～ 平成31年 (令和元年)	令和2年～	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省 都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都 市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第 2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
25.滋賀県	有り	901	902	903	904	905	906	907	911	特記仕様書(抜粋)	仕様書中にH25.6国要領の準拠の記載。 滋賀県回答でH25.6国要領に準拠。	
26.京都府	有り	901								京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月	要領、定義書に記載	
	建築年		902									
				903								
					904							
						905						
						906						
									911			
27.大阪府										平成30年度都市計画基礎調査調査要領(建物土地利用度、建物 年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積)平成30 年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書(基礎調査)	要領では、家屋課税台帳等より、建物年齢10区分の延床 面積を調査し、町丁目ゾーン別に集計しシェープ形式で整 理のため棟毎のデータはない。 【参考】建物年齢10区分 昭和40年以前、昭和41年～昭和50年、昭和51年～昭和55年、 昭和56年～昭和60年、昭和61年～平成2年、平成3年～平成7 年、平成8年～平成12年、平成13年～平成17年、平成18年～ 平成23年、平成24年～平成29年	
28.兵庫県	有り	定義書では、建築年次を西暦年を整数入力								都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部ま ちづくり局都市計画課(GIS定義書部分含む)	要綱に記載	
29.奈良県	有り	建築年次は、建物の固定資産課税台帳データ、公有財産台帳データより 年で取得								平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県	要綱に記載	
30.和歌山県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和 歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課	仕様書中にR3.5国要領の準拠の記載のため、R3.5国要 領に準拠とした。県要領なし(前回H30調査時もH25.6国 要領に準拠である。)	
31.鳥取県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県県土整 備部技術企画課	R3.7県要領内にR3.5国要領P32～37に準拠を記載	
32.島根県										松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改 訂版 島根県土木部都市計画課 ※現時点でコードは未設定	要綱に記載なし	
33.岡山県	有り	国要領の内容に準拠								岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土 木部都市局都市計画課 ※県定義書未策定・コード指定なし(県連絡あり)	岡山県要領に建物調査は対象外と記載 前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県 に照会し「国要領に準拠との照会回答あり」のため、前 回のH25.6国要領を準拠のままとした。今回もH25.6国要 領を準拠を照会済み。	
34.広島県	有り	901								広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況) データベース製品仕様書(建物利用現況)	要領、定義書に記載	
	西暦年 度		902									
				903								
					904							
						905						
						906						
									911			
35.山口県	有り	定義書では 建物建築年を整数で入力 左記項目は要領の 建築年別現況図の凡例								平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書	要領、定義書に記載	
36.徳島県										平成30年度 徳島県都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 平成30年度 徳島県都市計画区域他都市計画基礎調査業務実 施方法 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 徳島県 都市計画基礎調査業務GISデータ定義書	要領、業務実施方法、定義書に記載なし 業務実施方法では、家屋台帳等より階数、構造、建築年 代、建築面積、延床面積を町丁目・字の単位で集計し、町 丁目・字の単位のシェープファイルで整理となっており、棟 毎のデータはない。	
37.香川県	有り	定義書では 建物の建築年次を西暦で数値で入力								0	香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月	定義書に記載 香川県にH25.6国要領を準拠を照会済み。
38.愛媛県	有り	国要領及び技術資料の内容に準拠								都市計画基礎調査委託業務仕様書	愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分の コード等も国要領に準拠しており、独自に定めている項目 もなく実施要領未策定」 H31.3国要領の準拠を示す県仕様書は入手済み 愛媛県にH31.3国要領の準拠を照会済み。	

(つづき)

都道府県名・項目	実数値 入力 の有無	国要領項目・技術資料コード								出典		備考
		昭和46年以前	昭和47年～ 昭和56年	昭和57年～ 平成元年	平成2年～ 平成11年	平成12年～ 平成21年	平成22年～ 平成31年 (令和元年)	令和2年～	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省 都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都 市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第 2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
39.高知県	有り									9999	高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県 都市計画課(GIS定義書編含む)	定義書に記載
40.福岡県	有り 西暦年 不明99	901	902	903	904	905					令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県	要領、定義書に記載
41.佐賀県	有り									9999	各都市計画区域定義書(伊万里市、白石町、江北町)	定義書に記載
	有り										各都市計画区域定義書(鹿島市、嬉野市、神崎市、小城市、多久 市、鳥栖市、基山町、武雄市、有田町)	各都市計画区域定義書に記載
	有り									0	佐賀東部都市計画区域定義書(上峰町・吉野ヶ里町)	定義書に記載
	有り										唐津都市計画区域定義書	定義書に記載
42.長崎県	有り										都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース 定義書 平成26年3月 長崎県	要領、定義書に記載
43.熊本県	有り 建築年 西暦	901	902	903	904	905					令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊 本県土木部道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領(GIS定義書) 令 和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課	要領、定義書に記載
44.大分県	有り										大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3 年3月 大分県都市・まちづくり推進課	要領に記載
45.宮崎県											平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備 部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31 年3月	要領、定義書に記載なし
46.鹿児島県	有り										令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土 木部都市計画課	R3.5国要領の準拠を示す県仕様書入手済み (前回H30調査時は県様式集、鹿児島県都市計画基礎調 査実施仕様書より整理) 鹿児島県にR3.5国要領の準拠を照会済み。
47.沖縄県	有り										沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土 木建築部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令 和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(建物利 用)	要領、定義書に記載 データ定義書(素案) 令和3年12月作成中

【耐火構造種別】

都道府県名・項目		国要領項目・技術資料コード				出典	備考
		耐火	準耐火	その他	不明		
		1001	1002	1003	1011		
1.北海道	木造(木造・土蔵造)			11		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎 調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国 土交通省都市局	備考
	準耐火(未分類① (21or22or23))		20				
	準耐火(鉄骨造)		21				
	準耐火(軽量鉄骨造)		22				
	準耐火(れんが造、コンクリートブ ロック造、石造)		23				
	耐火(未分類②(31or32))	30					
	耐火(鉄骨鉄筋コンクリート造)	31					
	耐火(鉄筋コンクリート造、鉄筋コン クリートブロック造)	32					
2.青森県					令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11 月 青森県県土整備部都市計画課 ※定義書類、コード表は現時点では未策定	要領に記載なし	
3.岩手県	耐火 準耐火 その他	定義書では 左記項目を文字入力				H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト	要領、定義書に記載
4.宮城県					令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮 城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210	要領、定義書に記載なし	
5.秋田県	耐火 準耐火 その他 不明	五城目町調書様式では 左記国要領と同一項目を文字入力				R2調査項目一覧及び五城目町建物利用現況調書	秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準 じて調査を実施しており、独自の要領等は作成しておりま せん。」県要領なし（前回H30調査時も国要領に準拠であ る。）
6.山形県		国要領及び技術資料の内容に準拠					山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用 現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資 料はない旨報告します。」受領資料なし（前回H30調査時 も国要領に準拠の回答）
7.福島県					福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部	要綱に記載なし	
8.茨城県					都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課 都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市 局都市計画課	要領、定義書に記載なし	
9.栃木県					令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県県土整備部都市計 画課 【栃木県】建物利用現況コード表	要領、コード表に記載なし	
10.群馬県					群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基 礎調査実施協議会 群馬県 都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月	要領、定義書に記載なし	
11.埼玉県					都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 定義書 GISデータ	要領への記載なし 建物利用現況調査なし	
12.千葉県					第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)、【参考】建築物動態調査(DB定義・コード表)	要領、定義書への記載なし	
13.東京都	耐火 (耐火構造物)	11				(実施要領・別紙2) 令和3年度区部土地利用現況調査_データベース定義書	定義書に記載
	準耐火 (耐火構造物)		12				
	防火造 (木構造)				21		
	木造 (木構造)				22		

(つづき)

都道府県名・項目		国要領項目・技術資料コード				出典	備考
		耐火	準耐火	その他	不明		
		1001	1002	1003	1011		
14.神奈川県						都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎 調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国 土交通省都市局	
						第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県県土整備局都 市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(—令和2年度都市計画基礎調査 (R3・R4)への適用—) 令和3年3月 神奈川県県土整備局都市部都市計画 課 第11回都市計画基礎調査の手引き(オープンデータ化編) 令和3年2月 神奈 川県県土整備局都市部都市計画課	要領、定義書への記載なし
15.新潟県	耐火	1001				新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策 課 平成30年度新潟市都市計画基礎調査 GIS データ定義書(シェープファイル 版) 平成31年3月15日	要領、定義書に記載
	準耐火		1002				
	その他			1003			
	不明				1011		
16.富山県		国要領及び技術資料の内容に準拠				富山県_仕様書(H30基礎調査)	富山県回答で、「富山県独自要領はなく、国交省要領に基 づいて調査を行っています。」H25.6国要領の準拠を示す県 仕様書とコメントあり 県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)
17.石川県						都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課 (定義・様式)土地利用、建物現況 各種調査のコード表	定義書に記載なし 石川県回答でH31.3国要領に準拠
18.福井県						建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表	定義書への記載なし
19.山梨県						山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県県土整備部都市計画課 平成26 年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。	要領、定義書への記載なし
20.長野県						都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建設部都市・ まちづくり課 09岡谷市GIS定義書H28、14伊那市GIS定義書H30	要領、定義書に記載なし
21.岐阜県	耐火	1				第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建築部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)	定義書に記載
	準耐火		2				
	その他			3			
22.静岡県		定義書では文字列で耐火等入力			不明	都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課	定義書に記載
23.愛知県						愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度～令和7年度) 令和2年8月(令和 2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 GISデータ定義書(R2.11)	要領、定義書への記載なし
24.三重県	耐火	1001				三重県都市計画基礎調査要領 (令和3年6月改定版) 三重県県土整備部都 市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和3年(2021年) 6月 三重県県土整備部都市政策課	定義書に記載
	準耐火		1002				
	その他			1003			
	不明				1011		
25.滋賀県		国要領の内容に準拠				特記仕様書(抜粋)	仕様書中にH25.6国要領の準拠の記載。 滋賀県回答でH25.6国要領に準拠。
26.京都府	耐火	1001				京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31 年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月	要領、定義書に記載
	準耐火		1002				
	その他			1003			
	不明				1011		

(つづき)

都道府県名・項目		国要領項目・技術資料コード				出典	備考
		耐火	準耐火	その他	不明		
		1001	1002	1003	1011		
27.大阪府						都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	
28.兵庫県						平成30年度都市計画基礎調査調査要領(建物土地利用度、建物年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積)平成30年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書(基礎調査)	要領、定義書に記載なし
29.奈良県						都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書部分含む)	要綱に記載なし
30.和歌山県		国要領及び技術資料の内容に準拠				平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県	要領に記載なし
31.鳥取県		国要領及び技術資料の内容に準拠				令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課	仕様書中にR3.5国要領の準拠の記載のため、R3.5国要領に準拠とした。県要領なし(前回H30調査時もH25.6国要領に準拠である。)
32.島根県						鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県県土整備部技術企画課	R3.7県要領内にR3.5国要領P32～37に準拠を記載
33.岡山県		国要領の内容に準拠				松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※現時点でコードは未設定	要綱に記載なし
34.広島県		1001	1002	1003	1011	岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 ※県定義書未策定・コード指定なし(県連絡あり)	岡山県要領に建物調査は対象外と記載 前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県に照会し「国要領に準拠との照会回答あり」のため、前回のH25.6国要領を準拠のままとした。今回もH25.6国要領を準拠を照会済み。
35.山口県	耐火	1	2	3	9	広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況)データベース製品仕様書(建物利用現況)	要領に記載
	準耐火						
	その他						
	不明						
36.徳島県						平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書	要領、定義書に記載
37.香川県						平成30年度 徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 平成30年度 徳島東部都市計画区域他都市計画基礎調査業務実施方法 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 徳島県 都市計画基礎調査業務GISデータ定義書	要領、業務実施方法、定義書に記載なし
38.愛媛県		国要領及び技術資料の内容に準拠				香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月	要領、定義書に記載なし 香川県にH25.6国要領を準拠を照会済み。
39.高知県						都市計画基礎調査委託業務仕様書	愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分のコード等も国要領に準拠しており、独自に定めている項目もなく実施要領未策定」 H31.3国要領の準拠を示す県仕様書は入手済み 愛媛県にH31.3国要領の準拠を照会済み。
						高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課(GIS定義書編含む)	要領、定義書に記載なし

(つづき)

都道府県名・項目		国要領項目・技術資料コード				出典		備考	
		耐火	準耐火	その他	不明				
		1001	1002	1003	1011			都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎 調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国 土交通省都市局	
40.福岡県	耐火	1001						令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県	
	準耐火		1002						
	その他			1003					
	不明				1011				
41.佐賀県	耐火構造の建築物	1						各都市計画区域定義書(伊万里市、白石町、江北町)	
	非耐火構造の建築物			2					
	耐火	定義書では 左記項目を文字列で入力						各都市計画区域定義書(鹿島市、嬉野市、武雄市、有田町)	
	準耐火								
	その他								
		定義書では 文字列で入力			—			佐賀東部都市計画区域定義書(上峰町、吉野ヶ里町)	
	耐火	1						各都市計画区域定義書(神崎市、小城市、多久市、唐津市)	
	準耐火		2						
その他			3						
対象外					8				
不明				9					
未調査					0				
42.長崎県	耐火	要領では、建築確認申請に基づき、耐火、準 耐火造、その他の別を区分し文字入力					都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4 月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース定義書 平 成26年3月 長崎県	要領に記載	
	準耐火								
	その他								
43.熊本県	耐火	1001					令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊本県土木部 道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領(GIS定義書) 令和3年7月 熊 本県土木部道路都市局都市計画課	要領、定義書に記載	
	準耐火		1002						
	その他			1003					
	不明				1011				
44.大分県	耐火	要領では、左記項目を文字入力 左記項目は、調書様式の項目					大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分 県都市・まちづくり推進課	要領に記載	
	準耐火								
	その他								
	不明								
45.宮崎県						平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備部都市計 画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月	要領、定義書に記載なし		
46.鹿児島県		国要領及び技術資料の内容に準拠					令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計 画課	R3.5国要領の準拠を示す県仕様書入手済み (前回H30調査時は県様式集、鹿児島県都市計画基礎調 査実施仕様書より整理) 鹿児島県にR3.5国要領の準拠を照会済み。	
47.沖縄県	耐火	要領では、左記項目を文字入力 左記項目は、調書様式の項目					沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都 市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(建物利用)	要領、定義書に記載 データ定義書(素案)令和3年12月作成中	
	準耐火								
	その他								
	不明								

【高さ】

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード													出典	備考	
		5m以下	10m以下	12m以下	15m以下	20m以下	25m以下	30m以下	35m以下	40m以下	45m以下	45m超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局			
		1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1121				
1.北海道		有り 計算値	要領では、mで小数第2位を四捨五入して実数入力、建物高さは、階高を使用した「換算高さ」(計算値)の入力を基本とする (例: 建物の高さ=建物階数×階高係数) 新たな建築物は建築計画概要書の「最高高さ」を入力													都市計画基礎調査 実施要領 令和2年(2020年)11月 北海道建設部まちづくり局都市計画課	要領に記載
2.青森県	5m以下 10m以下 12m以下 15m以下 20m以下 25m以下 30m以下 35m以下 40m以下 45m以下 45m超 不明	有り	要領の調査項目に、「現地調査を基本とする」と記載 ※1)航空測量による高さデータがある場合はそのデータを使用。 ※2)データがない場合は建物階数に階高係数をかけ合わせて算出。 ※3)階高係数は『都市計画基礎調査実施要領(第4版)令和3年5月 国土交通省都市局』の掲載が参考 (階高係数を用いた建物の高さの算出方法例) 建物の高さ=建物階数×階高係数 左記項目は要領の 建物高さ別現況図の凡例													令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県県土整備部都市計画課 ※定義書類、コード表は現時点では未策定	要領に記載
3.岩手県																H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト	要領、定義書に記載なし
4.宮城県																令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210	要領、定義書に記載なし
5.秋田県																R2調査項目一覧及び五城目町建物利用現況調査書	秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準じて調査を実施しており、独自の要領等は作成していません。」県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠である。) 五城目町を参考に整理
6.山形県		有り	国要領及び技術資料の内容に準拠														山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資料はない旨報告します。」受領資料なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)
7.福島県																福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部 都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課	要綱に記載なし
8.茨城県																都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課	要領、定義書に記載なし
9.栃木県																令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県県土整備部都市計画課 【栃木県】建物利用現況コード表	要領、コード表に記載なし
10.群馬県																群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県 都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月	要領、定義書に記載なし
11.埼玉県																都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 定義書 GISデータ	要領への記載なし 建物利用現況調査なし
12.千葉県		有り	【市町村独自による任意調査について】 ②建物利用現況の補足調査について ・本調査の建物利用現況は建築物用途のみに限定しているが、市町村の独自調査として、本調査とあわせて建築物の階数、高さ、構造、床面積などを補足調査することも有効である。 定義書では建物高さを入力													第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)、【参考】建築物動態調査(DB定義・コード表)	要領P50、定義書に記載
13.東京都		有り	定義書では 建物の高さを 単位:m、小数点以下2桁まで数値入力													(実施要領・別紙2)令和3年度区部土地利用現況調査 データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	定義書に記載

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード													出典	備考
		5m以下	10m以下	12m以下	15m以下	20m以下	25m以下	30m以下	35m以下	40m以下	45m以下	45m超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
		1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1121			
14.神奈川県														第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県国土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(一令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用) 令和3年3月 神奈川県国土整備局都市部都市計画課 第11回都市計画基礎調査の手引き(オープンデータ化編)令和3年2月 神奈川県国土整備局都市部都市計画課	要領、定義書に記載なし	
15.新潟県	5m以下	1101												新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課 平成30年度新潟市都市計画基礎調査 GIS データ定義書(シェープファイル版) 平成31年3月15日	要領、定義書に記載	
	10m以下		1102													
	12m以下			1103												
	15m以下				1104											
	20m以下					1105										
	25m以下						1106									
	30m以下							1107								
	35m以下								1108							
	40m以下									1109						
	45m以下										1110					
	45m超											1111				
不明												1121				
16.富山県														富山県 仕様書(H30基礎調査)	富山県回答で、「富山県独自要領はなく、国交省要領に基づいて調査を行っています。」H25.6国要領の準拠を示す県仕様書とコメントあり 県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)	
17.石川県														都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課 (定義・様式)土地利用、建物現況 各種調査のコード表	定義書に記載なし 石川県回答でH31.3国要領に準拠	
18.福井県	3m(1階)	1												建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表	定義書に記載 要領には 階数×3mとして想定 と記載	
	6m(2階)		2													
	9m(3階)		3													
	12m(4階)			4												
	15m(5階)				5											
	18m(6階)					6										
	21m(7階)						7									
	24m以上(8階以上)								8							
19.山梨県														山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県国土整備部都市計画課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。	要領、定義書に記載なし	
20.長野県														都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 09岡谷市GIS定義書H28、14伊那市GIS定義書H30	要領、定義書に記載なし	
21.岐阜県														第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建設部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)	要領、定義書に記載なし	
22.静岡県														都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課	要領、定義書に記載なし 静岡県で(都市計画区域内全域)取得する3次元点群データを持って都市計画基礎調査の高さ情報とする。	
23.愛知県	建物高さ10m未満	有り	11-1-2 建物利用現況(オプション項目) 建物利用現況の調査結果をベースに、最新の住宅地図や航空写真、固定資産課税台帳・家屋図、現地調査などより、建物の高さや空き家の調査を行う。 左記項目は、要領の建物高さ別現況図の凡例											愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度～令和7年度) 令和2年8月(令和2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 GISデータ定義書(R2.11)	要領P103に記載 定義書に記載なし	
	建物高さ10m以上20m未満															
	建物高さ20m以上															

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード													出典	備考
		5m以下	10m以下	12m以下	15m以下	20m以下	25m以下	30m以下	35m以下	40m以下	45m以下	45m超	不明	都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局		
24.三重県	5m以下	1101													三重県都市計画基礎調査要領(令和3年6月改定版) 三重県 県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和3年(2021年)6月 三重県県土整備部都市政策課	定義書に記載
	10m以下		1102													
	12m以下			1103												
	15m以下				1104											
	20m以下					1105										
	25m以下						1106									
	30m以下							1107								
	35m以下								1108							
	40m以下									1109						
	45m以下										1110					
45m超											1111					
不明												1121				
25.滋賀県														特記仕様書(抜粋)	仕様書中にH25.6国要領の準拠の記載。 滋賀県回答でH25.6国要領に準拠。	
26.京都府														京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月	要領、定義書に記載なし	
27.大阪府														平成30年度都市計画基礎調査要領(建物土地利用度、建物年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積)平成30年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書(基礎調査)	要領、定義書に記載なし	
28.兵庫県		有り	定義書では 建物・高さ(地上)mで整数入力、建物・高さ(地下)mで整数入力										都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書部分含む)	要綱に記載		
29.奈良県														平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県	要綱に記載なし	
30.和歌山県		有り	国要領及び技術資料の内容に準拠										令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課	仕様書中にR3.5国要領の準拠の記載のため、R3.5国要領に準拠とした。県要領なし(前回H30調査時もH25.6国要領に準拠である。)		
31.鳥取県		有り	国要領及び技術資料の内容に準拠										鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県県土整備部技術企画課	R3.7県要領内にR3.5国要領P32~37に準拠を記載		
32.島根県														松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※現時点でコードは未設定	要綱に記載なし	
33.岡山県														岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 ※県定義書未策定・コード指定なし(県連絡あり)	H25.6国要領に記載なし 岡山県要領に建物調査は対象外と記載 前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県に照会し「国要領に準拠との照会回答あり」のため、前回のH25.6国要領を準拠のままとした。 今回もH25.6国要領を準拠を照会済み。	
34.広島県	5m以下	1101												広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況) データベース製品仕様書(建物利用現況)	要領に記載 今年度の基礎調査業務の中で、実施要領等の改訂に向けて調整中 要領では、建築確認申請、建物階数等のデータに基づき、建物の高さを算出 (例:建物の高さ=建物階数×階高係数)	
	10m以下		1102													
	12m以下			1103												
	15m以下				1104											
	20m以下					1105										
	25m以下						1106									
	30m以下							1107								
	35m以下								1108							
	40m以下									1109						
	45m以下										1110					
45m超											1111					
不明												1121				
35.山口県														平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書	要領、定義書に記載なし	

(つづき)

都道府県名・項目	実数値の 入力 有無	国要領項目・技術資料コード													出典	備考
		5m以下	10m以下	12m以下	15m以下	20m以下	25m以下	30m以下	35m以下	40m以下	45m以下	45m超	不明			
		1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1121			
36.徳島県														都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局	備考	
37.香川県														平成30年度 徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県国土整備部都市計画課 平成30年度 徳島東部都市計画区域他都市計画基礎調査業務実施方法 平成31年3月 徳島県国土整備部都市計画課 徳島県 都市計画基礎調査業務GISデータ定義書	要領、業務実施方法、定義書に記載なし	
38.愛媛県														香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月	要領、定義書に記載なし 香川県にH25.6国要領を準拠を照会済み。	
39.高知県	有り	定義書では 建物の最高高さを 単位:m、小数点以下2桁まで数値表示											高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課(GIS定義書編含む)	定義書に記載		
40.福岡県	5m以下	無し	101													
	10m以下			102												
	12m以下				103											
	15m以下					104										
	20m以下						105									
	25m以下							106								
	30m以下								107							
	35m以下									108						
	40m以下										109					
	45m以下											110				
45m超												111				
不明													121			
41.佐賀県														各都市計画区域定義書	各都市計画区域定義書に記載なし	
42.長崎県														都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース定義書 平成26年3月 長崎県	要領、定義書に記載なし	
43.熊本県														令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領(GIS定義書) 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課	要領、定義書に記載なし	
44.大分県	5m以下	有り 計算値	要領では、建物高さは、階高を使用した「換算高さ」(計算値)の入力を基本とする (建物の高さ=建物階数×階高係数) 新たな建築物は建築計画概要書の「最高高さ」を入力。不明は「0」を入力。 左記項目は、要領の集計表の項目											大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分県都市・まちづくり推進課	要領に記載 要領では、「必要に応じて、登記簿等のデータに基づき、建物の高さを算出する。」とある。	
	10m以下															
	12m以下															
	15m以下															
	20m以下															
	25m以下															
	30m以下															
	35m以下															
	40m以下															
	45m以下															
45m超																
不明																
45.宮崎県														平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県国土整備部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月	要領、定義書に記載なし	

(つづき)

都道府県名・項目		実数値 の入力 有無	国要領項目・技術資料コード											出典	備考	
			5m以下	10m以下	12m以下	15m以下	20m以下	25m以下	30m以下	35m以下	40m以下	45m以下	45m超	不明		都市計画基礎調査実施要領(第4版) 令和3年5月 国土交通省都市局 利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料(第2版) 令和3年5月 国土交通省都市局
			1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1121		
46.鹿児島県		有り	国要領及び技術資料の内容に準拠											令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課	R3.5国要領の準拠を示す県仕様書入手済み (前回H30調査時は県様式集、鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書より整理) 鹿児島県にR3.5国要領の準拠を照会済み。	
47.沖縄県	5m以下 10m以下 12m以下 15m以下 20m以下 25m以下 30m以下 35m以下 40m以下 45m以下 45m超 不明	有り 計算値	要領では、航空測量、建築確認申請、建物階数等のデータに基づき、建物の高さを算出 (例: 建物の高さ=建物階数×階高係数) 定義書でコードは未設定 左記項目は要領の集計表の項目											沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(建物利用)	要領、定義書に記載 データ定義書(素案) 令和3年12月作成中	

【空家（空家、空き店舗等）】

都道府県名	調査内容	調査対象	コード等入力方法	出典	備考
1.北海道				都市計画基礎調査 実施要領 令和2年(2020年)11月 北海道建設部まちづくり局都市計画課	要領に記載なし(未対応)
2.青森県	建物利用現況調査の建築物用途分類表で、5.住宅に(2)空家、2商業施設の(8)空き店舗が設けられている。 空家・空き店舗については空家実態調査を実施している場合のみ、結果を反映させる。	空家、空き店舗	5.住宅に(2)空家設定有り 2商業施設の(8)空き店舗設定有り	令和4年度 青森県都市計画基礎調査実施要領 都市計画区域用 令和3年11月 青森県県土整備部都市計画課 ※定義書類、コード表は現時点では未策定	要領P47・48に記載
3.岩手県				H28年度岩手県都市計画基礎調査 実施要領 H28年度岩手県都市計画基礎調査 調査データレイアウト	要領、定義書に記載なし
4.宮城県				令和3年度 仙塩地区都市計画基礎調査現況調査実施要領 令和3年7月 宮城県土木部都市計画課 仙塩広域データ定義書211210	要領、定義書に記載なし
5.秋田県				R2調査項目一覧及び五城目町建物利用現況調査	調書様式に項目なし 秋田県回答は、「当県においては、H31.3国実施要領に準じて調査を実施しており、独自の要領等は作成しておりません。」県要領なし（前回H30調査時も国要領に準拠である。） 五城目町を参考に整理
6.山形県	国要領及び技術資料の内容に準拠				山形県回答で、「本県ではR3.5国要領に準拠し、土地利用現況及び建物利用現況の調査を行っているため、提出資料はない旨報告します。」受領資料なし（前回H30調査時も国要領に準拠の回答）
7.福島県				福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部	要綱に記載なし
8.茨城県	(4)空き店舗等の取り扱い 空き店舗等については、作図を行う。 県への提出図面には、空き店舗等の記号表示は求めない。但し、各市町村の判断により記号表示をする場合は、建物の上に「E」を表示すること。	単独の空き店舗、複合建築物の空き店舗、併用住宅	■空き店舗の有無 「E」をテキスト入力 ■空き店舗の区分 1.単独の空き店舗 2.複合建築物の空き店舗 3.併用住宅(住宅部分も含めて使用されていない) 4.併用住宅(店舗や作業所部分のみ使用されていない)	都市計画基礎調査要領 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課 都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 令和3年3月 茨城県土木部都市局都市計画課	要領P91、定義書P105に記載
9.栃木県				令和2年度都市計画基礎調査要綱 令和2年11月 栃木県県土整備部都市計画課 【栃木県】建物利用現況コード表	要領、コード表に記載なし
10.群馬県	自治会への照会、水道使用者情報等により、空き家候補の精査を行う	空き家	ポイントデータとして作成	群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成27年9月 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県 都市計画基礎調査データベース定義書 平成27年9月	要綱P36に記載
11.埼玉県	平成25年1月1日から令和2年12月31日までの年ごとに、「建物・複合建物」「共同住宅」「戸建住宅」について、地域経済分析システム(RESAS)の公表値を基に、空き家の状況調査を作成する。	建物・複合建物、共同住宅、戸建住宅	件数で整理	都市計画基礎調査(基準年令和2年)マニュアル令和3年10月26日更新版 埼玉県都市整備部都市計画課 定義書 GISデータ	要領P36に記載
12.千葉県	【市町村独自による任意調査について】 ①空家調査について 建物利用現況調査の建築物用途別分類表で、No.22空家が設けられている。 市町村が独自に実施した空家状況の既存調査結果を建物利用現況図【図5-1】に図示する場合は、「22 空家」の区分を追加	空家(任意)	建物用途コード 空家 22	第11回都市計画基礎調査マニュアル(令和3年度調査)Ver1.0 令和3年3月 千葉県県土整備部 都市整備局 都市計画課 コード表(抜粋)	要領P49に記載
13.東京都				(実施要領・別紙2) 令和3年度区部土地利用現況調査_データベース定義書 都市計画基礎調査に関する調査業務委託調査実施マニュアル(仮称) 令和3年3月 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	要領、定義書に記載なし

(つづき)

都道府県名	調査内容	調査対象	コード等入力方法	出典	備考
14.神奈川県				第11回都市計画基礎調査の手引き 令和2年10月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(一令和2年度都市計画基礎調査(R3・R4)への適用) 令和3年3月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課 第11回都市計画基礎調査の手引き(オープンデータ化編)令和3年2月 神奈川県県土整備局都市部都市計画課	要領、定義書に記載なし
15.新潟県	建物用途現況図にて、20.空家が設定されている。 ※「20.空き家」の取扱い(定義)については、実施自治体の今後の活用方針や資料等の状況などをもとに、適宜判断する。【R03 国要領 P35 より】	空き家、空き店舗等	建物用途コード 空き家 20	新潟県都市計画基礎調査要領 令和3年10月 新潟県土木部都市局都市政策課 平成30年度新潟県都市計画基礎調査 GIS データ定義書(シェーブファイル版) 平成31年3月15日	要領P45に記載
16.富山県				富山県 仕様書(H30基礎調査)	富山県回答で、「富山県独自要領はなく、国交省要領に基づいて調査を行っています。」H25.6国要領の準拠を示す県仕様書とコメントあり 県要領なし(前回H30調査時も国要領に準拠の回答)
17.石川県				都市計画基礎調査要綱(令和元年度) 石川県土木部都市計画課 (定義・様式)土地利用、建物現況 各種調査のコード表	定義書に記載なし 石川県回答でH31.3国要領に準拠
18.福井県				建物利用現況、土地利用現況のデータ定義書 令和2年度都市計画基礎調査及びデータ分析【福井都市計画区域】コード表	定義書に記載なし
19.山梨県	建物利用現況調査の建築物用途区分で、25.空き家等(空き家、空き店舗・事務所、空き工場等)が設けられている。	空き家、空き店舗・事務所、 空き工場等	建物用途コード 空き家等 25	山梨県都市計画基礎調査実施要領 山梨県県土整備部都市計画課 平成26年3月(抜粋版) ※実施要領にIV GIS作成要領の記載あり。	要領P38、定義書P93に記載
20.長野県				都市計画基礎調査実施要領(調査様式) 令和3年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 09岡谷市GIS定義書H28、14伊那市GIS定義書H30	要領、定義書に記載なし
21.岐阜県	データの作成方法に方向性が記載 空き家や空き店舗を区分することも考えられる。更に、共同住宅や事務所の空室状況を把握することも考えられる。この場合、水道の利用状況等により把握すると効率的である。			第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建築部都市政策課 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)	要領には一部方向性が記載 定義書に記載なし
22.静岡県	建物用途別現況図の棟別に空間データ属性を入力する。	空き家、空き店舗	空き家(文字列) 空き店舗(文字列) 不明は「-」	都市計画基礎調査要綱 令和3年版 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課	要領P44に表6調査項目と空間属性データとして記載
23.愛知県	11-1-2 建物利用現況(オプション項目) 空き家調査については、中心市街地などを対象に調査を行う。 ※空き家:人の居住していない住宅や空き店舗、操業を停止した工場等を空き屋として収集する。共同住宅の一部が空室となっている場合等、建築物全体で見た場合に使用状態にあるものは、空き家に該当しない。	中心市街地の住宅、空き店舗、 操業停止工場等、共同住宅(全室)	棟数で整理	愛知県都市計画基礎調査要綱(令和3年度~令和7年度) 令和2年8月(令和2年11月一部改訂) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 GISデータ定義書(R2.11)	要領P103に記載 定義書に記載なし
24.三重県	建物利用現況調査の建築物用途別分類表で、No.23空家(空家、空き店舗、廃業の工場)が設けられている。	空家、空き店舗、廃業の工場	建物用途コード 空家 230	三重県都市計画基礎調査要領(令和3年6月改定版) 三重県県土整備部都市政策課 三重県都市計画基礎調査 データベース定義書【改定版】 令和3年(2021年)6月 三重県県土整備部都市政策課	要領、定義書P26に記載
25.滋賀県				特記仕様書(抜粋)	仕様書中にH25.6国要領の準拠の記載。 滋賀県回答でH25.6国要領に準拠。
26.京都府	空き家や空き店舗を区分することも考えられる。更に、共同住宅や事務所の空室状況を把握することも考えられる。 この場合、水道の利用状況等により把握すると効率的である。			京都府都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成31年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 京都府 平成31年4月	要領P54に方向性として記載

(つづき)

都道府県名	調査内容	調査対象	コード等入力方法	出典	備考
27.大阪府				平成30年度都市計画基礎調査調査要領(建物土地利用度、建物年齢別床面積、建物構造別床面積、建物用途別床面積)平成30年5月 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 大阪府GIS図面データ定義書(基礎調査)	要領、定義書に記載なし
28.兵庫県				都市計画基礎調査 令和元年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課(GIS定義書部分含む)	要綱に記載なし
29.奈良県				平成26年度都市計画基礎調査実施要領(県・市町村調査)奈良県	要綱に記載なし
30.和歌山県	国要領及び技術資料の内容に準拠			令和3年度 都政 第1号 都市計画基礎調査業務 特記仕様書 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課	仕様書中にR3.5国要領の準拠の記載のため、R3.5国要領に準拠とした。県要領なし(前回H30調査時もH25.6国要領に準拠である。)
31.鳥取県	国要領及び技術資料の内容に準拠			鳥取県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 鳥取県県土整備部技術企画課	R3.7県要領内にR3.5国要領P32～37に準拠を記載
32.島根県				松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 令和元年度改訂版 島根県土木部都市計画課 ※現時点でコードは未設定	要綱に記載なし
33.岡山県				岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 ※県定義書未策定・コード指定なし(県連絡あり)	H25.6国要領に記載なし 岡山県要領に建物調査は対象外と記載 前回H30調査時と同じ資料提出で、前回調査時に岡山県に照会し「国要領に準拠との照会回答あり」のため、前回のH25.6国要領を準拠のままとした。今回もH25.6国要領を準拠を照会済み。
34.広島県	空家フラグについては、該当する建物に1を入力する。 空家(空家、空店舗等)については、個々の建物の性質を説明する属性情報として把握し、建物の用途分類と重畳することにより活用することが効果的である。	空家、空店舗等	空家コード 1.空家 0.空家以外・不明	広島県都市計画基礎調査実施要領(建物利用現況) データベース製品仕様書(建物利用現況)	要領P65、製品仕様書P59、61に記載
35.山口県				平成29年度都市計画基礎調査実施要領 山口県 平成29年度山口県都市計画基礎調査データベース製品仕様書	要領、定義書に記載なし
36.徳島県				平成30年度 徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 平成30年度 徳島東部都市計画区域他都市計画基礎調査業務実施方法 平成31年3月 徳島県県土整備部都市計画課 徳島県 都市計画基礎調査業務GISデータ定義書	要領、業務実施方法、定義書に記載なし
37.香川県				香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成30年6月	要領、定義書に記載なし 香川県にH25.6国要領を準拠を照会済み。
38.愛媛県				都市計画基礎調査委託業務仕様書	愛媛県回答は、「調査項目、調査方法、各用途区分のコード等も国要領に準拠しており、独自に定めている項目もなく実施要領未策定」 H31.3国要領の準拠を示す県仕様書は入手済み 愛媛県にH31.3国要領の準拠を照会済み。
39.高知県	住宅地図における名称表示がなされた住宅と、建物データにおける「独立住宅」「共同住宅」「店舗併用住宅」「店舗併用共同住宅」「作業所併用住宅」を照合し、住居表示がなされていない建物を抽出する。	住居系のみ	住居表示の有無コード 1.住居名称表示がある建物 2.住居名称表示がある建物	高知広域都市計画基礎調査実施要領(改訂版)2019年 高知県都市計画課(GIS定義書編含む)	要領P51(4)空家の状況、定義書P134に記載
40.福岡県	空家フラグについては、該当する建物に1を入力する。 空家(空家、空店舗等)については、個々の建物の性質を説明する属性情報として把握し、建物の用途分類と重畳することにより活用することが効果的である。	空家、空店舗等	空家コード 1.空家 0.空家以外・不明	令和3年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 令和3年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県	要領P41、定義書P35記載

(つづき)

都道府県名	調査内容	調査対象	コード等入力方法	出典	備考
41.佐賀県				各都市計画区域定義書	各都市計画区域定義書に記載なし
42.長崎県				都市計画に関する基礎調査実施要領 長崎県土木部都市計画課 平成26年4月1日改正 平成28年4月1日一部改正 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システムデータベース定義書 平成26年3月 長崎県	要領、定義書に記載なし
43.熊本県				令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課 令和3年度熊本県都市計画基礎調査実施要領(GIS定義書) 令和3年7月 熊本県土木部道路都市局都市計画課	要領、定義書に記載なし
44.大分県	住宅の種類、構造、回数、居住可能性について調査	空き家、空き店舗等	調書とGIS点データ	大分県都市計画基礎調査実施要領(令和2年度改訂版) 令和3年3月 大分県都市・まちづくり推進課	要領P69に記載
45.宮崎県				平成30年度宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備部都市計画課 平成30年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ定義書 平成31年3月	要領、定義書に記載なし
46.鹿児島県	国要領及び技術資料の内容に準拠			令和3年度 鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課	R3.5国要領の準拠を示す県仕様書入手済み (前回H30調査時は県様式集、鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書より整理) 鹿児島県にR3.5国要領の準拠を照会済み。
47.沖縄県	建物利用現況調査の建築物用途区分で、19.空家が設けられている。図示の場合は[E]を記載する。	単独の空き店舗、複合建築物の空き店舗、併用住宅の店舗や作業所部分	建物用途コード 空家 19	沖縄県都市計画基礎調査要領(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(データ定義書)(素案) 令和3年12月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課(建物利用)	要領、定義書に記載 データ定義書(素案) 令和3年12月作成中